



ミャンマー連邦共和国
法制度調査報告書

平成 26 年 3 月 17 日

TMI 総合法律事務所

ヤンゴンオフィス

目次

第1部 不動産法制	6
第1章 はじめに	6
第1節 概要	6
第2節 管轄省庁	6
第3節 問題点	6
第2章 森林法	7
第1節 概要	7
第2節 定義	7
第3節 保護林及び森林プランテーションの設置並びに保全公共林の設置	8
第4節 森林局及び局長の権限及び職務	10
第5節 政府の処分地にある林地及び森林に覆われた土地	11
第6節 林産物	11
第7節 木工業の設立	13
第8節 行政処分	14
第9節 不服審査請求	14
第3章 空地・休閑地・未開墾地管理法	15
第1節 概要	15
第2節 定義	15
第3節 中央委員会	16
第4節 耕作権及び使用権	19
第5節 保証金及び土地収益	23
第4章 農地法	25
第1節 概要	25
第2節 定義	25
第3節 土地使用証明書、農業権、農地の使用	27
第4節 機関	37
第5節 違反に対する措置	39
第6節 紛争解決	40
第7節 農地行政	40
第2部 情報通信関連法制	42
第1章 概要	42
第1節 主な法律	42
第2節 管轄省庁	42
第3節 問題点	42
第2章 科学技術開発法	43

第1節	概要	43
第2節	定義	43
第3節	科学技術開発法に基づき設置される機関	44
第4節	技術移転	45
第3章	テレビ及びビデオ法	46
第1節	概要	46
第2節	定義	47
第3節	ライセンス	47
第4節	機関	49
第5節	不服審査請求	52
第4章	コンピュータ科学開発法	52
第1節	概要	52
第2節	定義	53
第3節	機関	54
第4節	所定のコンピュータに関する事前承認	59
第5節	広域ネットワーク構築	60
第4章	電子取引法	62
第1節	概要	62
第2節	定義	63
第3節	機関	64
第4節	認証者及び署名者	65
第5節	電子記録、電子データ書信及び電子署名	67
第6節	電子技術による契約締結	67
第7節	見直し請求及び不服審査請求	68
第8節	訴訟に関する事項	69
第9節	行政処分	70
第5章	通信法	70
第1節	概要	70
第2節	定義	71
第3節	ライセンス	72
第4節	省及び局の権限及び義務	74
第5節	サービス料金及びユーザー保護基準	76
第6節	接続使用及び相互通信	76
第7節	競争に反する行為の禁止	77
第8節	検査及び監督	77
第9節	ネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップ	

.....	78
第10節 紛争解決	79
第11節 行政処分及び不服申立て	80
第3部 資源関連法制	81
第1章 概要	81
第1節 法制度の概要	81
第2節 管轄省庁	81
第2章 油田に関する法令	83
第1節 概要	83
第2節 油田法の概要	83
第3節 油田法施行細則の概要	84
第3章 石油法	84
第1節 概要	84
第2節 定義	84
第3節 石油の管理	85
第4節 石油の試験	87
第4章 石油資源(開発規制)法	88
第1節 石油資源(開発規制)法の概要	88
第2節 石油権施行細則の概要	88
第5章 鉱山法	88
第1節 概要	88
第2節 定義	89
第3節 許可	91
第4節 鉱業生産のための土地及び水の利用権	97
第5節 鉱山保護区及び宝石保護区の指定	98
第6節 協定の締結	99
第7節 労務	99
第8節 環境保護対策	101
第9節 検査長官	102
第10節 行政処分	102
第6章 宝石法	103
第1節 概要	103
第2節 定義	103
第3節 宝石地域及び区画の指定	104
第4節 宝石の生産許可	105
第5節 宝石の原石, 加工済宝石及び宝飾品の取引ライセンス	109

第6節	機関	110
第7節	行政処分	112
第7章	真珠法	112
第1節	概要	112
第2節	定義	113
第3節	許可	114
第4節	登録	115
第5節	漁場の選定	116
第6節	機関	116
第7節	行政処分	118

第1部 不動産法制

第1章 はじめに

第1節 概要

不動産に関する法律は多数存在する。しかし、City of Yangon Development Act 等の直接は民間企業に関係しない法律や、Land and Revenue Act 等の税に関する法律等も存在する。また、外国企業に関連する法律であっても、不動産の登記、移転、担保については既に2013年のミャンマー法制度調査報告書の「第4部 ミャンマーの物権法」に含まれているため除外する。

したがって、本調査報告書においては、土地の種類に応じて規定されている法律について詳説する。具体的には、森林法(The Forest Law, 1992)、空地・休閒地・未開墾地管理法(Vacant, Follow and Virgin Land Management Law, 2012)、農地法(Farmland Law, 2012)である。

第2節 管轄省庁

森林地、空地・休閒地・未開墾地、農地の管轄省庁は農業灌漑省(Ministry of Agriculture and Irrigation)である。同省は10の局、公社等から構成されている。すなわち、農業計画局(Department of Agricultural Planning)、灌漑局(Irrigation Department)、農業機械化局(Agricultural Mechanization Department)、土地登記局(Settlement and Land Records Department)、水資源利用局(Water Resources Utilization Department)、農業研究局(Department of Agricultural Research)、調査局(Survey Development)、工業作物開発局(Department of Industrial Crops Development)、農業サービス公社(Myanmar Agriculture Service)、農業開発銀行(Myanmar Agricultural Development Bank)である。

第3節 問題点

ミャンマーにおいては登記制度が十分に整備されていないため、土地の種類の確認に困難を伴う。また、森林地、空地・休閒地・未開墾地、農地については土地の利用や譲渡等の多くの場面において担当政府機関の承認を要することが多く、当該承認取得の手続きについて不透明な点が残っている。したがって、他の種類の土地以上に、事業に用いるためには課題が多いと言える。

第2章 森林法

第1節 概要

第1 成立日

森林法は、旧森林法(The Forest law, 1902)に代わり、1992年11月3日に成立した(森林法 58条)。森林法 57条(a)に基づき、1995年12月1日に森林法施行細則(Ministry of Forest Notification No.106/1995)が成立した。

第2 基本原理

本法は、以下の基本原理に従って遂行される(森林法 3条)。

- (a)政府の森林政策の遂行
- (b)政府の環境保護政策の遂行
- (c)政府の森林政策及び環境保護政策の遂行における公共共同分野の促進
- (d)連邦の経済的発展、森林保護による公共の必要性のある衣食住への寄与及び利益の永続的享受
- (e)森林保護及び環境保護に関する国際条約に従った遂行
- (f)森林及び生態系の破壊、火災発生、昆虫の横行及び植物の病気の危険の予防
- (g)自然林への寄与及び森林プランテーションの設置の同時的遂行
- (h)国家に必要な燃料への寄与

第2節 定義

本法において用いられる用語について、以下のとおり定義される(森林法 2条、施行細則 2条)。

- (a)「保護林」とは、本法に基づき保護林と定められた土地を意味する。
- (b)「保安公共林」とは、本法に基づき保安公共林と認定された土地を意味する。
- (c)「林地」とは、保護林及び保安公共林を含む土地を意味する。
- (d)「国の処分地」とは、既存の法律により政府部門、機関又は個人が耕作権、所有権、使用及び占有権、利益享受権、相続権又は譲渡権を取得した土地以外のその他の土地を意味する。
- (e)「林産物」とは、林地又は国の処分地において成長している又は見られる木、葉、花及び果実並びにその副産物を意味する。本用語には野生動物及び昆虫、それらの一部及び副産物を含む。
- (f)「小林産物」とは、本法に基づき小林産物とされる林産物を意味する。
- (g)「木」とは、根、切株、幹、枝、低木、蔓植物、竹、蔦、蘭及び種子を含む。

- (h)「保護木」とは、チーク木及び本法に基づき保護木と認定された木を意味する。
- (i)「木材」とは、切断、処理又はくり抜かれた倒木、伐採された木、材木又は丸太を意味する。
- (j)「薪」とは、燃料としてのみ使用するに適した木又は木材の一部若しくは切れ端を意味する。
- (k)「家畜」とは、人間によって飼育される動物を意味し、象を含む。
- (l)「移動許可」とは、林産物がある郡区から別の国内に移動するための本法に基づき発行された許可を意味する。
- (m)「許可」とは、林産物の採取許可命令又は林産物に関する経営権の許可命令を意味する。本用語は、林産物の採取許可に関する契約締結を含む。
- (n)「大臣」とは、森林省の大臣を意味する。
- (o)「局長」とは、森林局の局長を意味する。
- (p)「森林部長」とは、州／管区、地区又は郡区森林局の長を意味する。
- (q)「森林局職員」とは、森林局局長の森林警備隊とは異なった階級の森林管理職員を意味する。

第3節 保護林及び森林プランテーションの設置並びに保全公共林の設置

第1 保護林の種類

環境要因の保護及び林産物の持続可能な産出の維持のため、大臣は、政府の承認を得て、政府の処分地上に境界を策定する方法で以下の種類の保護林を設置することができる(森林法4条)。

- (a)商業保護林
- (b)現地調達保護林
- (c)流域又は貯水池保全保護林
- (d)環境及び生態系保全保護林
- (e)その他の種類の保護林

第2 保安公共林の目的

大臣は、政府の承認を得て、以下の目的のために保護林以外の政府の処分地上に境界を定めることにより、保安公共林を認定できる(森林法5条)。

- (a)水及び土壌の保護
- (b)乾燥地帯の森林の保全
- (c)マングローブ林の保全
- (d)環境及び生態系の保全
- (e)持続可能な産物の保全

第3 保護林及び保安公共林に関する手続

大臣は、保護林の設置又は保安公共林の認定を行う前に、保護林又は保安公共林を定めることの提案を所定の方法により宣言しなければならない(森林法6条(a))。その際、(a)場所、境界、地域、(b)所有権、種類、(c)ビルの建設、木の伐採、森林製品の採取、整地、新たな果樹園や森林の設置、牧草地としての使用、防火林の設置は原則として禁止されること、(d)森林局職員の任命に関する事項又は局長の任命に関する事項を含めなければならない(施行細則3条、5条)。

保護林の設置に関して、関連する土地において公共の権利に与える影響に関する所定の方法による調査及び決定並びに保護林の境界策定の遂行のための森林局職員を任命しなければならない(森林法6条(b))。当該森林局職員は、任命後30日以内に、保護林に所在する森林製品の採取権について苦情がある場合には異議を申出よう通知しなければならない。異議がある者は、当該通知後90日以内に当該異議を申出なければならない。森林局職員は、異議の内容を確認後、当該確認結果を局長に伝えなければならない(施行細則6条)。局長は、当該報告を精査後、所見を付して大臣に提出し、大臣は当該報告書を考慮して保護林の選定の通知を公開しなければならない(森林法6条(d)、施行細則8条)。

大臣は、保安公共林の指定に関して、認定に含まれる禁止事項により公共の権利に与える影響に関する調査及び決定を局長に委任しなければならない(森林法6条(c))。局長は、委任後30日以内に保安公共林に所在する森林製品の採取及び使用権について苦情がある場合には異議を申出よう通知しなければならない。局長は、異議の内容を確認後、当該確認結果を大臣に伝えなければならない(施行細則13条)。大臣は、当該局長により提出された報告書を考慮して保安公共林の選定の通知を公開しなければならない(森林法6条(e))。いかなる者も、保安公共林において、局長の許可なく次の行為を行ってはならない(施行細則19条)。すなわち、(a)火災又はその他の方法による森林局に指定された木の伐採、切断、環状除皮、刻印、枝落とし、切付け、(b)不法侵入及び拡大、(c)家畜の放牧、(d)耕作のための整地及び掘削、(e)水質汚染、化学品及び爆発物の使用、(f)野生動物の捕獲及び狩猟、(g)火の使用。

大臣は、政府の承認を得た上で、保護林の全て又は一部の種類の変更、保護林の取消、保安公共林への変更を行うことができる(森林法7条(a))。また、森林局により保護されている保護林の在来種により変更及び取消を行うことができる(森林法8条(b))。

保安公共林に関して、大臣は、連邦政府の承認を得た上で、保安公共林の全部又は一部の保護の継続の必要性がないとすることができる(森林法7条(b))。

なお、連邦内のチークの立木は、連邦の所有とされている(森林法8条(a))。

第4 森林プランテーションの種類

局長は、大臣の承認を得た上で、政府の処分地又は林地に以下のプランテーションを設

置することができる(森林法 13 条)。各プランテーションは所定の原則に従って設置される(施行細則 36 条乃至 40 条)。

- (a)商業プランテーション
- (b)産業プランテーション
- (c)環境保護プランテーション
- (d)現地調達プランテーション
- (e)農村薪プランテーション
- (f)その他のプランテーション

第5 森林プランテーションに関する手続

政府から許可を得た場合、政府及び個人又は組織は合弁事業を行う権利を有する。また、個人又は組織は、自ら使用するために村民により耕作される村所有の薪プランテーションを除き、契約条件に従って、プランテーションの耕作及び維持の権利を有する(森林法 14 条)。この場合、次の要件を遵守しなければならない(施行細則 41 条)。すなわち、(a)ミャンマー国民投資法又は外国投資法の遵守、(b)場所及び木材の種類について森林省からの承認を得ること、(c)保護林、保安公共林又は政府の処分地における業務であること、(d)水、土地及び環境に影響を与えないプランテーションの方法として森林省に承認されたこと、(e)国民の生活水準の向上及び地域発展に貢献すること、(f)経済、原材料業界又は燃料需要に森林プランテーションが貢献すること、(g)所定の税の支払である。

局長は、村落に隣接した保護林、保安公共林又は政府の処分地上に、①一定期間を設けて森林局により作られ、村落所有として維持及び使用可能とされた薪プランテーション又は②村落の集団の労働者により村落所有として作られ、維持及び使用可能な薪プランテーションとして設立する許可を行うことができる(森林法 15 条、施行細則 42 条、43 条)。

商業規模で林産物を採取する権利を取得した者は、プランテーションの設立又は連邦の許可に基づき自然の再生を遂行する責任を有し、条件に従って、自己の支出において同時に遂行しなければならない(森林法 16 条、施行細則 44 条)。

第4節 森林局及び局長の権限及び職務

第1 森林局の権限及び職務

森林局の権限及び職務は以下のとおりである(森林法 9 条)。

- (a)政府の森林政策の遂行
- (b)水資源、土壌、生態系及び環境、持続可能な林産物の産出並びに森林に覆われた土地の保護に関する計画の遂行
- (c)本法の規定に従った林野の管理
- (d)保護林、保安公共林及び保護木の種類の決定、変更及び取消に関する提案の大臣への提

出

- (e) 林業に関する学校及び訓練コースの設置及び管理並びに訓練生の海外への派遣
- (f) 森林協会の管理
- (g) 森林資源のデータ目録の収集
- (h) 森林研究の遂行

第2 森林局長の権限及び義務

局長の権限及び義務は以下のとおりである。

- (a) 本法に含まれる基本原理に従った森林及び環境保護業務の継続の手段として、政府部門及び機関並びに民間企業の指針となる林業分野に関する計画及び森林管理に関する計画を策定し大臣に提出すること(森林法 10 条)
- (b) 森林法 10 条に定める計画に関して、年次事業の進捗状況を大臣に報告すること(森林法 11 条(a))
- (c) 森林法 10 条に定める計画に関して、時宜に応じて見直しを行わなければならない、変更許可が必要である場合には、大臣に提案を提出すること(森林法 11 条(b))
- (d) 森林法 10 条に定める計画に関して、10 年毎に所定の方法により必要な森林資源の資料を収集及び照合すること(森林法 11 条(c))

第3 森林部長の権限及び義務

森林部長は、保安公共林及び政府の処分地にある林地における火の使用に関する規律について規定し、火を使用する者は当該規律に従わなければならない(施行細則 24 条)。

第5節 政府の処分地にある林地及び森林に覆われた土地

政府の処分地にある林地及び森林に覆われた土地において開発業務又は商業計画の遂行を望む者は、森林省から事前に承認を得なければならない。また、教育又は研究業務の遂行若しくは訓練コース又は研修旅行の実施を望む者は、局長又は当該局長から権限を与えられた森林部長から事前に承認を得なければならない(森林法 12 条)。

第6節 林産物

第1 林産物の採取

1. 採取の可否

林産物は、許可を得た後に採取することができる。但し、国内、農業又は漁業に非商業規模で使用する場合、森林部長の許可を得ることなく所定の量以下の林産物の採取を行うことができる(森林法 17 条、施行細則 26 条)。

2. 採取許可手続

林産物の採取の許可に当たって、森林局は、その伐採が商業規模である場合、競争入札方式を行わなければならない。但し、伐採の目的が以下のいずれかである場合、競争入札方式によらずに許可を与えることができる(森林法 18 条、施行細則 45 条、46 条)。

- (a)採取した林産物を国有企業が連邦内外に販売する場合
- (b)林産物の採取に関して大臣が政府から委託を受けた場合
- (c)小林産物の商業規模での森林部長の採取許可がある場合
- (d)研究及び教育事業並びに公共の利益又は宗教事業に林産物が使用され、非商業規模の森林部長からの採取許可が与えられた場合

3. 採取許可期間

商業規模での林産物の採取許可に関して、大臣は 5 年以上の期間の許可を与えることができる。局長は 2 年以上 4 年以下の条件の許可を与えることができ、森林部長は 1 年以下の許可を与えることができる(森林法 19 条(a))。当該採取許可を与えられた者は、合理的理由がある場合、6 ヶ月以下の期間の延長を 2 回まで行うことができる(同条(b))。

4. 採取許可における規定事項

局長は、大臣の承認を得て、林産物の採取許可に関して、以下の決定を行うことができる(森林法 20 条)。

- (a)小林産物の種類
- (b)使用料及びその他の料金
- (c)許可なく国内、農業又は漁業に非商業規模で使用する場合に関する森林部長により許可される採取に関する各林産物の量
- (d)許可に規定された条件違反に対して課される罰金
- (e)条件

5. 採取許可取得者の義務

林産物の採取許可を得た者は、以下の事項を遵守しなければならない(森林法 21 条、施行細則 70 条)。

- (a)許可に規定された条件
- (b)本法に基づき森林局の発する命令、指導、禁止及び制限
- (c)権利金、保証金及び前納金の支払
- (d)所定の方法による測量後の標章の添付又は関連する地区において登録された財産標章の添付

6. 木炭への燃焼

森林部長は、所定の条件により、木炭窯の建設及び権利金を支払った林地又は政府の処分地から採取された薪の木炭への燃焼を許可することができる(森林法 22 条)。当該許可なく、商業目的で木炭のために木の伐採を行ってはならない(施行細則 32 条)。

第2 林産物の移動

郡区から他の国内への林産物の移動を望む者は、当該目的のために局長から授権された森林部長に対して移動許可を申請しなければならない(森林法 23 条(a)、施行細則 48 条)。但し、①採取許可地域内の林産物の移動、②定められた量を超えず、かつ、商業規模でない小林産物の移動、③郡区から他の市開発地域内への移動を除く(同条(b))。

森林局は、林産物の移動の検査及び権利金の徴収のために必要な税務局を設置することができる(森林法 24 条、施行細則 81 条)。

林産物を移動する者は、当該移動許可を所持しなければならず、関連する税務局に対して検査及び権利金の査定を提出しなければならない(森林法 25 条)。

局長は、木材が集積及び浮かぶ場所として筏集積所を定めなければならない(森林法 26 条(a))。林産物の移動を行う者は、筏が管理下にある場合にのみ木材を集積所の下流に移動させなければならない(同条(b))。

第3 漂流及び無主木材

筏集積場の下流にある管理下でない筏又は木材を「漂流」と看做す(森林法 27 条)。

また、定められた期間内に権利を設定する者がいない場合、①漂流、座礁又は沈下して見つけられた木材、②登録された財産標章が添付されていない木材、③登録された財産標章の痕跡がない木材は、無主木材と看做される(森林法 28 条(a))。森林局職員は、これらの木材を収集し、税務局又は木材保管所に持ち込む権利を有する(同条(b))。森林局職員は所定の方法により漂流及び無主木材を処分しなければならない(森林法 29 条)。

第7節 木工業の設立

木工家内工場又は家具製造業を除く、木挽穴、製材所、さねはぎ所、合板所、ベニア工場又は木工所の設立を望む民間企業家は、当該目的のために委託された森林部長からの許可を得た後にのみ設立をする権利を有する(森林法 30 条)。製材所等は毎年郡区森林事務所において登録しなければならない(施行細則 88 条)。年間6,000トン以上製材できる製材所、木工所、ベニア工場の設立を希望する場合、局長から権限を授権された森林部長に対して許可の取得を申請しなければならない(施行細則 89 条(a))。森林部長は精査後、大臣の承認を得た上で許可を発行できる(同条(b))。

局長は、大臣の承認を得て、森林法 30 条の目的とする許可の権利金の率及び状態及び条件を定めることができる(森林法 31 条)。

第 8 節 行政処分

第 1 森林部長による処分

森林部長は以下の処分を行うことができる。

- (a) 1 トン以下のチーク材又は 3 トン以下の保護木押収の場合、10,000 チャット以下の罰金及び当該木材の没収(森林法 33 条(a)(1))。
- (b)チーク材及び保護木を除く 3 トン以下の木材の場合、10,000 チャット以下の罰金及び当該木材の国内価格の 2 倍の罰金(同条(a)(2))。
- (c)木材でない林産物で国内価格が 5,000 チャット以下の場合、10,000 チャット以下の罰金及び当該林産物の国内価格の 2 倍の罰金(同条(a)(3))。
- (d)動かさない林産物の場合、10,000 チャット以下の罰金及び当該林産物の国内価格の 2 倍の罰金(同条(a)(4))。
- (e) 移動許可なく本法に基づき合法的に所有権を有する林産物を移動した者及び移動を許可した者に対し、5,000 チャット以下の罰金に処することができる。罰金が支払われなかった場合、その林産物は没収されなければならない(森林法 35 条)。

第 2 森林局職員による処分

森林局職員は、林産物に関して、森林局に支払われる使用料及び罰金が納入されるまで、当該林産物を保管することができる(森林法 36 条(a))。所定の期間内に権利金及び罰金が支払われなかった場合、森林部長は、所定の方法により、当該保管林産物を処分しなければならない(同条(b))。

第 3 伐採許可を与えた者による処分

林産物の伐採許可を与えた者は、林産物の伐採許可を受けた者、その代理人又はその者の労働者が、許可の条件に違反した場合、以下の命令を発することができる(森林法 34 条)。

- (a)許可に基づく全部又は一部の業務の停止
- (b)定められた罰金の支払い及びその業務の継続
- (c)許可の取消
- (d)定められた罰金の支払いが必要である場合には、許可の取消及び保証金及び前納金の没収

第 9 節 不服審査請求

第1 森林部長に対する不服審査請求

本法に基づく郡区森林部長による命令又は決定に不服を有する者は、管轄する地区森林部長又は州又は管区森林部長に対して、所定の方法により、当該命令又は決定が発せられてから 30 日以内に不服審査請求を行うことができる(森林法 37 条(a))。

地区森林部長又は州又は管区森林部長は、郡区森林部長の発した命令又は決定を承認、変更又は却下することができる(同条(b))。

第2 局長に対する不服審査請求

地区森林部長又は州又は管区森林部長による命令又は決定に不服を有する者は、局長に対して、定められた方法により、その命令又は決定が発せられてから 60 日以内に不服審査請求を提出することができる(森林法 38 条(a))。

局長は、地区森林部長又は州又は管区森林部長の発した命令又は決定を認証、変更又は排除することができる(同条(b))。

第3 大臣に対する不服審査請求

森林部長又は局長による命令又は決定に不満を有する者は、大臣に定められた方法により、その命令又は決定が発せられてから 60 日以内に不服審査請求を提出することができる(森林法 39 条(a))。

大臣は、森林部長又は局長の発した命令又は決定を認証、変更又は排除することができ、大臣の決定は、最終判断とする(同条(b)(c))。

第3章 空地・休閒地・未開墾地管理法

第1節 概要

第1 成立日

空地・休閒地・未開墾地法は、2012年3月30日に成立した。空地・休閒地・未開墾地法 34 条(a)に基づき、2012年8月31日に同法施行細則(Ministry of Agriculture and Irrigation Notification No.1/2012)が成立した。

第2節 定義

本法で使用される用語は以下のとおり定義される(空地・休閒地・未開墾地法 2 条、施行細則 2 条)。

(a)「中央委員会」とは、空地・休閒地・未開墾地の管理を行う中央委員会を意味する。

(b)「省」とは、農業灌漑省を意味する。

- (c)「局」とは、土地登記局を意味する。
- (d)「特別委員会」とは、本法に基づき組織された空地・休閒地・未開墾地の管理のための特別委員会を意味する。
- (e)「空地及び休閒地」とは、かつて居住者により管理されていたが何らかの理由で放棄された土地で、連邦指定の土地のみならず農業又は畜産目的の土地を意味する。
- (f)「未開墾地」とは、これまで一度も耕作されたことがない、新しい土地又はその他森林地を意味する。森、竹、低木の有無、土地の形状が平面か否かを問わず、そして農業、家畜養鶏農業及び水産養殖、鉱業、その他目的のため法律に従い政府に許可された保護林、牧草地、漁業池地から法的に解除された土地も含まれる。
- (g)「保証金」とは、本法で定められた、土地耕作権、事業の種類に応じて土地を使用する権利を付与された者から連邦政府より権限を与えられた銀行の一つに払込又は担保によって事前に支払われる金銭を意味する。
- (h)「土地税」とは、本法に基づき制定された規則によって定められた、土地耕作権、事業の種類に応じて土地を使用する権利を付与された者から連邦に支払われる土地の税率を意味する。
- (i)「多年生植物」とは、その植物の種類に応じた期間をかけて、利益を得るため小型の農園で栽培されている農作物、多年生植物、といった植物を意味する。
- (j)「果樹園」とは、植物が枯れるまで収穫期毎に植え直しを要するか否かを問わず、小型の農園又は混作で栽培される植物を意味する。
- (k)「季節農作物」とは、生育期に育てられた農作物であって、収穫及び収益を経た後更なる生産のために新しく耕作され種蒔きされるものを意味する。
- (l)「鉱山発掘事業」とは、ミャンマー鉱山法 2 条(j)と同様の定義を意味する。
- (m)「許可命令」とは、空地・休閒地・未開墾地を耕作及び使用する権利を求める申請につき中央委員会によって許可が付与される旨の命令を意味する。
- (n)「独立委員会」とは、ネピドー議会又は各管区域若しくは州により提出された空地・休閒地・未開墾地を耕作及び利用する権利に関する事案及び事項について調査するために中央委員会が組成する委員会を意味する。
- (o)「特別委員会」とは、空地・休閒地・未開墾地におけるプロジェクトの実施に関する事項について調査するために中央委員会が随時組成する委員会を意味する。
- (p)「様式」とは、本規則で用いられる所定の様式を意味する。

第 3 節 中央委員会

第 1 設置

大統領は、商業農業、畜産、鉱業その他政府が認める法律に即した目的に関して連邦が経済発展し、空地・休閒地・未開墾地の使用に関わる管理業務を確実にするため、農業灌

漕大臣を議長とし、土地登記局長官を事務局とし、その他の適切な関連政府部門及び組織の適切な人員及び適切な人物を構成員とする空地・休閒地・未開墾地の管理のための中央委員会を設置できる(空地・休閒地・未開墾地法 3 条(a))。当該委員会の構成は必要に応じて再構成することができる(同条(b))。

第 2 監督

1. 機関の設置

中央委員会は、空地・休閒地・未開墾地の使用権についての案件の調査及び協力を行うため、各管区又は州に特別委員会及び特別団体を構成し、その義務を定める(空地・休閒地・未開墾地法 17 条)。また、空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者が付与された目的を実行するために所定の条件を遵守しているか否かを監視するため、適宜関連局とともに特別理事会を組織し指名することができる(空地・休閒地・未開墾地法 18 条)。

2. 土地の収用

中央委員会は、以下のいずれかの状況が生じた場合、権限を与えられた土地を必要な範囲で収用するものとする(空地・休閒地・未開墾地法 19 条、施行細則 55 条)。この場合、中央委員会は、適法な所有者が 30 日以内に実際の投資額を賄うに必要な時価で算定された補償を受けるため、連邦政府の内閣の同意をもって、関連部門及び局と協力して取り組むことにつき、管区又は州の専門委員に責任を委任する(空地・休閒地・未開墾地法 20 条、施行細則 56 条)。

(a)権限を与えられた土地で古代文明遺産が発見された場合

(b)連邦の利益のためにインフラ又は特別事業が求められる場合

(c)許可された鉱物を除く、その他の天然資源が鉱業生産のために許可された権限を与えられた土地で発見された場合

(d)空地・休閒地・未開墾地法 4 条(a)、(b)及び(d)所定の目的をもって許可された権限を与えられた土地で天然資源が発見された場合

3. 保証金の没収及び使用権の取消

中央委員会が、空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者が本法の条件に違反する事実を見つけた場合、預けられた保証金は連邦に没収され、土地の耕作権又は使用権も取消される(空地・休閒地・未開墾地法 21 条、施行細則 57 条)。

4. 本法施行前に使用権を付与された者の義務

本法の施行前に中央委員会から空地・休閒地・未開墾地の管理のため土地の使用権を付与された個人及び組織は、以下の条件に従わなければならない(空地・休閒地・未開墾地法 22 条、施行細則 49 条)。

- (a)権利を付与された土地の範囲、命令発行日、整理番号、実際に耕作された範囲及び未耕作範囲の写真並びに書証が添付された全ての完全な記録ファイルを中央委員会に提出すること
- (b)空地・休閒地・未開墾地の耕作された範囲につき本法を遵守すること
- (c)所定の存続期間を過ぎても未耕作の権限を与えられた土地は、連邦によって取消されたものと看做されること
- (d)中央委員会が、権利を付与された者が所定の期間中所定の条件を遵守することを怠ったり、違反したり、義務を果たさなかったことを見つけた場合、預けられた保証金は連邦に没収されるものとし、土地の使用権は取消されること

第3 使用権を付与された者に対する対応

中央委員会は、使用権を付与された者に対して以下の必要な対応を行う(空地・休閒地・未開墾地法 23 条乃至 25 条、施行細則 52 条、58 条、59 条)。

- (a)空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者が技術的支援、良品質の種子及びその他の農業又は畜産目的を遂行するのに必要な支援を求めて連絡してきた場合、中央委員会は支援に必要な対応を行うこと
- (b)空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者が投資資本の融資又は物資及びサービスの支援を求める場合、関連部門及び組織に必要な提案を行うこと
- (c)空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者がサイクロン等の自然災害により多大な額の被害及び損害を被り連邦に特別融資を求めてきた場合、関連省に必要な提案を行うこと
- (d)事業が所定の時間及び条件の範囲内で完了した場合、空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者に対し保証金を返金すること
- (e)空地・休閒地・未開墾地の使用権が付与された者が作業を行うに当たって地元農家との紛争、妨害、利益の侵害及び破壊等の問題を申し出た場合、中央委員会は初めに関連部門及び組織と調整し、調整ができなかった場合は法律に従い対処すること
- (f)既存の農地が公式に許可され権限を与えられた範囲に含まれているか否か、及び、地元農家によって耕作が始められる以前であるかを問わず、地元農家の希望に沿って指導協力すること
- (g)従前に権限を与えられた農民が権限を与えられた土地にいた場合、本法及び双方の合意に従うこと

第4 その他の権限及び義務

1. 権限

中央委員会は、所定の条件に従い、空地・休閒地・未開墾地の使用権を付与された者に対して状況報告書及び作業完了報告書を要求する権利を有する(空地・休閒地・未開墾地法

31 条)。本法の規定を実行するため、省及び中央委員会は、必要な通知、命令、指令、手順を発令することができる(空地・休閒地・未開墾地法 34 条(b))。

2. 義務

中央委員会は、空地・休閒地・未開墾地の管理に関連する事項について、連邦政府の内閣に対し、半年毎の報告書を提出しなければならない。政策上問題が生じた場合、手順通り大統領に指針として提出される(空地・休閒地・未開墾地法 32 条)。

また、本法の施行前に形成された耕作可能な土地、休閒地、荒地の管理のために義務及び権限を対処及び遂行しなければならない(空地・休閒地・未開墾地法 33 条)。

第 4 節 耕作権及び使用権

第 1 耕作権及び使用権の申請適格者

以下の個人又は組織は、中央委員会に対し、所定の条件に従って、①農業、②家畜養鶏農業及び水産養殖、③鉱業、④法律に従い政府が認めるその他の目的を遂行するために国の空地・休閒地・未開墾地の耕作権及び使用権の申請を行うことができる(空地・休閒地・未開墾地法 4 条、5 条、施行細則 3 条)。申請の際、当該郡区事務所が発行する所定の地図を添付しなければならない(施行細則 5 条)。

(a) ミャンマー国民投資家

(b) 局、政府組織及び非政府組織

(c) 政府と外交関係を有する在外公館、国連機構その他の組織又は個人等、1987 年不動産譲渡制限法 14 条に基づく適格を有する例外該当者

(d) 外国投資法に基づき局及び政府組織とともに合弁事業を行う投資家

(e) 外国投資法に基づきミャンマー国民投資家とともに合弁事業を行う投資家

(f) 管理可能な農業プロジェクトを実施することを希望する地方農業経営者及び家族

第 2 申請に関する手続

1. 申請の流れ

中央委員会は上記申請を受領後、登録簿(様式 5)に詳細を記録し、調査及び措置のため、当該申請をネピドー議会又は管区若しくは州の専門委員会に送付する(施行細則 6 条)。ネピドー議会又は管区若しくは州の専門委員会は、当該送付された申請を、ネピドー局事務所又は管区若しくは州局事務所に送付する(施行細則 7 条)。ネピドー局事務所又は管区若しくは州局事務所は、地区局事務所を通じて、当該申請を必要な措置を講じるために郡区局事務所に送付する(施行細則 8 条)。郡区局事務所は、当該申請を受領後、次の措置を講じる(施行細則 9 条)。すなわち、(a)空地・休閒地・未開墾地の耕作権及び使用権の申請について、通知日から 30 日以内に信頼に足る証拠と併せて異議申立てを行うことができる旨を公衆に

通知する、(b)異議申立てに関する通知を該当するネピドー局事務所又は管区域若しくは州局事務所、地区局事務所、郡区局事務所及び空地・休閒地・未開墾地が位置する郡区管理者事務所の掲示板に掲示する。

郡区局事務所は、異議申立てに関する通知期間中、以下の点について検討し、空地・休閒地・未開墾地の耕作権及び使用権に関する調査書(様式 7)に記入する(施行細則 10 条)。

- (a) 施行細則 3 条の基準に基づき申請者が適格であるか否か
 - (b) 申請された空地・休閒地・未開墾地について、
 - (1) 土地が実際に空地・休閒地・未開墾地であるか否か
 - (2) 現在土地を利用している所有者がいるか否か
 - (3) 土地について侵害があるか否か
 - (4) 過去に土地を耕作又は利用する権利が認められたことがあるか否か
 - (5) 申請者が、空地・休閒地・未開墾地又は土地の一部について複数の申請を行っているか否か
 - (c) 申請者が、空地・休閒地・未開墾地を耕作又は利用する手段を有するか否か
 - (d) 空地・休閒地・未開墾地が申請に記載された目的上適格であるか否か
 - (e) 環境に影響を及ぼすか否か
 - (f) 申請された空地・休閒地・未開墾地が企業、局又は組織により管理されている土地に関与していないか否か、また、当該企業、局又は組織のプロジェクトに影響を及ぼすか否か
- なお、空地・休閒地・未開墾地に関する申請が複数ある場合、以下の点についても検討が必要である(施行細則 11 条(b))。
- (1) 投資方法に関する条件
 - (2) 提案されたプロジェクトの実施に関する条件
 - (3) 作業計画に関する条件
 - (4) プロジェクトに用いられる素材の供給に関する状況

2. 申請に関する必要措置

中央委員会は、上記申請に関して、以下の必要措置を講じる(空地・休閒地・未開墾地法 6 条)。

- (a) 関連管区又は州から推薦を得る
- (b) 鉱業については鉱業省、空地・休閒地・未開墾地法 4 条(d)に定めるその他の目的についてはその他関連省から推薦を得る
- (c) 保護林及び保安公共林である林地及び自然地区、流域及び漁場の損害及び破壊を防ぐため、環境保護省、森林省及びその他の関連省と協力する
- (d) 連邦政府に対して国土使用指針の調査に関わる必要な提案を提出する

第 3 許可

中央委員会は、空地・休閒地・未開墾地の使用に関して管理業務を確実にを行うため、命令によって手順通り申請を許可又は拒絶する(空地・休閒地・未開墾地法 8 条)。許可した場合、保証金が支払われた後、中央委員会は空地・休閒地・未開墾地の耕作権、使用権に関する許可命令を発する(空地・休閒地・未開墾地法 9 条)。

なお、外国投資については、ミャンマー投資委員会の同意をもって、空地・休閒地・未開墾地の耕作権、使用権の申請に対する許可を与える(空地・休閒地・未開墾地法 7 条)。

第 4 許可の条件

1. 面積に関する条件

中央委員会は、以下の面積の範囲内で商業農業及び畜産目的での空地・休閒地・未開墾地を許可する(空地・休閒地・未開墾地法 10 条、施行細則 29 条、31 条乃至 33 条)。

(a) 農業の場合

(1) 多年生植物の場合、一度に 5,000 エーカーを超えない範囲で認める。許可面積の 75 パーセントの耕作が完了する毎に、施行細則 27 条に基づき所定の申請を提出し、専門委員による現地視察及び承認に基づき、5,000 エーカーを超えない範囲で土地の更なる拡張が認められ、合計 50,000 エーカーを上限として許可される。一度に 5,000 エーカー以上の耕作可能面積を許可する場合、連邦の利益のために連邦政府の内閣の同意をもって行われる。

(2) 果樹園の場合、3,000 エーカー以下。

(3) 産業農作物の場合、一度に 5,000 エーカー以下、許可面積の 75 パーセントの耕作が完了する毎に一度に 5,000 エーカー以下を追加でき、最大合計 50,000 エーカーが許可される。一度に 5,000 エーカー以上の耕作可能面積を許可する場合、連邦の利益のために連邦政府の内閣の同意をもって行われる。

(4) 管理農地を運営したい地方農家及び家族に対して各地元管理委員会の一つによる許可をもって 50 エーカー以下の使用が認められる。

(b) 家畜養鶏農業及び水産養殖の場合

(1) 水産(魚、エビ、カニ)養殖の場合、1,000 エーカー以下。

(2) 畜産及び養鶏農業の場合

(aa) 水牛、牛及び馬の畜産の場合、2,000 エーカー以下。

(bb) 羊及び山羊の畜産の場合、500 エーカー以下。

(cc) 鶏、鴨、豚及びウズラの畜産の場合、300 エーカー以下。

(3) 上記(1)及び(2)に含まれていない畜産の場合、適切なエーカー数。

(c) 鉱業目的の場合、鉱業省の同意及び協力をもって許可される。

(d) 法律に従い政府が認めるその他の目的の場合、関連省の同意及び協力をもって許可される。

2. 期間に関する条件

中央委員会は、以下の存続期間において、商業農業及び畜産目的に関する空地・休閒地・未開墾地の使用権を許可する(空地・休閒地・未開墾地法 11 条、施行細則 35 条)。

(a)農業の場合

(1)多年生植物及び果樹園については、土地使用権の存続期間は権利を付与された日から 30 年以下。

(2)季節農作物については、土地使用権の存続期間は条件違反がない限り存続する。

(b)家畜養鶏農業及び水産養殖については、土地使用権の存続期間は権利付与された日から 30 年以下。

(c)上記(a)(1)及び(b)に定める土地使用権の存続期間満了後、事業の種類に応じて、合計 30 年以下の範囲で追加の期間を許可される。

(d)鉱業目的の場合、土地使用権の存続期間は鉱業省の同意及び協力をもって許可される。

(e)法律に従い政府が認めるその他の目的の場合、土地使用権の存続期間は関連省の同意及び協力をもって許可される。

3. その他の条件

中央委員会は、市民により土地開発事業を行うことができない場所については、外国投資法に基づき許可された投資家又は外国投資法に基づき許可された投資家によって構成される組織からの申請に対し、土地使用権を許可する(空地・休閒地・未開墾地法 12 条)。

第5 許可を付与された者の遵守義務

空地・休閒地・未開墾地の耕作権又は使用権の許可を付与された者は以下の条件を遵守しなければならない(空地・休閒地・未開墾地法 16 条、施行細則 45 条乃至 47 条)。

(a)付与された土地は、付与された目的及び営利事業に関連して使用すること

(b)空地・休閒地・未開墾地に関するプロジェクトを権利の付与日から 4 年以内実施しなければならない。初年度はプロジェクトの 15 パーセント、2 年目は 30 パーセント、3 年目は 30 パーセント、4 年目は 25 パーセント完了させ、4 年目にプロジェクトを 100 パーセント完了させること

(c)付与された土地は、内閣の許可なく抵当の設定、譲渡、売却、賃貸、又はその他の態様による移転又は分割を行ってはならない

(d)土地税は、権利付与された土地について全額支払われなければならない

(e)付与された土地に関し中央委員会により定められた条件は遵守しなければならない

(f)事業に認められた目的以外で、地下及び地上のその他の天然資源を採掘することは禁止される

(g)権限を与えられた土地で見つかった天然資源は、政府が商業的理由から当該資源の採掘を望み必要な土地を回収する場合、連邦政府の指示に従わなければならない

(h)管理可能な農業プロジェクトを実施する地方農業経営者又は家族に該当する場合、認め

られたエリアにおける各農業プロジェクトを2年間以内に完了させなければならない

(i)空地・休閒地・未開墾地を耕作及び利用する権利を有する者が自然災害又はその他の事由による安全性の欠如により生じた遅延等により土地を耕作又は利用する所定期間の延長を希望する場合、かかる者は、中央委員会に対し、ネピドー議会又は管区域若しくは州の専門委員会により承認された申請を提出しなければならない

(j)採鉱活動を行う権利を付与されている空地・休閒地・未開墾地における採鉱のために当初承認された資源と異なる鉱物資源を発見した場合、中央委員会に直ちに報告しなければならない

(k)自然資源及び文化遺産に関わる物品の発見により、経済及び保護上の目的で、連邦政府が土地の占有を回復するに当たり、連邦政府の指示に従い、許可されたエリアのうち要求される最低限のエリアを返却しなければならない

(l)飛行場、幹線道路、鉄道及び特別プロジェクト等の基盤整備プロジェクトを実施する目的で、連邦政府が国益のために土地の占有を回復するに当たり、連邦政府の指示に従い、許可されたエリアのうち要求される最低限のエリアを返却しなければならない

(m)土地を利用する権利が付与された後、プロジェクトを継続又は完了できなかった場合、中央委員会に空地・休閒地・未開墾地を返却しなければならない

第5節 保証金及び土地収益

第1 保証金

中央委員会は、事業の種類に応じて、空地・休閒地・未開墾地の使用権について許可を得ることになる者への保証金率を定めることができる(空地・休閒地・未開墾地法 13 条)。

空地・休閒地・未開墾地の耕作権又は使用権を取得した者は、以下のとおり、空地・休閒地・未開墾地の最寄りの地区に所在するミャンマー農業開発銀行に保証金を預託しなければならない(施行細則 38 条)。

(a)農業プロジェクトについて、

(1)地方農業経営者又は家族が、管理可能なプロジェクトを 50 エーカー以下の土地において実施することを希望する場合、1 エーカー当たり 3,000 キヤット

(2)事業プロジェクト用の土地が 50 エーカーを超える場合、10,000 キヤット

(b)施行細則 31 条に基づく家畜飼養について、1 エーカー当たり 10,000 キヤット

(c)採鉱プロジェクトについて、1 エーカー当たり 10,000 キヤット

(d)政府認可のその他合法プロジェクトについて、1 エーカー当たり 10,000 キヤット

第2 土地税

1. 土地税免除期間

中央委員会は、以下に定める事項に従い、権利の付与日を起算日として、かつプロジェクト又は農作物の種類に応じて、耕作又は利用する権利が付与された空地・休閑地・未開墾地に係る土地税免除期間を定めることができる(空地・休閑地・未開墾地法 14 条、施行細則 39 条)。

(a)農業プロジェクトについて、

(1)多年生植物用の土地の場合、5 年間

(2)果樹作物用の土地の場合、3 年間

(3)季節農作物及び工業用季節植物用の土地の場合、2 年間

(b)家畜飼育について、

(1)魚、エビ、カニの養殖の場合、2 年間

(2)動物の飼育の場合

(aa)水牛、乳牛、馬の飼育用の土地の場合、2 年間

(bb)羊、山羊の飼育用の土地の場合、2 年間

(cc)鶏、豚、カモ、ウズラの飼育用の土地の場合、1 年間

(3)家畜飼育プロジェクトが上記(b)(1)及び(b)(2)に該当しない場合、類似の家畜又は品種の家畜飼育のための適切な期間

(c)採鉱プロジェクトについて、鉱山法に基づき、鉱山省との調整により定められる期間

(d)政府認可のその他合法プロジェクトについて、該当する連邦省庁との調整により定められる期間

2. 土地税

中央委員会は、空地・休閑地・未開墾地の利用に係る国税及び国庫歳入を効率的に徴収するべく、空地・休閑地・未開墾地を耕作又は利用する権利が付与された者に対し、かかる土地の利用について、以下に定める料率及び農作物又はプロジェクトの種類に応じて、土地税を支払うよう指示するものとし、かつ、該当する局が租税について管理及び徴収できるよう取り計らわなければならない(空地・休閑地・未開墾地法 14 条、施行細則 40 条)。

(a)農業プロジェクトについて、

(1)多年生植物用の土地の場合、実際に開墾されている土地 1 エーカーにつき 3,000 チャット

(2)果樹作物用の土地の場合、実際に開墾されている土地 1 エーカーにつき 2,000 チャット

(3)季節農作物及び工業用季節植物用の土地の場合、実際に開墾されている土地 1 エーカーにつき 1,000 チャット

(b)家畜飼育について、

(1)魚、エビ、カニの養殖のために土地が利用される場合、1 エーカー当たり 3,000 チャット

(2)動物の飼育のために土地が利用される場合、1 エーカー当たり 1,000 チャット

- (c)採鉱プロジェクトのために土地が利用される場合、1 エーカー当たり 5,000 チャット
- (d)政府認可のその他合法プロジェクトについて、該当する連邦省庁との調整により定められる税率
- (e)通貨価値の変動に基づき、必要に応じて行われる、連邦政府の承認を得た上でなされる上記料率の改正後の税率

3. 租税の管理及び徴収

所定の租税の管理及び徴収について、局は、以下の事項を行う(施行細則 41 条)。

- (a)土地税免除期間の満了日が属する会計年度内に、空地・休閒地・未開墾地を耕作又は利用する権利が付与された者に対し、プロジェクトの種類又は農作物の種類に応じて租税を支払うよう適時に通知する
- (b)会計年度末である毎年 3 月 31 日に、上記(a)に従って納められた土地税を、ミャンマー商業銀行に政府資金として入金する
- (c)空地・休閒地・未開墾地を耕作又は利用する権利が付与された者による土地税の支払について管理及び調査する
- (d)空地・休閒地・未開墾地を耕作又は利用する権利が付与された者又は組織が、空地・休閒地・未開墾地法の制定前に空地・休閒地・未開墾地管理中央組織が発した許可通知に従って利用した空地・休閒地・未開墾地に係る土地税を、上記中央組織が定める土地税率に基づき政府資金として支払を行うことができるよう取り計らう
- (e)会計年度終了後、翌会計年度の 4 月中に、徴収された土地税に関する年次報告書を中央委員会に提出する

第 4 章 農地法

第 1 節 概要

本法は、2012 年 3 月 30 日に成立した。本法の施行により、土地国有化法(The Land Nationalization Act, 1953)、小作制廃止法(The Disposal of Tenancies Law, 1963)、農業者権利保護法(The Agriculturist's Rights Protection Law, 1963)は廃止された(農地法 43 条)。農地法 2 条に基づき、2012 年 8 月 31 日に、同法施行細則(President Office Notification No.62/2012)が成立した。

第 2 節 定義

本法で使用される用語は以下のとおり定義される(農地法 3 条、施行細則 2 条)。

- (a)「農地」とは、水田、乾燥地、沖積地、多年生植物地、沿岸地、庭園地、野菜及び花の栽培地並びに沖積島として指定された土地を意味する。本用語には、居住に使用されている町又は村の境界内の土地、宗教建築物及び施設に使用される土地及び農業目的で使用されていない公有地は含まれない。
- (b)「水田」とは、主に米の栽培のための土地、天水又は灌漑地を意味する。
- (c)「沖積島」とは、毎年浸水する土地で、その地表及び位置が水路に応じて変化する土地を意味する。
- (d)「農業権」とは、政府が全ての土地の真の所有者であることを前提として、地上及び地下の宝石、鉱山、石油、ガス及び天然資源の発掘を除く、農業生産力の発達のため、本法及びその規則に従って農業を行う許可を付与することを意味する。
- (e)「農業者」とは、以下のいずれかの条件に該当する者を意味する。
- (1)主たる生計手段として農業、畜産若しくはその両方に従事している、又はしていた者
 - (2)該当期間中、主たる生計手段として農業、畜産又は両方に使用される土地を監督している者
 - (3)主たる生計手段として季節農作物、果樹園、多年生作物又は商業用畜産業の生産に資本を投資し、直接従事又は監督している者
 - (4)農業又は畜産業に従事している者
 - (5)苗木、種子の生産、育種、販売、農作物の生産及び畜産目的で農地を使用している者
- (f)「農業世帯」とは、農業者とされる者を世帯主として血縁又は婚姻関係に基づき生活を共にする者の集合体を意味する。
- (g)「世帯主」とは、世帯においてその活動を主導する主要構成員を意味する。
- (h)「価値の向上に資する建物修理」とは、現在の土地所有者又は使用者の費用若しくはその労働力により土地の価値を向上させることを意味する。改良には、永続的な開発のためではない土地開墾作業及び工程は除く、農業工程に従事する者のための場所又は農業建物、用水路、ダム、池、井戸、土手、道路及びその他の施設が含まれる。
- (i)「後見人」とは、権限ある裁判所により未成年者又は責任無能力者又はその所有物を管理する権限を付与された者を意味する。
- (j)「農民組織」とは、法律に従い農村の発展を支援するために構成された組織を意味する。
- (k)「省」とは、農業灌漑省を意味する。
- (l)「局」とは、集落及び土地登記局を意味する。
- (m)「農地耕作許可」とは、農地法に従い、農地で耕作を行う権利を付与するために発行される許可証明書を意味する。
- (n)「土地税」とは、現行法に基づき農地に関連して課される地租を意味する。
- (o)「登録手数料」とは、農業権を登録するための、省の承認を得て局の通知を発行することにより指定される手数料を意味する。
- (p)「印紙税」とは、農業権の売却、抵当権設定、賃貸、交換及び付与に係る証書のため、

省の承認を得て局により指定される印紙税を意味する。

(q)「文書登録手数料」とは、農業権の売却、抵当権設定、賃貸、交換及び付与に係る証書を登録する際に支払われる、省の承認を得て局により指定される手数料を意味する。

(r)「贈与」とは、農業権を取得した者から、別の者への当該農業権の無償での譲渡を意味する。本表現には、寄付及び譲渡が含まれる。

(s)「国民」とは、国民、準国民及び帰化国民を意味する。

(t)「外国人」とは、市民以外の者を意味する。

(u)「組織」とは、政府部局、政府組織、非政府組織、会社又は社会を意味する。

(v)「中央農地管理委員会」とは、農地法に基づき連邦政府により形成された中央農地管理委員会を意味する。

(w)「管区又は州農地管理委員会」とは、農地法に基づき中央農地管理委員会により形成された管区又は州農地管理委員会を意味する。

(x)「地区農地管理委員会」とは、農地法に基づき中央農地管理委員会により形成された地区農地管理委員会を意味する。

(y)「郡区農地管理委員会」とは、農地法に基づき中央農地管理委員会により形成された郡区農地管理委員会を意味する。

(z)「区又は村農地管理委員会」とは、農地法に基づき中央農地管理委員会により形成された区又は村農地管理委員会を意味する。区又は村とは、区又は村管理法に基づき、関係する町境界において区として区切れ若しくは指定された場所、又は町境界外において結合された村の村落区として区切れ若しくは指定された場所を意味する。

第3節 土地使用証明書、農業権、農地の使用

第1 土地使用証明書

1. 申請

農地を使用する権利を許可された者は、関連する区又は村農地管理委員会を通じて土地使用証明書の取得を郡区局事務所に申請する(農地法4条)。申請がなされた郡区土地登記局は、農地使用権についての案件を精査した上で関連する郡区農地管理委員会に提出する(農地法5条)。

郡区局事務所は、農業権に関する書類を調査し、申請書の受領から15日以内に、申請について確たる証拠と共に、異議申立通知(様式2)を発行する(施行細則6条(a))。異議申立通知は、郡区局事務所及び農地が位置する区又は村管理事務所に掲示する(施行細則6条(b))。上記異議申立通知を行う場合、30日以内に異議を申し立てるよう言及する(施行細則6条(c))。

郡区局事務所は、異議申立期間内に以下の事項を行う(施行細則7条)。

(a)申請の事実に関連して様式(3)の申請リストを記入する。

(b)農業権に関連して査定後に以下の事項を含む査定(様式4)を記入する。

- (1)申請者が 18 才以上か否か。
- (2)市民であるか否か。
- (3)農地法 6 条 c を遵守しているか否か。
- (4)申請者が農地法の存在以前に合法的に相続財産を占有していた場合、区又は村農地管理委員会の提言が含まれている否か。
- (5)申請書に記載のセトルメント番号、区画番号、区域及び土地の種類が郡区局事務所の記録及び地図に準拠しているか否か。
- (c)上記(b)(5)の事実が準拠していないことが判明した場合、隣地農業経営者、区又は村管理者と共に、実際の土地の位置に係る現場計測及び承認が行われるものとする。

なお、1つの土地について 2 人以上が申請を行った場合、以下の事項についても精査する(施行細則 8 条)。

- (i)申請対象の農地における耕作権に係る証拠が確たるものであるか否か
- (ii)申請対象の農地で耕作が行われているか否か。耕作が行われているも、休耕中の場合は、休耕中である旨の確たる証拠があるか否か
- (iii)申請対象の農地が、区又は村が保管している、当該区又は村における各農業経営者の耕作区域のリストに入っているか否か
- (iv)耕作権取得者でないのに、不正に申請しているか否か

2. 発行対象者

土地使用証明書の発行対象者は以下のとおりである。

- (1)群区農地管理委員会は、所定の登録費用の支払い及び群区局事務所での登録完了後、地区農地管理委員会の承認により、本法の施行日における既存の農地に関して土地使用証明書を以下の個人又は組織に発行する(農地法 6 条、施行細則 3 条)。
- (a)農業権を有する者が、農業世帯である、又はその世帯の一員である場合
- (b)農業権を有する者が、本法の施行前に既存の土地法に基づき当該土地を法的に所有し、作業に従事していた者の世帯主、又はその世帯の一員又は後見人である場合。
- (c)農業権を有する者が、本法又は本法施行後派生する規則に基づき法的受益者となった者。
- (d)農業権を有する者が、18 歳になった場合
- (e)農業権を有する者が、国民である場合
- (f)申請対象の農地で実際に耕作している者として、区又は村管理者及び隣接する農地の証人 2 名により提言された者。
- (g)農業権を取得している者として、局により承認された者。
- (h)農業権を取得している旨の証拠を提出することができる者
- (i)組織の場合、政府部門、政府組織、非政府組織、又は農業権を有していた企業

第 2 収用地等における農業権

1. 申請

中央農地管理委員会より委任を受けた農地管理委員会は、収用地及び国が随時開墾する農地における耕作権の取得を希望する者は、農業権の取得を申請するよう国民に対して表明する(施行細則 16 条)。当該表明がなされた場合、収用地及び随時政府が開墾する農地における耕作権の取得を希望する者は、関係する区又は村管理事務所で農業権の無料申請用紙(様式 1)を入手し、必要事項を記入の上、郡区局事務所に申請しなければならない(施行細則 17 条)。

2. 郡区局事務所による精査

当該申請受領後、郡区局事務所は以下の事実を精査する(農地法 7 条、施行細則 18 条)。郡区局事務所は、以下の事実の精査結果に所見を付して、申請受領後 7 日以内に郡区農地管理委員会に提出する(施行細則 19 条)。

(a)個人の場合

- i. 土地を使用し農業に従事していること
- ii 特別な理由のない限り居住者として関連する区又は村に住んでいること
- iii 18 歳以上であること
- iv 国民であること
- v 上位の農地管理委員会が定める規制を遵守することができること

(b)組織の場合

- i 政府部門、政府組織、非政府組織、又は農業に実際に従事している企業であること
- ii 農業を営むという目標をもって農地で耕作することができること
- iii 重要な職業として、状況によっては農業を営むことができること
- iv 上位の農地管理委員会が順次定める規制を遵守することができること

3. 郡区農地管理委員会による精査

郡区農地管理委員会は、施行規則 19 条に基づく提出から 7 日以内に、以下の事項を精査した結果に提言を添えて、地区農地管理委員会に提出する(施行規則 20 条)。

(a)申請者が個人の場合

- (i) 農地及び資金を持たない農業労働者であるか否か
- (ii) 農業を営んでいるものの、土地が不足しているか否か
- (iii) 農業を営んでいるものの、耕作を拡大するために農地を要しているか否か

(b)申請者が組織の場合

- (i) 主要な職業として農業を営むことができるか否か
- (ii) 現代的な機械化された農地システムを実施することができるか否か
- (iii) 農地で農業を営む条件を備えており、地域開発を支援することができるか否か

4. 地区農地管理委員会による精査

地区農地管理委員会は、郡区農地管理委員会により精査後に提出された農業権に関する調査書類を受領した場合、当該調査書類の受領から 15 日以内に農業権の申請の許可又は拒否についての決定を郡区局事務所に送付しなければならない(施行規則 21 条)。

5. 精査後の手続

郡区局事務所は、地区農地管理委員会からの許可状に従い、農業権を取得した者に、局の会計部門に対して登録料を支払わせ、農業権取得者リスト(様式 5)に登録し、これを郡区農地管理委員会に送付しなければならない(施行細則 22 条(a))。農業権を拒絶された者については、農業権拒絶者登録(様式 6)に登録し、これを郡区農地管理委員会に提出しなければならない(同条(b))。

郡区農地管理委員会は、県農地管理委員会からの書簡に従い、農業権を取得した者に対して、農業権許可証(様式 7)を発行する(施行細則 23 条(a))。農業権の申請を拒絶された者に対しては、農業権に関する異議申立書(様式 8)を発行する(同条(b))。

第3 譲渡、相続及び空地・休閒地・未開墾地から再指定された農地に関する農業権

1. 譲渡により受領された農地

農業権が、売却、交換、贈与により譲渡される場合、譲渡人及び譲受人は、当該農地が位置する区又は村農地管理委員会の面前で印紙税を支払うことにより証書に署名しなければならない(施行細則 24 条(a))。当該証書は、かかる署名から 120 日以内に関係する郡区局事務所に登録される(同条(b))。

農業権を売却、交換又は贈与により受領した者は、農業権を取得した者の名義変更申請書(様式 9)を記入の上、郡区局事務所に提出しなければならない(施行細則 25 条(a))。当該申請を行う場合、元の農地耕作許可証を、登録済の売買証書と共に提出しなければならない(同条(b))。当該申請を受領した郡区局事務所は、農業権に関する書類を調査して照会を行った上で、当該申請の受領から 7 日以内に、調査書類に所見を付して郡区農地管理委員会に提出しなければならない(施行細則 26 条)。当該申請を受領した郡区農地管理委員会は、農業権に関する調査書類を精査することにより、調査書類の受領から 15 日以内に農業権を取得した者の名義変更を行う旨を郡区局事務所に知らせなければならない(施行細則 27 条)。

郡区局事務所は、農業権を取得した者による郡区農地管理委員会からの名義変更書簡の受領から 15 日以内に名義変更権を取得した者を本局の会計部門への登録料の支払いをうけて農業権取得者リストに登録し、その後 7 日以内に、郡区農地管理委員会に対して調査書類を提出しなければならない(施行細則 28 条(a))。当該書類を受領した郡区農地管理委員会は、申請に対して農業権証明書を発行し、事案の完了について地区農地管理委員会に報告しなければならない(同条(b))。

2. 相続された農地

農業権の相続人は、農業権を取得した者の名義変更のために、様式 9 を用いて、申請書に相続証明書及び元の農業権証明書を添えて、郡区局事務所に申請しなければならない(施行細則 29 条)。

郡区局事務所は、農業権を取得した者の名義変更の申請に関連して、当該申請の受領から 15 日以内に、農業権に関する書類及び当該申請を調査することにより、確たる証拠を有する者からの異議について、異議申立通知(様式 2(a))を発行しなければならない(施行細則 30 条(a))。異議申立通知は、農地が位置する郡区局事務所及び区又は村農地管理委員会に掲示される(同条(b))。当該通知を作成する場合、かかる通知の掲示から 30 日以内に異議申立をすることができる旨を記載しなければならない(同条(c))。

郡区局事務所は、農業権を取得した者の名義変更の申請に関連して、異議申立がない場合、調査書類は、名義変更申請は許可されるべきである旨の見解を添えて、郡区農地管理委員会に提出される(施行細則 31 条(b))。郡区農地管理委員会は、当該書類の受領から 15 日以内に、郡区局事務所に、農業権を取得した者の名義変更を許可するか、あるいは異議がある旨を通知しなければならない(施行細則 32 条)。郡区局事務所は、名義変更申請に関し、当該書類の受領から 15 日以内に申請者に局の会計部門に対して登録料を支払わせ、申請者を農業権取得者リスト(様式 5)に登録し、登録から 7 日以内に、調査書類を郡区農地管理委員会に提出する(施行細則 33 条(a))。当該書類を受領した郡区農地管理委員会は、書類提出日から 15 日以内に申請者に対して農地耕作許可証(様式 7)を発行し、事案の完了については地区農地管理委員会に報告する(施行細則 34 条(a)(c))。

上記のいずれかの段階において異議申立てがなされた場合、所定の手続に従う(施行細則 31 条乃至 34 条)。

3. 空地・休閒地・未開墾地から再指定された農地

空地・休閒地・未開墾地中央管理委員会から空地・休閒地・未開墾地での耕作権を取得した者は、中央農地管理委員会に対し、空地・休閒地・未開墾地管理法が定める規制に従って作物のプランテーション及び収穫後の安定した耕作状況を示す写真を添えて、これを空地・休閒地・未開墾地から再指定された農地として又は申請者が耕作若しくは使用した空地・休閒地・未開墾地として指定するよう申請(様式 10)することができる(施行細則 35 条)。当該申請を行う場合、ネピドー議会又は管区又は州政府の空地・休閒地・未開墾地管理支援チームの精査に関する所見を付して、当該規則に従い開墾プロセスが完了した旨の情報と共に提出しなければならない(施行細則 36 条)。

中央土地管理委員会は、空地・休閒地・未開墾地の耕作権又は使用权の取得者の財産としての再指定申請について、ネピドー議会又は管区又は州農地管理委員会に対して精査の上、通知を行い、申請に応じて許可しなければならない(施行細則 37 条)。当該通知を受領したネピドー議会又は管区又は州農地管理委員会は、地区又は郡区農地管理委員会を通じ

て郡区局事務所に知らせなければならない(施行細則 38 条)。当該通知を受領した郡区局事務所は、空地・休閑地・未開墾地から農地への開墾について、書類を調査し、申請者に局の会計部門に対して文書登録料を支払わせ、農業権取得者リストに登録した上で、郡区農地管理委員会に提出しなければならない(施行細則 39 条)。当該通知を受領した郡区農地管理委員会は、農地を空地・休閑地・未開墾地から開墾した後に申請者に対して農地耕作許可証(様式 7)を発行する(施行細則 40 条)。

第 4 農業権

1. 農業権の内容

農業権に関して、以下の権利を享受できる(農地法 9 条)。

- (a)当該土地を管理下に治め、農業を行い利益を得る権利
- (b)所定の規律に従い農業権の全部又は一部を売却、質入、賃貸、交換、又は贈与する権利
- (c)農地の相続に関して生じる紛争は、法律によりそれぞれの裁判所で既存の法律に従って、判断される
- (d)農業権の存続期間は所定の条件の違反がない限り継続される
- (e)土地開発事業は農業協力組織又は個人投資家の出資による合弁事業により遂行される
- (f)外国投資法に基づき、外国人又は外国人が含まれる組織によって合弁事業が遂行される

2. 農業権の賃貸

農業権を賃貸する場合、プランテーションに使用される農地は最小限でなければならない。賃貸人及び賃借人は、当該農地が位置する区又は村農地管理委員会の面前で印紙税を支払うことにより、農業権の賃貸借契約に署名しなければならない。賃貸借期間は当該賃貸借契約に従い、賃貸借契約書は、契約の締結から 120 日以内に、該当する郡区局事務所に登録しなければならない(施行細則 47 条)。

3. 農業権の抵当権設定

農業権に抵当権を設定する場合、農業権を取得した者は、当該農地におけるプランテーションへの投資を得るために抵当権を設定する。農業権を取得した者は、元の農地耕作許可を政府銀行又は政府がこのために指定する銀行に預託することにより抵当権を設定する。抵当権設定者及び銀行の抵当権受領責任者は、当該農地が位置する区又は村農地管理委員会の面前で印紙税を支払うことにより、抵当権設定証書に署名する。当該証書に買戻し期間を記載しなければならない。当該証書は、証書の署名日から 120 日以内に該当する郡区局事務所に登録しなければならない。抵当権設定者は、抵当権設定期間中、農地でプランテーションを継続する権利を有する(施行細則 48 条)。

証書に記載された買戻し期間中に買戻されない限り、抵当権を受領する銀行又は政府が指定する銀行は、農業権を、銀行の手續に従い管理することができる(施行細則 49 条)。農

地管理権を取得した政府銀行及び政府が指定する銀行、又はかかる銀行から農業権を譲り受ける権利を取得した者は、郡区局事務所において、施行細則 25 条に基づき農業権取得者の名義変更を申請することができる(施行細則 50 条)。

第 5 沖積地

農地法 4 条、5 条、6 条、7 条、8 条及び 9 条の規定は、沖積地の割当てについては適用されず、沖積地の埋め立ては所定の規則に定められる手段によって影響を受ける場合がある(農地法 10 条、11 条)。

海岸線に隣接した沖積地の面積、位置及び形状は、毎年変更され、沖積地耕作権は毎年付与される(施行細則 103 条)。毎年夏の埋め立て作業に間に合うように、洪水が起こる前に、1 年のうち 1 シーズンについて、沖積地耕作権を付与するよう事前に取り決める(施行細則 104 条)。

郡区農地管理委員会は、沖積地耕作権を付与するに当たり、区又は村農地管理委員会と調整することにより、地区農地管理委員会の承認を得て、沖積地に一番近い村を指定する。沖積地の最寄りの村のフェンスの最短部分については、沖積地の土地の境界線を比較として考慮し、村の境界線は比較しない。永久的な境界、栽培不能な砂堆、アシの木立及びエレファントグラスの林のある沖積地は含まれない。栽培可能な土地の境界の計測後に地図の作成及び計算を行う(施行細則 105 条)。

郡区農地管理委員会は、沖積地耕作権を付与するに当たり、前年の許可の付与数を考慮するものの、同一にする必要はない。沖積地の最寄りとは指定された村での経済収入調査に照らして、農業を営むことのできる土地を持たない農業経営者、土地労働者及び農業労働者を付与の対象として選出する。当該選出された者に対して、沖積地耕作権を付与し、周辺の農業経営者が享受している利益を得ることを目的として、人数毎に付与区域を割り当てる。耕作権が付与され、周辺の農業経営者が通常享受する以上の利益を享受した場合、最寄りの村の雇用機会の少ない栽培を行うことのできる土地を持たない者、土地労働者及び農業労働者に対して耕作地を補充する。指定部分はブロック分けされ、農業経営者の家族のために番号が振られる。選出された農業経営者の家族には、自身の村の最寄りのブロックに関する投票制度が付与される(施行細則 106 条)。

郡区農地管理委員会は、沖積地耕作権の付与に関して、沖積地耕作権取得者の登録簿(様式 17)を作成する(施行細則 107 条)。

沖積地耕作権を取得した者は、1 年間に 1 シーズンのみについて耕作権を取得した場合は、登録手数料を支払うことなく地租のみを支払う。沖積地耕作権に関しては、中央土地管理委員会及び局事務所が定める通知、命令、指令及び手続に従う(施行細則 112 条)。

第 6 農地の使用

1. 農業権の条件

農業権については、以下の条件に従う(農地法 12 条)。

- (a)いかなる者も本法の規定に従って農地耕作を行わなければならない
- (b)省によって査定された農地に関わる土地税及びその他の税金を支払わなければならない
- (c)農業権の売却、質入、賃貸、譲渡等が行われたときは関連部門において費用の支払いとともに登録を行わなければならない、所定の印紙税及び登録証書費用を支払わなければならない
- (d)既存の法律に従い土地の相続により全部譲渡が行われる際は、関連部門において、所定の条件に従い登録を行わなければならない
- (e)質入は、政府銀行又は公認された銀行に農地を質入する方法により、専ら農業生産の資金を得るために認められる
- (f)関連する農業管理委員会の許可なく農地で耕作を行ってはならない
- (g)農地は許可なく農業以外の目的で使用してはならない
- (h)農地において許可なく通常の農作物以外の物を育ててはならない
- (i)農地は合理的な理由なく休閑地にしてはならない
- (j)農地権取得前又は農地権を争っている期間中は、農地権の売却、質入、賃貸、交換又は譲渡を行ってはならない

2. 農地における作物変更

(1) 国家のための変更

国家の食糧の充足のために、関係するネピドー議会又は管区又は州農地管理委員会は、作物変更栽培について恒常的に監督権を有する(施行細則 69 条)。ネピドー議会又は管区又は州農地委員会は、管区における作物変更栽培に関して段階を追って確認した上で、実際に蒔かれたエーカー数を中央農地管理委員会に提出する(施行細則 70 条)。

(2) 農地権取得者による変更

農業権を取得した者は、希望する場合、農地における元の季節作物から多年生植物の栽培への変更を申請する(施行細則 71 条)。当該申請に関し、郡区局事務所は、以下の事項を精査する(施行細則 72 条、73 条)。

- (a)申請者のプロフィール
- (b)申請対象の土地のセトルメントによる土地の種類及び部類
- (c)現在の土地及び水の部類
- (d)現在蒔かれている作物の名称
- (e)変更後の作物の名称及び穀物生産高の状況
- (f)作物の変更の原因
- (g)耕作状況

(h)他の土地における他の作物の状況

(i)区又は村農地管理委員会の見解

郡区局事務所は、郡区農地管理委員会に対し、元の季節作物から多年生植物の栽培への変更申請について、所見を付して提出する(施行細則 74 条)。郡区農地管理委員会は、地区農地管理委員会を通じてネピドー議会又は管区又は州農地委員会に再確認の上、施行細則 74 条に基づく提出物を送付する(施行細則 75 条)。

ネピドー議会又は管区又は州農地委員会は、施行細則 75 条に基づく提出に関連して、元の稲作以外の季節作物から多年生植物への変更許可申請の場合、提出された事実を精査した上で、作物栽培の変更を認める場合は、許可証(様式 13)を発行する。稲作から多年生作物の栽培への変更申請の場合、調査書類に所見を付して中央農地管理委員会に送付する(施行細則 76 条)。

当該書類を受領した中央農地管理委員会は、事実を順次精査した上で、作物の変更が国の主要生産物である米の充足性に影響しないと認めた場合は、作物変更許可証(様式 13)を発行する(施行細則 77 条)。

第7 通常の農作物以外の農作物を育てる許可

通常の農作物以外の農作物を育てる許可の申請について、中央農地管理委員会は、米が国の主要生産物であることからその供給量を減らさないよう、所定の条件を精査後、水田においてその他の農作物を育てる許可を与える(農地法 28 条(a))。各管区又は州農地管理委員会は、所定の条件を精査後、水田を除く農地においてその他の農作物を育てる許可を与える(同条(b))。

国の長期的利益のため、各実行省は、中央農地管理委員会からの見解を得た後、内閣の許可をもって事業に農地を活用する(農地法 29 条)。

第8 別の目的による農地の使用

1. 別の目的により使用できる場合

連邦省庁又はネピドー議会若しくは州政府は、別の手段により農地を長期に渡る国益のための計画事業に使用する計画を実施する。当該計画は、中央農地管理委員会の承認を得て、連邦政府に提出される。連邦政府の承認を得た場合、計画を実施することができる(施行細則 78 条)。

ネピドー議会又は州政府の専門家が画策し、関係する連邦省庁が承認し、かつ地方又は都市にファミリー人口を増やすために集合住宅を建設するために事前に中央農地管理委員会に送付された地方開発プロジェクト又は都市開発プロジェクトにおいて、農地は別の手段により使用されることになる(施行細則 79 条)。

地方及び都市開発のために完成される予定のプロジェクトにおいて、地方生活水準での

病院、診療所、図書館、道路、橋、地方市場、宗教的建物、墓地、その他の必要な建物の開発のために、以下の事項を満たしている場合は、農地を使用することができる(施行細則 80 条)。

- (a) 学校の場合、教育省の承認及び利用可能資金があること
- (b) 医療部門、病院及び診療所の場合、連邦保健省の承認及び利用可能資金があること
- (c) 宗教的建物の場合、宗教省の承認及び利用可能資金があること
- (d) その他の事項に関するものである場合、関係連邦省庁の承認及び利用可能資金があること

農業部門の開発のために手作業の農耕システムから機械化された農耕システムに転換する場合、農耕機械の保管に必要な建物、精米機、サイロ及び穀物の貯蔵のための倉庫の建設、必要なインフラの建設のために、農地を別の手段により使用することができる(施行細則 81 条)。

2. 申請手続

農地を別の手段により使用することを希望する者は、施行細則 79、80、及び 81 条に記載される事項を含め、農地を別の手段により使用する場合は、別の手段による農地使用申請書(様式 14)を郡区局事務所に送付しなければならない(施行細則 82 条)。当該申請を受領した郡区局事務所は、受領から 30 日以内に、以下の事項を精査しなければならない(施行細則 84 条)。

- (a) 申請対象の土地の状態
- (b) 所有権
- (c) プランテーションの状態
- (d) 建設予定の建物の場所
- (e) 申請日及び申請対象の土地の使用方法
- (f) 関係する区又は村農地管理委員会からの申請対象の土地に関する提言
- (g) 局及びワークユニットによる農地の別の手段による使用の申請に関して、関係する政府又は組織の承認が付されているか否か
- (h) 申請が隣地使用に係る条件付きで、かつ申請対象の土地及び隣地のロケーション配置マップと共に提出されているか否か
- (i) 精査済の区又は村農地管理委員会の見解

上記精査後、郡区局事務所は、郡区農地管理委員会に対し、申請に係る調査書類に所見を付して提出しなければならない(施行細則 85 条)。当該書類を受領した郡区農地管理委員会は、受領から 15 日以内に、県農地管理委員会を通じて、ネピドー議会又は管区又は州農地委員会に対し、以下の事項を精査した調査書類を提出する(施行細則 86 条)。

- (a)別の目的により使用される申請対象の土地部分が、区にとって必要最低限であるか否か
- (b)申請された土地部分に隣接して現在行われているプランテーションに影響を与える可能性があるか否か
- (c)プランテーションに使用される水路の排水に影響を与える可能性があるか否か
- (d)公衆が使用する道路及び農産物作業に影響を与える可能性があるか否か
- (e)申請対象の作業を申請された方法により期間内に完了することができるか
- (f)調査書類に、申請された方法により土地を使用することが可能である旨の申請者自らが行った承認が含まれているか否か

上記書類を受領したネピドー議会又は管区又は州農地委員会は、水田を別の目的により使用する申請に関し、当該提出の受領から 30 日以内に、調査書類に提言を添えて中央農地管理委員会に提出する。水田以外の農地について別の目的による使用を申請する場合、順次提出される精査済の事実の受領から 30 日以内に、調査書類に所見を付してネピドー議会又は管区又は州政府に提出する(施行細則 87 条)。当該申請を認める場合、中央農地管理委員会は、許可を発行する(施行細則 88 条、89 条)。

中央農地管理委員会は、農地法 30 条に基づく許可命令の日から 6 ヶ月以内に所定の態様での農地の使用が開始されない場合、又は所定の期間内に完了しない場合、所定の手続を経た上で農地を収用する(農地法 31 条、施行細則 90 条乃至 94 条)。

第9 土地紛争

本法施行後に土地紛争が生じた場合、登録農地を管理する局が正式に解決を行うことができる(農地法 13 条)。

第10 外国人への譲渡

農地権を有する者は、連邦政府の許可なく一切の外国人又は外国人を含む組織に当該農地権の売却、質入、賃貸、交換又は譲渡をしてはならない(農地法 14 条)。

第4節 機関

第1 中央農地管理委員会

1. 中央農地管理委員会の設置

連邦政府は、農業灌漑省の大臣を議長、農業灌漑省の副大臣を副議長、局の長官を事務局、関連する政府部門の役員を構成員とする中央農地管理委員会を設置することができる。当該中央農地管理委員会は、必要に応じて再構成することができる(農地法 15 条)。

2. 中央農地管理委員会の権限及び義務

中央農地管理委員会は以下の権限及び義務を有する(農地法 17 条、18 条、施行細則 64 条、116 条)。

- (a)管区又は州、地区、群区及び区又は村の各段階における農地管理委員会の権限及び義務を定める
- (b)農地権の登録、土地使用証明書の発行、農業権の付与、土地紛争解決に関する指導及び統制
- (c)農業権の売却、質入、賃貸、交換及び贈与に関する指導及び管理
- (d)農地法 19 条(c)、(d)、31 条、37 条に基づく農業権の取消
- (e)人口及び世帯が増加している地方及び都市の集落及び住宅に必要とされる農地の使用に関する管区又は州農地管理委員会に対する申請の精査及び承認
- (f) 地方に住む人々が社会生活を発展させるために必要な学校、健康施設、病院、クリニック、図書館、市場、墓地等のための農地の使用に関する管区又は州農地管理委員会に対する申請の精査及び承認
- (g)未発達な農地から機械化された現代的な農地に移行するために必要とされる倉庫、精米機、サイロ(貯蔵庫)、土蔵、農道及びその他の必要な建物の整備に用いる農地の使用に関する管区又は州農地管理委員会に対する申請の精査及び承認
- (h)沖積地の割当てについて指導及び統制、農地権に関する施策の策定
- (i)移動耕作に関する指導及び統制
- (j)定期的に連邦政府から与えられる農地に関わる職務の遂行
- (k)本法に基づき関連局において区又は村農業管理委員会の証人の面前での登録が強制される譲渡証書の登録、農地権の移転に関する現況及び時価の評価を行うために適切な農地管理委員会に対する権限の委任
- (l)農地法に基づき国又は公共の利益のために農地が徴用される場合、農業権の本来の取得者が行った改良に農業権を取得した者が農地に建物を建てて改良することについて、必要に応じて苦情処理及び損害賠償を行う
- (m)環境保全のため、焼畑農業を消滅させ、高地での階段耕作を導入し、分水界地域、林、表土を損わず、気候を調整することを推奨する

第2 中央農地管理委員会の下部組織

1. 総則

中央農地管理委員会は、各段階における農地管理委員会を組成でき、具体的には、①管区又は州農地管理委員会、②地区農地管理委員会、③群区農地管理委員会、④区又は村農地管理委員会の4種の組織である。これらは必要に応じて再構成することができる(農地法 16 条)。

各レベルの農地管理委員会は、以下の役割を有する(施行細則 55 条、58 条)。

- (a)農業権を取得した者が、政府の承認なく外国人又は外国人で構成される組織に対して農

地の全部又は一部の売却、抵当権設定、賃貸、交換及び付与を行わないよう監督する

(b)農地で耕作する者が、公正な賃金及び雇用機会を得ることができるようにする

(c)手作業の農耕システムから機械化された農耕システムへの転換のために必要な促進を行う

(d)指定される穀物の種類に従い、農業ローンの資本金獲得を促進する

(e)高収稈量品種及び現代的な農業技術の取得を促進する

2. 区又は村農地管理委員会

区又は村農地管理委員会は、区又は村の農業権の登録(様式 11)を維持し、区又は村内の農地について、農業権取得者及び農地での耕作を許可された者を管理する(施行細則 52 条)。

具体的には、(a)農地法第 4 章に基づき農業権を取得した者に関する条件が遵守されているか否かを監督し、(b)農業権に関する紛争に関連して、農地管理委員会が下す決定を監督するよう申し立てられている期間中、これに従うよう監督する(施行細則 53 条)。

区又は村農地管理委員会は、農業権を取得した者が農地法 12 条に記載される一切の条件に従っていることが分かった場合、農地法 19 条に基づき、これを当該事案について省により任命された農地管理委員会に付託する。他方、農業権を取得した者が、違反したことが分かった場合、農地法 37 条に基づく措置をとるよう郡区農地管理委員会に付託する(施行細則 54 条)。

3. 郡区農地委員会

農地において別の手段を用いる権利を取得した者が、許可証の受領から 6 か月以内に指定に従って農地の使用を開始していないことが分かった場合、郡区農地管理委員会は、地区及びネピドー議会又は管区又は州農地管理委員会を通じて、該当する農地を没収するよう中央農地管理委員会に付託する(施行細則 56 条)。

第 3 農業者協会

農業者協会は、農家の経済社会改善のために制定された法律に基づき組織することができる(農地法 38 条、施行細則 113 条)。

第 5 節 違反に対する措置

農地法 12 条に定められた条件の全て又は一部が満たされない場合、省により指名された農地管理委員会は、本法に基づき定められた規則に従い調査を行った後、以下のうち 1 つ又は複数の命令を発する(農地法 19 条)。期限までに当該命令に従わなかった場合、裁判所において責任を問われる(農地法 20 条)。

(a)所定の罰金の支払い

(b)所定の態様での農地の使用

(c)農地からの退去

(d)許可なく土地上に建設された建物の撤去

なお、本法に基づき農地権を有する者が省により課された金額を支払わなかった場合、土地収益の滞納として扱われ、法律に基づき回収される(農地法 21 条)。

第 6 節 紛争解決

第 1 区又は村農地管理委員会による決定

農地権に関わる土地紛争は、土地紛争についての事案の申立が開始され、調査や審理等の措置が採られた後、15 日以内に区又は村農地管理委員会によって決定される(農地法 22 条、施行細則 60 条(a))。

第 2 郡区に対する上訴

いかなる者も、区又は村農地管理委員会による本法 22 条に基づく決定に対し、決定が行われた日から 30 日以内に各群区農地管理委員会に上訴することができる(農地法 23 条(a))。群区農地管理委員会は、上訴の受領から 30 日以内に区又は村農地管理委員会による決定を承認、変更又は取消の決定を行う(同条(b)、施行細則 60 条(b))。

第 3 地区農地管理委員会に対する上訴

いかなる者も、群区農地管理委員会による農地法 23 条(b)に基づく決定に対し、決定が行われた日から 30 日以内に各地区農地管理委員会に上訴することができる(農地法 24 条(a))。地区農地管理委員会は、上訴の受領から 30 日以内に群区農地管理委員会による決定を承認、変更又は取消を行う(同条(b)、施行細則 60 条(c))。

第 4 管区又は州農地管理委員会に対する上訴

いかなる者も、地区農地管理委員会による農地法 24 条(b)に基づく決定に対し、決定が行われた日から 30 日以内に各地区又は州農地管理委員会に上訴することができる(農地法 25 条(a))。管区又は州農地管理委員会は、上訴の受領から 60 日以内に地区農地管理委員会による決定を承認、変更又は取消を行う(同条(b)、施行細則 60 条(d))。管区又は州農地管理委員会による決定を最終決定とする(同条(c))。

第 7 節 農地行政

第 1 収用

既存の法律上の規定にかかわらず、国又は公の利益のために農地を収用する場合、中央

農地管理委員会は適切な補償及び賠償を調整しなければならない。収用された農地は一切の損失が生じないように補償される。農地の価値が建物により高められた場合、当該建物についても補償が行われなければならない(農地法 26 条)。但し、農地法 17 条(d)に基づき中央農地管理委員会により農業権又は農地が取消された場合、いかなる者も補償を受けることができない(農地法 27 条)。

国の利益のために農地を収用する場合、収用は必要最小限の農地について行われなければならない。所定の期間内に可能な限り早く事業を実行しなければならない。事業が終了した場合、農地は農業権を有する元の正当な農地所有者に返還される(農地法 32 条)。

第2 その他

連邦政府又は連邦政府に任命された当局による命令又は召喚なく牧場及び共有村地が変更されることはない(農地法 33 条)。

農耕、畜産養鶏農業、水産養殖目的のために空地・休閒地・未開墾地管理中央委員会により使用を許可された空地・休閒地・未開墾地を耕作又は使用する権利については、農作物の生産が安定した時点で、安定した耕作地と看做される(農地法 34 条)。

第2部 情報通信関連法制

第1章 概要

第1節 主な法律

ミャンマーにおける情報通信関連の主な法律として、科学技術開発法(Science and Technology Development Law, 1994)、コンピュータ科学開発法(Computer Science Development Law, 1996)、テレビ及びビデオ法(Television and Video Law, 1996)、電子取引法(Electronic Transactions Law, 2004)、通信法(Telecommunication Law, 2013)が存在する。それぞれの法律の詳細については以下の章において詳述する。

第2節 管轄省庁

第1 通信郵便電信省

通信郵便電信省(Ministry of Communications, Posts and Telegraphs)が郵便、電気通信分野を管轄している。直轄の局として、郵便電気通信局(Post and Telecommunications Department)がある。

なお、電気通信市場における事業者として、固定電話、移動体通信、国際通信などの業務を行っている国営会社であるミャンマー郵電公社(Myanmar Posts and Telecommunications)は、将来的に民営化することが発表されている。

第2 情報省

情報省(Ministry of Information)がメディア分野を管轄しており、2局及び3公社の事業を直轄している。すなわち、ミャンマー・ラジオ・テレビ局(Myanmar Radio and Television)、情報広報局(Information and Public Relations Department)、印刷出版公社(Printing and Publishing Enterprise)、ニュース雑誌公社(News and Periodicals Enterprise)、ミャンマー映画公社(Myanmar Motion Picture Enterprise)である。

第3節 問題点

ミャンマーの情報通信関連法制に関する問題点としては、通信法を除いて10年以上前に制定した法律ばかりであり、インターネット等の現在使用されている情報通信技術に対応した法律が存在しないことが挙げられる。また、ライセンスが必要となる対象事業の詳細等について、法律上規定されておらず、その下位規範である通知や当該省庁等の政府機関の内部基準によっていることもあり、運用が不透明な部分が存在する。そのため、新たな

事業を行う際に、当該事業にライセンスが必要であるか否かが明らかでないことから、新規事業を躊躇させることがある。

権利保護の観点からは、著作権法は1914年に制定されたものであることから、情報プログラム等の保護に対応する規定が存在しない。他方、利用者の観点からは、個人情報保護法制が存在しないため、利用者を保護する法律が欠けていることも挙げられる。

第2章 科学技術開発法

第1節 概要

第1 成立日

科学技術開発法は、ミャンマー連邦応用研究所法(The Union of Myanmar Applied Research Institute Act, 1954)に代わり1994年6月7日に成立した(科学技術開発法20条)。

第2 目的

本法の目的は以下のとおりである(科学技術開発法3条)。

- (a)国家経済発展計画を目的として工業生産の促進に寄与及び科学技術の開発を遂行
- (b)国内原料の採掘の増加及び利用並びに近代科学技術を基礎とする工業生産事業の促進のための研究及び開発の遂行
- (c)生産過程の促進及び物品の品質向上のための技術移転の実行
- (d)科学技術及び研究開発の発展のために必要な指導者の育成及び能力の向上
- (e)科学技術及び研究開発の発展のための国内及び外国の研究所及び研究機関との連絡及び協力
- (f)科学技術分野における傑出した指導者及び発明家に対して名誉及び適切な利益の付与

第2節 定義

本法における用語の定義は以下のとおりである(科学技術開発法2条)。

「科学」とは、基礎科学及び応用科学を意味する。

「技術」とは、生産過程及び技能と知識の結合に寄与する専門知識及び役務を意味する。

「科学技術開発」とは、科学分野における応用的実践によって技能、知識及び専門知識の開発の遂行を保障することを意味する。

「研究開発」とは、科学的実験の結果の実践によって技術発展をもたらす作業を意味する。

「技術移転」とは、本法に基づく技術移転を意味する。本用語は、物品の販売、購入及び賃貸借を含まない。

「評議会」とは、本法に基づき設置された国家科学技術開発評議会を意味する。

「省」(第2工業省)とは、ミャンマー科学技術研究局を管轄する省を意味する。

「局」とは、本法に基づき設置されたミャンマー科学技術研究局を意味する。

第3節 科学技術開発法に基づき設置される機関

第1 国家科学技術開発評議会

1. 構成

政府は、本法に基づき以下の者によって国家科学技術開発評議会を組成する(科学技術開発法2条6項、4条(a))。また、評議会の組織時に、必要に応じて副議長及び合同書記を任命できる(科学技術開発法4条(b))。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1)政府によって任命された者 | 議長 |
| (2)科学技術開発を管轄する省の大臣又は副大臣 | 評議員 |
| (3)科学技術開発を管轄する政府部門政府機関の長 | 評議員 |
| (4)適切な指導者 | 評議員 |
| (5)ミャンマー科学技術研究局長 | 書記 |

2. 職務権限

評議会の職務及び権限は以下のとおりである(科学技術開発法6条)。

- (a)本法の目的の達成のための政策の策定
- (b)政府部門及び機関により実施される科学技術開発業務及び研究開発活動に対する指針の付与及び監督
- (c)非政府機関、協同組合、民間の指導者により実施される科学技術開発業務及び研究開発活動の促進及び支援
- (d)政府部門、政府機関、非政府機関、協同組合、民間の指導者による科学技術開発業務及び研究開発活動の調整
- (e)科学技術及び研究開発の発展のための指導者の育成及び能力向上のための制度の準備
- (f)科学技術に関する外国研究機関との連絡及び協力を可能にするための手配
- (g)科学技術に関する組織の組成のための指針の付与
- (h)必要と思われる科学機関及び作業部会の組成及びその機能及び職務の制定
- (i)連邦内外の科学技術の講演及び会議の参加及び開催のための指針の付与
- (j)連邦内外の技術移転に関する事項について、適宜政府に対する助言の提出
- (k)科学技術分野における傑出した指導者及び発明家に対する連邦政府からの勲章の授与の推薦
- (l)規定に従い、科学技術分野における傑出した指導者及び発明家に対する祝儀の付与
- (m)評議会の活動について、適宜政府に対する報告書の提出

第2 ミャンマー科学技術研究局

1. 組成

ミャンマー科学技術研究局は、ミャンマー連邦応用研究所法に基づき設置された中央研究機関が改組された機関である(科学技術開発法7条)。

2. 機能及び権限

局の職務及び役割は以下のとおりである(科学技術開発法9条)。

- (a)科学技術を基礎とした研究業務及び応用研究の実施
- (b)技術的問題及び国内工業が直面している困難な事項の解決を目的とした研究の遂行
- (c)生産規模及び研究実施過程の規模の拡大のための研究開発の実施
- (d)商業的開発のための自然資源の実用可能性の確認
- (e)試験工場の設立のための機械及び器具の設計並びに加工
- (f)指導者の交流及び協力のための連邦内外の科学技術に関する会議及び講演の参加並びに開催
- (g)重さ、測量、機械及び器具、原料並びに完成品の仕様の標準化の実施
- (h)連邦内外の技術移転に関する事項について、適宜評議会に対する助言
- (i)環境保護のための研究開発の実施
- (j)原子力の利用及び原子放射線からの保護のための研究開発の実施
- (k)科学及び技術に関する文献の収集及び交換のための中央科学図書館の設立及び維持
- (l)技術的情報の普及、科学及び技術の広報の配布及び出版のための科学技術に関する助言及び役務の提供
- (m)評議会又は省から委託された研究開発事業及び科学技術活動の実施

第4節 技術移転

第1 定義

技術移転とは、本法に基づく技術移転を意味する。本用語は、物品の販売、購入及び賃貸借を含まない(科学技術開発法2条(e))。また、特許発明又は登録意匠の移転も含まれない(科学技術開発法16条)。

第2 技術移転の方法

個人又は組織は、原則として開発した技術を①有料又は無料で技術の使用権を与える方法、又は、②契約に基づき国に定められた期間内において有料で技術使用権を売却又は与える方法により移転することができる(科学技術開発法10条)。しかし、連邦内外の技術移転に関する方法及び条件は、政府により決定される(科学技術開発法11条)。

また、②の方法に基づく政府部門又は政府機関が開発した技術移転の場合、(a)当該技術

開発に主に貢献した者又は発明者に対して所定の方法により金銭的利益を与える方法、又は、(b)技術の使用権を得ようとする者の場合、公務員に対する既存の規定及び準則に従って当該技術開発に主に貢献した者又は発明者に対して義務を付与する方法により移転することができる(科学技術開発法 12 条)。

第 3 技術移転に関する契約書の必要的記載事項

科学技術開発法 10 条に規定された②の方法に基づく技術移転に関する契約書には、以下の事項を含めなければならない(科学技術開発法 13 条)。

- (a)技術移転の性質及び適用可能性の詳細
- (b)技術の種類、財政支出の支払いの形態及び額の詳細
- (c)技術移転の使用期限の詳細
- (d)技術移転の譲渡人及び譲受人の権利及び義務の詳細
- (e)その他の合意

第 4 技術移転契約の登録

技術移転契約は、定められた方法により局が設立する登録事務所に登録しなければならない(科学技術開発法 14 条、15 条(a))。登録しない限り、当該技術移転に基づき訴訟を提起することは認められない(科学技術開発法 15 条(b))。

第 3 章 テレビ及びビデオ法

第 1 節 概要

第 1 成立日

テレビ及びビデオ法は、旧テレビ及びビデオ法(The Television and Video Law, 1985)に代わる法律として、1996 年 7 月 29 日に成立した(テレビ及びビデオ法 46 条)。同法施行細則(The Ministry of Information, Notification No.11/1998)は 1998 年 12 月 12 日に成立した。

第 2 目的

本法の目的は以下のとおりである(テレビ及びビデオ法 3 条)。

- (a)ビデオ業の基準の近代化及び向上
- (b)連邦の全面的発展及びミャンマーの文化的伝統の保護に寄与するビデオテープ作成の促進
- (c)国民的連帯及び愛国心の原動力に寄与するビデオテープ作成の促進

- (d) ミャンマーの文化及び伝統を損なう退廃的ビデオテープの禁止
- (e) ビデオ業による過誤の管理及び防止

第3 適用対象

本法は、①家庭用のビデオテープ及び無料のビデオテープの貸出又は上映、及び、②既に映画検閲証明書を受けている映画のビデオテープの無料上映については適用されない(テレビ及びビデオ法 42 条)。

また、情報省は通知によって、政府部門又は政府機関に対して本法の適用を免除することができる(テレビ及びビデオ法 40 条)。

第2節 定義

本法で使用される用語の定義は以下のとおりである(テレビ及びビデオ法 2 条)。

- (a) 「テレビセット」とは、テレビ電波を受信可能な装置を意味する。
- (b) 「ビデオ」とは、テレビ技術により静止画像、動画又は画像及び音声を表示する物を意味する。
- (c) 「ビデオカセットレコーダー」とは、ビデオを再生可能な装置を意味する。
- (d) 「ビデオテープ」とは、画像及び音声記録されたカセットテープ、レーザーディスク又はその他類似の物品を意味する。本用語にはビデオ録画及びビデオ複写も含む。
- (e) 「保有ライセンス」とは、テレビセット又はビデオカセットレコーダーの利用を目的として本法に基づき発行された保有ライセンスを意味する。
- (f) 「ビデオ業ライセンス」とは、各種ビデオ業のために本法に基づき発行されたライセンスを意味する。

第3節 ライセンス

第1 保有ライセンス

テレビセット又はビデオカセットレコーダーを保有及び使用する者は、当該機械の受領から 30 日以内に、規定に基づき管轄郵便局に対して保有ライセンスを申請しなければならない(テレビ及びビデオ法 4 条)。申請者は、規定に従い、①保有ライセンス料、②遅延料、③延長料のうち関連する料金を管轄郵便局に支払わなければならない(テレビ及びビデオ法 5 条)。ライセンスの延長も申請可能である(テレビ及びビデオ法 6 条)。

第2 ビデオ業ライセンス

1. ビデオ業の種類及びライセンスの申請

以下のいずれかの事業を商業目的で営む者は、管轄する州又は管区ビデオ業管理委員会

に対して、ビデオ様式 1 を用い、当該種別のビデオ業ライセンスを申請しなければならない(テレビ及びビデオ法 9 条、施行細則 3 条)。

- (a)ビデオ作成
- (b)ビデオ撮影
- (c)ビデオ編集
- (d)ビデオテープの複写
- (e)ビデオテープの配布
- (f)ビデオテープの貸出
- (g)ビデオ上映

2. ライセンスの発行

管轄する州又は管区ビデオ業管理委員会は、申請者が基準を満たしているかについて精査するため、同委員会委員 3 名、又は、同委員会委員 1 名及び適切な市民 2 名により理事会を組織する(テレビ及びビデオ法 10 条柱書、施行細則 4 条(b))。

理事会は、申請書に記載された事実の正確性を精査し、必要な調査を行い、所見と共に州又は管区ビデオ業管理委員会に提出する(施行細則 5 条)。

基準を満たしていると判断され、かつ、所定の料金が納入された場合には申請者に対してビデオ様式 4 を用いて、ビデオ業ライセンスを発行する(テレビ及びビデオ法 10 条(a)、施行細則 6 条(c))。当該ライセンスの更新も申請可能である(テレビ及びビデオ法 11 条)。

3. ライセンス期間及び料金

(1)ライセンス期間

ビデオ業ライセンス期間は、発行日から 1 年間である(施行細則 10 条)。

(2)ライセンス料

ビデオ業ライセンス料は、ビデオ業の業態に従って以下のとおり規定される(施行細則 11 条)。

- (a) ビデオの製作 10000 チャット
- (b) ビデオの撮影 3000 チャット
- (c) ビデオ テープの編集 3000 チャット
- (d) ビデオテープの複写 3000 チャット
- (e) ビデオ テープの配布 5000 チャット
- (f) ビデオ テープの貸出 3000 チャット
- (g) ビデオの上映 3000 チャット

(3)更新料

更新料は、ビデオ業の業態に従って以下のとおり規定される(施行細則 12 条)。

- (a) ビデオの製作 5000 チャット
- (b) ビデオの撮影 1500 チャット
- (c) ビデオ テープの編集 1500 チャット
- (d) ビデオテープの複写 1500 チャット
- (e) ビデオ テープの配布 2500 チャット
- (f) ビデオ テープの貸出 1500 チャット
- (g) ビデオの上映 1500 チャット

第4節 機関

第1 ビデオ業管理中央委員会

1. 構成

情報省は、ビデオ業管理中央委員会を以下の者により組成する(テレビ及びビデオ法 16 条(a))。また、情報省は、ビデオ業管理中央委員会の任期を定め、必要によりビデオ業管理中央委員会を改組できる(同条(b))。

- (1) ミャンマー映画公社社長 議長
- (2) 関係政府部門及び政府機関の代表者 委員
- (3) 適切な市民 委員
- (4) ミャンマー映画公社取締役 書記

2. 機能及び職務

ビデオ業管理中央委員会の機能及び職務は、以下のとおりである(テレビ及びビデオ法 18 条)。

- (a) 本法の目的の達成のためにビデオ業を監督する
- (b) 州又は管区ビデオ業管理委員会の活動の監督及び指針の付与
- (c) 州又は管区ビデオ業管理委員会の発した命令又は決定が本法に従っていないことが発覚した場合、必要に応じて措置を講じる
- (d) 適宜、州又は管区ビデオ業管理委員会に対して機能及び職務を付与する

第2 州又は管区ビデオ業管理委員会

1. 構成

情報省は、関係政府部門及び政府機関から州又は管区ビデオ業管理委員会を組織する(テレビ及びビデオ法 19 条(a))。必要に応じて州又は管区内に複数の州又は管区ビデオ業管理委員会を組織することができる(同条(d))。

州又は管区ビデオ業管理委員会の議長及び書記を定めることができ、委員の任期を定め

ることができる(同条(b))。また、必要に応じて州／管区ビデオ業管理委員会を改組できる(同条(c))。

なお、州又は管区ビデオ業管理委員会は、必要に応じて条件を定めて県又は郡区ビデオ業管理委員会を組織することができ、当該委員会の職務権限を定めることができる(テレビ及びビデオ法 21 条)。

2. 権限

州／管区ビデオ業管理委員会の職務権限は以下のとおりである(テレビ及びビデオ法 20 条)。

- (a)申請が基準を満たしているか否かの精査を行い、ビデオ業免許を交付又は拒否する
- (b)ビデオ業を検査及び監督する
- (c)ミャンマー映画公社が定めた条件に違反したビデオ業ライセンス保有者に対して、5,000 チャット以上 50,000 チャット以下の罰金を課し、それに加えてライセンスを取消す
- (d)情報省又はビデオ業管理中央委員会に割当てられた職務の遂行

第3 ビデオ検閲理事会

1. 組成

情報省は、以下の者によってビデオ検閲理事会を組成する(テレビ及びビデオ法 22 条 1 項)。また、情報省は、ビデオ検閲理事会の任期を定めることができ、必要に応じてビデオ検閲理事会を改組することができる(同条 2 項、3 項)。

- (1)ミャンマー映画公社社長 議長
- (2)関係政府部門及び政府機関の代表者 理事会員
- (3)適切な市民 理事会員
- (4)ミャンマー映画公社取締役 書記

2. 検査

作成及び提出されたミャンマーのビデオテープ又は輸入若しくは外国から持ち込まれたビデオテープに関してビデオ検閲証明書の申請があった場合、ビデオ検閲理事会は、定められた政策に適合するかについて以下の観点から検査を行う(施行細則 29 条)。

- (a)国家の政策に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (b)宗教に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (c)国民の団結に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (d)国の文化に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (e)国民の性格に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (f)法の規則及び安定に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (g)欲望を刺激する猥褻、残忍な行為を含むものか否か

- (h) 児童の道徳及び性格に影響を及ぼす可能性があるか否か
- (i) 国民及び国家を支援しかつこれらの利益となる可能性がある内容か否か

3. 検閲調査料

ビデオ検閲調査料は以下のとおり規定されている(施行細則 49 条)。

- (a) 家庭用上映に関しては、
 - 60 分までのビデオテープ 100 チャット
 - 120 分までのビデオテープ 150 チャット
 - 180 分までのビデオテープ 200 チャット
 - 180 分を超えるビデオテープ 250 チャット
- (b) 商業的目的に関しては、
 - 60 分までのビデオテープ 400 チャット
 - 120 分までのビデオテープ 500 チャット
 - 180 分までのビデオテープ 600 チャット
 - 180 分を超えるビデオテープ 1,000 チャット

4. 職務権限

ビデオ検閲理事会は、検査後、以下の行為を行うことができる(テレビ及びビデオ法 24 条、26 条)。

- (a) 公衆又は家庭内上映を許可することができる
- (b) ビデオテープの公衆上映の禁止、押収、破壊を行うことができる
- (c) 公衆又は家庭内上映に適さない部分の削除、変更又は抹消の後に、公衆又は家庭内上映を許可することができる
- (d) ビデオテープが公衆又は家庭内上映を許可された場合、所定料金の納入後、ビデオ検閲証明書を発行しなければならない
- (e) ビデオ検査料の徴収、ビデオテープの再検査、ビデオ検閲証明書の取消しも行うことができる

5. 検閲証明書

ビデオ検閲理事会の発行したビデオ検閲証明書は、定められた期間内に限り有効である(テレビ及びビデオ法 25 条(a))。なお、当該期間は 3 年間を超えることはできない(施行細則 48 条)。

ビデオ検閲理事会の発行したビデオ検閲証明書は、ビデオ内で表示しなければならない。さらに、証明番号を付した小型ビデオ検閲証明書は、ビデオに添付しなければならない(テレビ及びビデオ法 25 条(b))。

6. ビデオテープの輸出入

外交団又は国際連合が公衆に上映するために輸入したビデオテープについて、精査のためビデオ検閲理事会に提出しなければならない(テレビ及びビデオ法 37 条(a))。ビデオ検閲理事会による検査後、適当と認められた場合に限り上映許可が発行される。この場合も、予定された観衆に対してのみ上映が認められる(同条(b))。

ビデオ検閲理事会は、税関から送られてきた輸入又は外国から持ち込まれたビデオテープが公衆又は家庭内上映に適しているか精査し、判断できる(テレビ及びビデオ法 38 条(a))。輸出するために許可が必要なビデオテープについては輸出につき所見を付与することができる(同条(b))。商業目的で輸出する場合、不適当な部分を削除、変更又は抹消することができる(同条(c))。

第5節 不服審査請求

ビデオ検閲理事会又はビデオ業管理中央委員会若しくは州又は管区ビデオ業管理委員会の命令又は決定に不服がある者は、当該命令又は決定が発せられた日から 60 日以内に、情報省に対して不服審査請求をしなければならない(テレビ及びビデオ法 28 条)。なお、テレビ及びビデオ法 24 条(b)又は(c)に基づくビデオ検閲理事会の決定に不服がある者が情報省に不服審査請求を行った場合、当該ビデオ検閲委員会の命令の効力は継続する(テレビ及びビデオ法 27 条)。

情報省は、ビデオ検閲理事会又はビデオ業管理中央委員会若しくは州又は管区ビデオ業管理委員会の命令又は決定を承認、破棄又は変更、又は自身で再精査又は再検査することができる(テレビ及びビデオ法 29 条)。情報省の決定は、最終かつ終局的とされる(テレビ及びビデオ法 30 条)。

第4章 コンピュータ科学開発法

第1節 概要

第1 成立日

コンピュータ科学開発法は、1996 年 9 月 20 日に成立した。また、コンピュータ科学開発法 28 条、29 条、30 条及び 42 条(c)に基づき、通信郵便電信省通知 2002 年 3 号(The Ministry of Communications, Posts and Telegraphs Notification No. 3/2002、以下、「広域ネットワーク通知」という。)が 2002 年 7 月 10 日に発布されている。同通知は、コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークの構築、かかるネットワークの構築による情報技術及びサービスの利用を監督するために、発布されたものである。

第2 目的

本法の目的は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法3条)。

- (a) コンピュータ科学を通じて近代的な発展した国家の創出に寄与する
- (b) コンピュータ科学及び技術の発展及び普及に必要な方法を策定及び遂行する
- (c) 若者、特に学生がコンピュータ科学を学習する機会を創出する
- (d) 国家にとって最も利益となる方法を利用するため国際的に発展したコンピュータ科学の研究を行う
- (e) 各事業分野におけるコンピュータ科学の使用に関する広範囲な発展に寄与する
- (f) コンピュータ・ソフトウェア又は情報の輸出入を監督する

第3 法的手続

本法に基づく法的手続きを開始する場合、内務省の認可を事前に取得しなければならない(コンピュータ科学開発法41条)。コンピュータの技術移転に関しては、科学技術開発法第7章の規定に従って行わなければならない(コンピュータ科学開発法40条)。

第2節 定義

本法における用語の定義は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法2条)。

- (a) 「コンピュータ」とは、正確なデータの比較により必要な回答及び図表を作成できる個人的に使用される小規模な、共同で使用される中規模又は大規模な電気機器を意味する。本用語には、通信郵政電信省が時宜に応じて通知によって規定した電気機器を含む。
- (b) 「コンピュータ・ハードウェア」とは、コンピュータ本体及び付属品を意味する。
- (c) 「コンピュータ・ソフトウェア」とは、コンピュータに必要とされる指示を記したコンピュータ・プログラムを意味する。
- (d) 「コンピュータ・ネットワーク」とは、衛星又はコンピュータを使用したその他の技術を通じた通信システムを意味する。
- (e) 「情報技術」とは、情報の電送手段に関する技術を意味する。
- (f) 「コンピュータ科学者」とは、コンピュータ科学分野において国内外の大学の学位又は大学院の学位を有する者を意味する。本用語にはコンピュータ・プログラムに精通している者を含む。
- (g) 「コンピュータ業者」とは、国内でコンピュータ・ハードウェア又はコンピュータ・ソフトウェアの生産及び販売業務に従事、又はそれらの輸出入に従事している者を意味する。本用語には、コンピュータ保守サービスに従事する者及び民間のコンピュータ訓練コースを設立している者を含む。
- (h) 「コンピュータ愛好家」とは、コンピュータ科学に興味を有し、何らかの方法によりそ

これらの学習を行う者を意味する。本表現には、何らかの方法によりコンピュータを利用している者を意味する。

(i)「評議会」とは、本法に基づき設立されたミャンマーコンピュータ科学開発評議会を意味する。

(j)「連盟」とは、本法に基づき設立されたミャンマーコンピュータ連盟を意味する。

第3節 機関

第1 ミャンマー・コンピュータ科学開発評議会

1. 組成

国家平和発展評議会は、以下の者により、ミャンマー・コンピュータ科学開発評議会を組織する(コンピュータ科学開発法4条(a))。評議会の構成に当たって、必要な場合、副議長及び合同書記を定めることができる(同条(b))。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1)国家平和発展評議会より指名された者 | 議長 |
| (2)関連する省の大臣又は副大臣 | 評議員 |
| (3)関連する政府部門及び政府機関の代表 | 評議員 |
| (4)適切なコンピュータ科学者 | 評議員 |
| (5)教育省科学技術省副大臣 | 書記 |

2. 権限

評議会の職務権限は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法7条)。

- (a)時勢に遅れずに国家のコンピュータ科学の発展のために政策の策定及び助言
- (b)国家におけるコンピュータ科学利用の体系的普及に関する政策の策定
- (c)コンピュータ・ネットワークに関する政策の策定、助言及び管理
- (d)若者、特に学生に対して基礎的なコンピュータ科学の学習機会が得られるための調整
- (e)情報技術に関する政策の策定、助言及び管理
- (f)本法に基づき設立された連盟及びコンピュータに関する協会の活動の監督及び助言
- (g)輸出入を禁止するコンピュータ・ソフトウェア及び情報の種類の規定
- (h)国内の各事業分野におけるコンピュータ科学の利用を広範囲に発展させる方策の策定
- (i)コンピュータ科学に関する必要な作業部会又は機関を組成及び職務の規定
- (j)本法の規定を遵守せずに組織されたコンピュータ協会、本法に基づく職務を満たさないコンピュータ協会又は関連する協会の規約を満たさない協会の廃止
- (k)本法の目的の達成に必要な方法の策定及び遂行

第2 協会

1. 愛好家協会

(1) 愛好家協会の種類

以下のコンピュータ愛好家協会を組織することができる(コンピュータ科学開発法 8 条)。

- (a) コンピュータ愛好家基礎協会
- (b) 郡区コンピュータ愛好家協会
- (c) 地区コンピュータ愛好家協会
- (d) 州又は管区コンピュータ愛好家協会
- (e) ミャンマー・コンピュータ愛好家協会

(2) 各愛好家協会の組成

各愛好家協会の組成に関する規定は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法 9 条)。

- (a) コンピュータ愛好家基礎協会は、7 名以上のコンピュータ愛好家によって組織することができる。
- (b) 郡区コンピュータ愛好家協会は、規定に従ってコンピュータ愛好家基礎協会によって選ばれた代表によって組織することができる。
- (c) 地区コンピュータ愛好家協会は、規定に従って郡区コンピュータ愛好家協会によって選ばれた代表によって組織することができる。
- (d) 州又は管区コンピュータ愛好家協会は、規定に従って地区コンピュータ愛好家協会によって選ばれた代表によって組織することができる。
- (e) ミャンマー・コンピュータ愛好家協会は、規定に従って州又は管区コンピュータ愛好家協会によって選ばれた代表によって組織することができる。

2. コンピュータ科学者協会

(1) コンピュータ科学者協会の種類

以下の各コンピュータ科学者協会を組織することができる(コンピュータ科学開発法 10 条)。

- (a) 郡区コンピュータ科学者協会
- (b) 地区コンピュータ科学者協会
- (c) 州又は管区コンピュータ科学者協会
- (d) ミャンマー・コンピュータ科学者協会

(2) コンピュータ科学者協会の組成

各コンピュータ科学者協会の組成に関する規定は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法 11 条)。

- (a) 郡区コンピュータ科学者協会は、7 名以上のコンピュータ科学者によって組織することができる。
- (b) 地区コンピュータ科学者協会は、規定に従って郡区コンピュータ科学者協会によって選

ばれた代表によって組織することができる。郡区コンピュータ科学者協会が組織されていない場合においては、7名以上の当該地区のコンピュータ科学者によって組織することができる。

(c)州又は管区コンピュータ科学者協会は、規定に従って地区コンピュータ科学者協会によって選ばれた代表によって組織することができる。地区コンピュータ科学者協会が組織されていない場合においては、当該州又は管区の7名以上のコンピュータ科学者によって組織することができる。

(d)ミャンマー・コンピュータ科学者協会は、規定に従って州又は管区コンピュータ科学者協会によって選ばれた代表によって組織することができる。

3. コンピュータ業者協会

(1) コンピュータ業者協会の種類

以下の各コンピュータ業者協会を組織することができる(コンピュータ科学開発法 12 条)。

(a)郡区コンピュータ業者協会

(b)地区コンピュータ業者協会

(c)州又は管区コンピュータ業者協会

(d)ミャンマー・コンピュータ業者協会

(2) コンピュータ業者協会の組成

各コンピュータ業者協会の組成に関する規定は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法 13 条)。

(a)郡区コンピュータ業者協会は、7名以上のコンピュータ業者によって組織することができる。

(b)地区コンピュータ業者協会は、規定に従って郡区コンピュータ業者協会によって選ばれた代表によって組織することができる。郡区コンピュータ業者協会が組織されていない場合においては、当該地区の7名以上のコンピュータ業者によって組織することができる。

(c)州又は管区コンピュータ業者協会は、規定に従って地区コンピュータ業者協会によって選ばれた代表によって組織することができる。地区コンピュータ業者協会が組織されていない場合においては、当該州又は管区の7名以上のコンピュータ業者によって組織することができる。

(d)ミャンマー・コンピュータ業者協会は、規定に従って州/管区コンピュータ業者協会によって選ばれた代表によって組織することができる。

4. 各協会の規定

コンピュータ科学開発法 8 条、10 条又は 12 条に基づく協会の組織を希望する者は、協会の規定を作成した上で関連する協会の構成会議に提出し、承認を得なければならない(コ

ンピュータ科学開発法 14 条)。

当該規定の必要的記載事項は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法 15 条)。

- (a)協会を組織する目的
- (b)基礎段階の協会の組織又は当該段階の構成員により協会を組織する場合には構成員の資格
- (c)執行委員会の組織及び当該委員会の機能及び職務の規定
- (d)一段階上位の協会への代表者の派遣及び選定
- (e)基金の維持及び利用
- (f)会議の開催
- (g)関係する協会の種類において必要とされるその他の規定

5. 各協会の性質

コンピュータ科学開発法 8 条、10 条又は 12 条に基づき組織された協会は、利益を目的としない非政府組織である(コンピュータ科学開発法 17 条)。

第3 ミャンマー・コンピュータ連盟

1. 組成

評議会は、ミャンマー・コンピュータ愛好家協会、ミャンマー・コンピュータ科学者協会、ミャンマー・コンピュータ業者協会から選ばれた代表により、規定に従ってミャンマー・コンピュータ連盟を組織する(コンピュータ科学開発法 18 条(a))。評議会は、必要な連盟の構成員の数及び任期を決定する(同条(b)、(d))。また、連盟の議長及び書記を任命し、それらの職務を定める。また、必要に応じて副議長及び合同書記を任命することができる(同条(c))。

2. 性質

連盟は、利益を目的としない非政府組織である(コンピュータ科学開発法 22 条)。また、自らの名称及び印鑑を永続的に使用する権利及び訴訟当事者となる権利を有する(コンピュータ科学開発法 23 条)。

3. 権限

連盟の職務及び権限は以下のとおりである(コンピュータ科学開発法 24 条)。

- (a)時勢に遅れない国家のコンピュータ科学の開発の遂行
- (b)コンピュータ科学の研究の実施、コンピュータ科学の研究実施者へ助言の提供
- (c)各事業分野におけるコンピュータ科学の利用の範囲拡大の促進
- (d)コンピュータ訓練学校の講義要領及び履修過程の規定
- (e)コンピュータ訓練学校での指導が基準を上回るか否かの判断を行うための検査

- (f) コンピュータ科学コース、講義、競技会及び研修旅行の実行
- (g) コンピュータ科学試験の開催及び証明書並びにメダルの授与
- (h) コンピュータ科学の発展のために、時宜に応じた評議会への助言の提供
- (i) コンピュータ・ハードウェア及びコンピュータ・ソフトウェアの質向上のための生産者への支援
- (j) コンピュータ・ハードウェア及びコンピュータ・ソフトウェアの生産並びに国内外での販売の支援
- (k) 評議会の指導に従った情報技術に関する計画の策定
- (l) 国際的コンピュータ組織との連絡
- (m) 必要な国内外の協議会、会議、作業部会、講演会、論文発表会の開催及び代表団派遣の調整
- (n) ミャンマー語をコンピュータで使用できるようにするためのシステムの考案の実現
- (o) コンピュータに関する助言を求める政府部門及び政府機関及に対する助言
- (p) コンピュータに関する書籍、論文、定期刊行物及び雑誌の編集、発行及び配布
- (q) 国内外からコンピュータに関する書籍を収集した図書館の設置
- (r) 若者、特に学生のコンピュータの基礎知識の習得及び傑出したコンピュータ科学者の輩出を行うための貢献
- (s) 傑出したコンピュータ科学者及び発明者への賞金の授与
- (t) 国家による傑出したコンピュータ科学者及び発明者への名誉称号授与に関する評議会への推薦
- (u) コンピュータ科学者及び発明者の利益保護のための評議会への助言
- (v) 必要な委員会及び機関の組織及び当該機能及び職務の決定
- (w) 評議会から任じられたコンピュータ科学に関する業務の遂行

4. 財務

連盟は、財務に関して以下の事項を遵守しなければならない(コンピュータ科学開発法 25 条)。

- (a) 自らの基金で維持しなければならない、全ての財務事項に関して自ら責任を負わなければならない
- (b) 遵守する財務規定を定める
- (c) 政府部門又は政府機関若しくはその他の金融機関から交付金又は融資の取得若しくは使用
- (d) 当該基金を銀行口座に預金しなければならない、財務規定に従ってそれらを使用しなければならない。
- (e) 系統的に会計帳簿をつけなければならない
- (f) 財務規定に従って、直ちには必要としない基金の増加又は基金の収集を行うことができ

る

(g)国内外から金銭及び現物の寄付の受領及び必要に応じてコンピュータ協会に予算を割当てることができる

(h)自己の外国通貨を独立した銀行号座に預金しなければならず、既存の法律、規則及び手続に従って当該金銭を使用する権利を有する

(i)会計帳簿及び会計監査に関して会計長官府からの必要な支援を要請することができる

第4節 所定のコンピュータに関する事前承認

第1 事前承認の対象となるコンピュータ

通信郵政電信省は、評議会の承認を得て、通知により、輸入、保有、利用に評議会の許可が必要なコンピュータの種類を定めることができる(コンピュータ科学開発法 26 条(a))。コンピュータの種類決定に際して、コンピュータに取り付けられた情報の送受信が可能なファックスモデムカードは、優先的目標とされる(同条(b))。また、コンピュータの種類決定に際して、教授、事務作業又は事業の補助としてのみ使用されるコンピュータは除外される(同条(c))。

第2 事前承認の申請

コンピュータ科学開発法 26 条(a)において定められた種類のコンピュータの輸入、保有又は利用を希望する者は、規定に従って通信郵政電信省に対して事前承認取得の申請をしなければならない(コンピュータ科学開発法 27 条)。

コンピュータ・ネットワークの構築又はコンピュータ・ネットワーク内のリンクの接続を希望する者は、規定に従って通信郵政電信省に対して事前承認取得の申請をしなければならない(コンピュータ科学開発法 28 条)。

第3 審査

通信郵政電信省は、コンピュータ科学開発法 27 条又は 28 条に基づき提出された申請を精査後、事前承認の付与又は拒絶を行うことができる(コンピュータ科学開発法 29 条)。

第4 事前承認取得者の義務

コンピュータ科学開発法 26 条(a)で定められた種類のコンピュータの保有又は利用を希望する者は、ライセンス発行に関して通信郵政電信省が発出する命令及び指令、所定のライセンス期間、ライセンス料並びにライセンス条件を遵守しなければならない(コンピュータ科学開発法 30 条)。

第5節 広域ネットワーク構築

第1 ライセンス取得手続

通信システムとの接続若しくは通信により又はその他の技術を介してデータの送信、受信又は収集を可能にする情報及び通信技術装置がインストールされたコンピュータを利用し、衛星を介してコンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークを構築することを希望する者は、事前の許可を得るために、通信委員会を通じて、通信郵便電信省に申請を行う必要がある(広域ネットワーク通知 1 条)。通信委員会は当該申請を精査後、意見を通信郵便電信省に示す(広域ネットワーク通知 3 条(a))。通信郵便電信省は、その上で申請を許可又は却下する(同条(b))。通信郵便電信省が許可した場合、通信委員会は、条件を規定した上でライセンスを交付する(広域ネットワーク通知 4 条)。

第2 各種料金及び有効期間

広域ネットワーク通知 4 条(a)に基づくライセンスを取得した者が政府部門又は政府機関以外の部門、組織又は個人である場合、通信郵便電信省が定める料率にて通信委員会に対して支払う。ライセンス取得者は政府部門又は政府機関である場合には、所定のライセンス料を支払う(広域ネットワーク通知 5 条)。

コンピュータネットワークを用いた広域ネットワークの構築又はかかるネットワーク構築によるサービスに関するライセンスをミャンマー連邦で取得した者又は海外で構築されたコンピュータネットワークを利用するエンドユーザーは、コンピュータネットワークが利用される場所 1 箇所につき 15,000 チャットの年間料金を前払いする。コンピュータネットワークが利用される場所とは、コンピュータネットワークを用いた広域ネットワークに接続可能なインターネットプロトコル(IP)アドレスグループを有するコンピュータネットワークを言う(広域ネットワーク通知 6 条)。

ライセンスの有効期間は交付日から 1 年間である(広域ネットワーク通知 8 条)。延長を希望する場合には、期間満了の 1 か月以上前までに通信委員会に延長の申請を行わなければならない(広域ネットワーク通知 9 条)。

第3 検査

通信郵便電信省により組成された検査委員会は、コンピュータネットワークを用いた広域ネットワークの構築又はかかるネットワーク構築によるサービスに関するライセンスを取得した者を検査することができる。検査結果は、検査委員会の意見と併せて、通信郵便電信省に報告される(広域ネットワーク通知 13 条)。

通信郵便電信省は、広域ネットワーク通知 13 条に基づき検査委員会により提出された報告を精査後、規定されている条件及び条項に違反していることが判明した場合、期間を定めてネットワークの利用を一時停止し、是正措置を講じるよう命じる。是正措置が講じら

れた後の検査に合格した場合、再利用を許可する。是正措置が講じられた後の検査に合格しなかった場合、コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワーク又はかかるネットワーク構築によるサービスについて交付された許可を取消す(広域ネットワーク通知 18 条)。

第4 禁止行為

いかなる者も、以下の行為を行うことはできない(広域ネットワーク通知 16 条、17 条、19 条乃至 26 条)。

- (a)通信郵便電信省の許可なしに、コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークの構築又はかかるネットワーク構築によるサービスを行うこと
- (b)コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークを利用することにより、又は、情報技術を利用することにより、ミャンマー連邦の安全性、法及び秩序の維持、共同体の平和及び安定、国民の団結、ミャンマー連邦の経済又は国民文化に影響を及ぼす行為を行うこと
- (c)コンピュータ・ネットワークを用いた広域ネットワークを利用することにより、又は、情報技術を利用することにより、ミャンマー連邦の安全性、法及び秩序の維持、共同体の平和及び安定、国民の団結、ミャンマー連邦の経済又は国民文化について、ミャンマー連邦の秘密に関する情報を取得又は頒布すること
- (d)情報技術を用いることにより、コンピュータネットワークを用いた広域ネットワークに侵入し、ハッカー行為を行うこと又はコンピュータウィルスに感染させること
- (e)情報技術を用いることにより、金銭又は財産を窃取すること並びに不正利用又は損害を生じさせること
- (f)情報技術を用いることにより、不正な送信、ハッキング行為、改竄、破棄、窃取を行うこと又は紛失及び損害を生じさせること
- (g)情報技術を用いることにより、混乱を生じさせ、不当な影響力を行使し、脅威を与える行為を、他者に対して故意に行うこと
- (h)情報技術を用いることにより、猥褻又は不快な行為を行うこと
- (i)情報の送信者及び受領者の許可なしに、コンピュータネットワークを用いた広域ネットワークにおいて、コミュニケーションを傍受すること又はコミュニケーションに含まれるデータを利用すること又はかかるコミュニケーションを他者に開示すること
- (j)許可を得ることなく、情報技術を用いることにより、知的財産権をコピーし、広範囲に放送し、頒布し、販売し、利用し、除去し、改竄し又は代替すること
- (k)情報技術を用いることにより、第三者に関連するデータを取得又は頒布すること

第4章 電子取引法

第1節 概要

第1 成立日

電子取引法は、2004年4月30日に成立した。

第2 適用範囲

本法の規定は、国内及び国際的な取扱、取引、調整、合意、契約及び交換を含む商業及び非商業活動において使用される電子記録及び電子データ伝達に適用される(電子取引法 4条(a))。また、電子取引技術を使用することにより国内、若しくは国内から国外への又は国外から国内への、本法に基づき処罰される違法行為に関与した者に適用される(同条(b))。

第3 適用除外事項

本法の規定は、以下の事項については適用されない(電子取引法 5条)。

- (a)相続法 2(h)で定義される「遺言」
- (b)流通証券法 13条で定義する「流通証券」
- (c)信託法 3条で定義する「信託」
- (d)委任状法に基づき与えられる「委任状」
- (e)権原に関する文書
- (f)既存の法律に基づき登記されるべき文書
- (g)政府の承認を得た上で省が通知により除外した事項

第4 他の法律との関係

既存の法律にかかわらず、本法の規定は、本法において矛盾しない限りにおいて、他の規定に優先する(電子取引法 51条)。

第5 目的

本法の目的は以下のとおりである(電子取引法 3条)。

- (a)近代的かつ発展した国家の構築のための電子取引技術の支援
- (b)電子取引技術による人的資源、経済、社会及び教育を含む各分野における全面的発展の機会の取得
- (c)電子記録及び電子データ伝達の信頼性及び完全性を認識させ、コンピュータ・ネットワークを使用した内外の取引におけるそれらに法的保護を与える
- (d)電子取引技術を使用した国内及び外国の情報の同時発信、受信及び貯蔵を可能にする
- (e)コンピュータ・ネットワークを使用した国際組織、地域組織、外国、国内外の政府部門

及び組織、民間組織並びに個人との効率的かつ迅速な連絡及び協力を可能にする

第2節 定義

本法で使用される用語の定義は以下のとおりである(電子取引法2条)。

- (a)「情報」とは、データ、文章、画像、音声、記号、コンピュータ・プログラム、ソフトウェア及びデータベースを意味する。
- (b)「電子記録」とは、情報システムにおいて電子、磁気、光学又はその他同種の技術により作成、発信、受信又は保存された又はある情報システムから他の情報システムに伝達された記録を意味する。
- (c)「電子データ伝達」とは、電子データ交換、ファックス、電子メール、電報、テレックス及び電送を含む電子、光学又はその他類似の手段により作成、発信、受信又は保存された情報を意味する。
- (d)「コンピュータ」とは、電子、磁気、光学又はその他同種の技術操作により数理及び論理を使用して情報及び記録の受信、発信、保存、処理又は取出しが可能な装置を意味する。
- (e)「コンピュータ・ネットワーク」とは、衛星又はその他の技術を使用したコンピュータの相互接続ネットワークシステムを意味する。
- (f)「電子署名」とは、電子記録の発信源及び修正又は改正がない真実性の証明のため電子技術又はその他同種の技術により個人的又は代理して作成した象徴又は記号を意味する。
- (g)「認証者」とは、電子署名に関する業務について、本法に基づき管理理事会からライセンスを与えられた個人又は組織を意味する。
- (h)「認証」とは、電子署名の署名を行った者と電子データ・伝達間の関係の同一性について電子データ伝達又はその他の記録として認証者により署名者に発行された認証を意味する。
- (i)「発信者」とは、自ら又は代理により電子記録若しくは電子データ伝達を、創作、作成又は発信した者を意味する。本用語には、電子記録又は電子データ伝達に関して接続業者として行う者を含まない。
- (j)「受信者」とは、発信者により電子記録又は電子データ伝達の受信を意図された者を意味する。本用語には、電子記録又は電子データ書信に関して接続業者として行う者を含まない。
- (k)「署名者」とは、認証において電子署名の署名者の真実性について技術的に確認された者を意味する。
- (l)「中央機関」とは、本法に基づき組織された電子取引中央機関を意味する。
- (m)「省」とは、通信郵便電信省を意味する。
- (n)「管理理事会」とは、本法に基づき組織された電子取引管理理事会を意味する。

第3節 機関

第1 電子取引中央機関

1. 構成

政府は、以下の者によって本法の目的の遂行のために電子取引中央機関を組織する(電子取引法6条(a))。政府は、中央機関の組成に当たって、副議長、書記及び合同書記を任命することができるが、必要に応じて中央機関を改組できる(同条2項、3項)。

通信郵便電信省大臣	議長
関連する省	構成員
政府部門及び政府組織	構成員
技術者	構成員

2. 役割及び職務

中央機関の役割及び職務は以下のとおりである(電子取引法7条)。なお、中央機関は、必要に応じて適当な政府部門及び組織又は個人に役割及び職務を委譲することができる(電子取引法8条)。

- (a)近代化的かつ発展した国家の構築において広範な電子取引技術の段階的活用に関する計画の策定
- (b)電子取引技術の経験及び知識の強化並びにグローバル化の過程の準備に関する計画の策定及び履行
- (c)国際組織、地域組織、外国及び国内外の組織との効率的かつ迅速な連絡、協力及び取引を可能にする電子取引技術、法務及び仕様に関する政策に沿った活動の遂行
- (d)電子取引技術に関する国際組織、地域組織、外国、国内外の組織との連絡及び協力
- (e)管理理事会の組成及び当該管理理事会の監督並びに指導
- (f)役割及び職務の遂行のために必要な作業委員会の組成及び当該組織の役割及び職務の規定

第2 電子取引管理理事会

1. 構成

中央機関は、本法の目的のため、電子取引活動の監督を行うために適切な個人及び専門家により、電子取引管理理事会を組織する(電子取引法9条(a))。中央機関は、必要に応じて管理理事会を改組することができる(同条(b))。

2. 機能及び職務

管理理事会は、中央機関の指導の下、以下の役割及び職務を遂行しなければならない(電子取引法10条)。なお、管理理事会は、必要に応じて中央機関の承認を得た上で設置した機

関又は専門家に対して当該役割及び職務を委託することができる(電子取引法 11 条)。

- (a) 認証者としての行為を可能にさせるライセンスの発行及び発行拒否
- (b) 認証者及び署名者間で行われるべき取引方法の指定
- (c) 認証者が行うべき業務及び会計記録に記録すべき情報の明細に関する条件及び基準の指定
- (d) 認証者の従業員が有すべき資格及び経験の指定
- (e) 認証者及び署名者間で生じた利益に関する紛争の解決
- (f) 認証者が独自に又は他の認証者と協同した電子システムの構築及び当該システムの規制の促進
- (g) 認証者による公衆が閲覧可能な事項の記録の開示が含まれるデータベースの保守
- (h) 認証者によって保管される記録、会計、データ及び文書の必要な再生、複写又は抜粋、及びそれらの分析
- (i) 疑う合理的な理由がある又は本法に違反した使用がなされたコンピュータ・システム運営及び関連する装置又は器具の運用の検査及び確認
- (j) 本法の違反に関連した者からの必要な確認文書の提示及び取得
- (k) 認証者の活動の検査及び監督
- (l) 本法及び本法に基づく規則、手続、告示、命令及び指導が遵守されているかについての精査のための必要な捜査
- (m) 規定に従った外国の認証者の承認
- (n) 規定に従った中央機関への活動報告
- (o) 時宜に応じて中央機関及び省から委託されたその他の役割及び職務の実施

第 4 節 認証者及び署名者

第 1 認証者

1. 認証者ライセンス取得手続

認証者としての業務を望む国内外の個人又は組織は、規定に従って管理理事会に対してライセンスの取得を申請しなければならない(電子取引法 12 条)。管理理事会は、当該申請を精査後、条件を定めて個人又は組織に免許を発行又は拒絶することができる(電子取引法 13 条)。

電子取引法 13 条に基づきライセンスを取得した認証者は、ミャンマー国民投資法又はミャンマー連邦外国投資法に基づく許可の取得を申請している場合、管理理事会の発行したライセンスをミャンマー投資委員会に提出しなければならない。当該申請に関して、ミャンマー投資委員会は、必要に応じて管理理事会の意見を求めることができる(電子取引法 15 条)。

2. 遵守事項

認証者は、以下の事項を遵守しなければならない(電子取引法 14 条)。

- (a) コンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア及びコンピュータ処理の誤用及び侵入を招かない信頼できるシステムの利用
- (b) 意図する機能の行為に適した合理的信頼性を有するレベルのサービスの規定
- (c) 安全保障手続に従った電子署名の安全及びプライバシーの確保
- (d) 指定された基準の遵守
- (e) 電子取引認証の詳細な事実の規定
- (f) 認証発行に関して提供する業務の公開
- (g) 認証の発行又は業務遂行能力の信頼、責任又は保証に重大かつ不利な影響を及ぼすおそれのある事実の公開
- (h) 認証の許可条件又はコンピュータ・システムの欠陥により重大かつ不利な影響が生じた場合
 - (1) 当該影響を受けるおそれのあることが予想される者へ可能な方法により通知しなければならない
 - (2) 認証業務文書に規定された当該発生事実の処理規定に従って行動しなければならない
- (i) 管理理事会が時宜に応じて定めた規程及び義務の遵守

第2 署名者

1. 認証取得手続

署名者としての業務を望む者は、規定に従って認証者に対して認証の取得を申請しなければならない。認証者は、当該申請を精査後、条件を定めて認証を発行又は拒絶することができる(電子取引法 16 条)。

2. 遵守事項

署名者は、以下の事項を遵守しなければならない(電子取引法 17 条)。署名者は、遵守しないことにより生じた損失及び損害の結果に対して責任を負わなければならない(電子取引法 18 条)。

- (a) 電子署名の暗号解読による有効な署名を使用する場合、当該暗号解読を不正にその他の者によって使用されないよう注意する
- (b) 所定の期間内での電子署名発行の認証の使用において、当該認証又は入力された事実に関する完全な正確性に注意する
- (c) 電子署名の暗号解読の機密性が侵害された場合又は侵害されるおそれが発生した場合、遅滞なく認証者による手配又は適切な手配について当該電子署名に関係する者に通知する

第5節 電子記録、電子データ書信及び電子署名

第1 電子記録、電子データ書信及び電子署名の可否及び効力

既存の法律により書面又は署名を減少させると規定された事項は、電子記録、電子データ伝達又は電子署名により行うことができる。当該電子記録、電子データ伝達又は電子署名は、関連する法律に基づき作成されたのと同様に適法と看做される(電子取引法 19 条)。

第2 保存

発信者及び受信者は、所定の方法により、電子記録、電子データ伝達又は電子署名の発信、受信又は保存を行う。但し、特定の事項に関する合意がある場合、当該合意された方法により行うことができる(電子取引法 20 条)。

第6節 電子技術による契約締結

第1 契約の締結

当事者により合意された場合を除き、申込み、申込みの受諾及びその他の契約締結に必要な事項は、電子技術により行うことができる(電子取引法 21 条)。発信者、権限を有する発信者の代理人、情報システムプログラム又は代理の自動的運営により送信された電子記録及び電子データ伝達は、発信者自ら行われたものと見做される(電子取引法 22 条)。

第2 権利要件

以下の事項を満たした場合又は前提に行動した場合、受信者は発信者の電子記録又は電子データ伝達の情報に関して権利を有する(電子取引法 23 条)。

(a)発信者及び受信者の間で事前に合意した手続に従った発信

(b)発信者の関係者又は発信者の権限を有する代理人の行為の結果による受信者データ伝達の受信及び発信者が使用する手続きによる発信

第3 受信の認識方法

電子記録又は電子データ伝達の発信時又は発信前に、発信者及び受信者は、受信の認識方法に関し、受信者自ら又は自動的に若しくはその他の方法による連絡又は受信者が受信した旨を発信者に対して表明する合理的方法によることができる。また、受信の認識に関して別途合意できる(電子取引法 24 条)。

第4 受信が認識されるまでの取扱

電子データ伝達又は電子記録の受領の認識を条件とした電子記録又は電子データ伝達を発信者が送信した場合、受信が認識されるまでは発信されなかったものとして取扱われ

る。

また、電子記録又は電子データ書信の認識の受領を条件としない場合又は所定の期間、合意された期間若しくは期間の定めがない場合に合理的な期間内に発信者により受信が認識されない場合、発信者は受信者に対して受信の認識がなされていない旨の通知を行うことができる(電子取引法 25 条)。

第 5 受信及び発信の時点

発信者及び受信者間で合意がある場合を除き、電子記録又は電子データ伝達の発信及び受信に関して、以下の場合に発信又は受信したものと看做される(電子取引法 26 条)。

- (a)発信者又は当該代理人の管理外から情報システムに入った時を発信とする
- (b)受信時は以下のとおりである
 - (1)指定された情報システムに入った時
 - (2)指定されていない情報システムが使用された場合、受信者が読み出した時
 - (3)情報システムが指定されていない場合、受信者の情報システムに入った時

第 6 受信及び発信の場所

発信者及び受信者間の合意がある場合を除き、発信者の事業の場所は、発信の場所と看做され、受信者の事業の場所は、受信場所と見做される。発信者及び受信者が、複数の場所で事業を営む場合、業務の主たる場所が恒久的住所と看做される。事業の場所がない場合、恒久的住居の場所が恒久的住所と見做される。法人を有している場合、適法に法人が設立された場所が恒久的住所と看做される(電子取引法 27 条)。

第 7 政府機関との電子記録又は電子データ書信取引

政府部門及び組織は、以下の事項に関する適法な電子記録又は電子データ伝達取引を認識しなければならない(電子取引法 39 条)。

- (a)文書の提出、受領又は保存
- (b)許可、ライセンス又は承認の発行
- (c)請求、支払、受領及びそれらの領収書の発行

第 7 節 見直し請求及び不服審査請求

第 1 管理理事会に対する見直し請求

認証発行拒否、所定の期間の認証の停止又は認証の取消に関して認証者の発した命令又は決定に不服を有する者は、当該命令又は決定の日から 30 日以内に管理理事会に対して見直しを請求することができる(電子取引法 30 条(a))。

管理理事会は、認証者の命令又は決定を、承認、修正又は破棄することができる(同条(b))。

第2 中央機関に対する不服審査請求

認証発行拒否、規定された処罰の付加、所定の期間のライセンスの停止、ライセンスの取消又は電子取引法 30 条(b)に基づき管理理事会が発した命令若しくは決定に不服を有する者は、当該命令若しくは決定の日から 30 日以内に中央機関に対して不服審査請求を行うことができる(電子取引法 31 条(a))。

中央機関は、管理理事会の命令又は決定を、承認、修正又は破棄することができる(同条(b))。当該中央機関の決定は、最終的かつ確定的とされる(電子取引法 32 条)。

第8節 訴訟に関する事項

第1 訴訟要件

本法に基づく訴訟を行う場合、中央機関の事前承認を得なければならない(電子取引法 44 条)。

第2 証拠

本法に基づき起訴された違反に関する証拠書類の裁判前の作成が容易でない場合、当該証拠書類は裁判前に作成する必要はない。しかし、当該証拠書類の保管方法の証拠書類に関する報告書を提出することができる。かかる提出は裁判前に提出したものと看做され、関連する裁判所も本法に基づき同様の取り扱いをすることができる(電子取引法 46 条)。

第3 証拠法 45 条の「専門家」

証拠法 45 条の「専門家」は、管理理事会、管理理事会又は認証者によって職務を割当てられた機関又は個人を含む(電子取引法 47 条)。

第4 電子記録等の法的有効性

発信者及び受信者間で通信された情報、電子記録、電子データ伝達、電子署名又はその他の文書は、電子技術により作成されたことのみを理由として法的効果、有効性又は執行力を否定されない(電子取引法 48 条)。

第5 中央機関等に対する訴え

本法に基づき中央機関及び中央機関によって職務を割当てられた機関、個人、管理理事会及び管理理事会によって職務を割当てられた機関、個人又は認証者が善意で行った行為に対して訴訟提起又は起訴を行うことはできない(電子取引法 49 条)。

第9節 行政処分

第1 管理理事会が行う行政処分

管理理事会は、ライセンスの条件に違反した又は本法の規定に違反して有罪となった認証者に対して、以下の行政命令を発することができる(電子取引法 28 条)。

- (a)規定に基づく罰則
- (b)ライセンスの所定の期間の停止
- (c)ライセンスの取消

第2 認証者が行う行政処分

認証者は、認証条件に違反した又は本法の規定に違反して有罪となった署名者に対して、以下の行政命令を発することができる(電子取引法 29 条)。

- (a)認証の所定の期間の停止
- (b)認証の取消

第5章 通信法

第1節 概要

第1 成立日

通信法は、2013年10月8日に成立した。本法の施行により、1885年ミャンマー電信法及び1934年ミャンマー無線電信法は廃止された(通信法 89 条)。通信法施行規則が近い将来成立する予定であるが、2014年2月末日時点においては成立していない。

本法は、個人情報保護(通信法 5 条(d)参照)や独占禁止法と同趣旨の条項が入る等、これまでのミャンマー法に存在しない規定が含まれていることも注目される。

また、連邦政府は、本法の施行から2年以内に、本法に記載される通信サービスに関する義務を履行するために、適切な連邦レベルの者が率いる独立のミャンマー連邦通信委員会を組織することとなっている(通信法 86 条)。

第2 目的

本法の目的は以下のとおりである(通信法 4 条)。

- (a)連邦の近代化及び発展のための通信技術に係る支援を行うこと
- (b)国内外で競争を実施させることにより、発達した通信セクターにおいて、透明性と機会均等を確保しつつ、高品質で利用者にとって価値のある通信サービスを提供すること
- (c)全国民の通信網を発達した通信技術で網羅した上で、公衆がこれを使用しかつ通信できる機会をより多く得られるようにすること

- (d)法律に従い、通信サービスを設立した者及び利用者を保護すること
- (e)連邦の安定及び公衆の安全に係る事項のために、ライセンス取得後にのみ使用可能な通信サービス、ネットワーク施設及び通信機器を監督すること

第2節 定義

本法において用いられる用語の定義は以下のとおりである(通信法3条)。

- (a)「通信」とは、電線、ファイバー、その他の導体ケーブル又は電波、光線及びその他の電磁波を伝達する手段を使用して、情報をそのまま又は修正することにより送信又は受信することを意味する。
- (b)「情報」とは、データ、オリジナル・インスクリプション(original inscription)、画像、音声、暗号、記号、信号、データ収集、さらにはこれらの一つ以上を類似の項目と組み合わせたものを意味する。
- (c)「無線通信」とは、電波、光線及び電磁波の伝達により、又は送信機と受信機の間電線、ファイバー、その他の電子透過コードを使用しないその他の手段により、情報を送信又は受信することを意味する。
- (d)「通信ネットワーク」とは、ネットワークファシリティ、通信機器、コンピュータ及びコンピュータ類似の機器を合わせて使用するシステム並びに通信技術を使用して有線・無線の相互接続を使用したシステムを意味する。
- (e)「利用者側のネットワーク境界」とは、通信機器が最初に接続された場所、情報が受信された場所又は利用者に情報を送信したネットワークプロバイダーの所在地を意味する。
- (f)「通信サービス」とは、ネットワーク・ファシリティ・サービス、ネットワークサービス及び応用サービスのうち、一つ又は複数のサービスを実施することを意味する。
- (g)「ネットワーク・ファシリティ・サービス」とは、ネットワークファシリティを保持した後に、通信サービスのライセンス保有者に対してネットワークファシリティをリースすること又はかかるネットワーク・ファシリティ・サービスに関して直接提供される業務を意味する。
- (h)「ネットワークサービス」とは、情報の相互送信のために、何らかの通信手段により提供される業務を意味する。本用語には、利用者側のネットワーク境界においてのみ実施される業務は含まれない。
- (i)「応用サービス」とは、一つ又は複数のネットワークを使用して提供される業務を意味する。本用語には、利用者側のネットワーク境界においてのみ実施される業務は含まれない。
- (j)「通信機器」とは、本法のために省が定めた機器を意味する。
- (k)「通信市場」とは、通信サービスに関連する市場又は通信サービスと共に使用されるサービス若しくは機器に関連する市場を意味する。
- (l)「コンテンツ」とは、テキスト、音声、静止画及び動画、その他の視聴覚表現、触覚表現

又はこれらを組み合わせたもので、電子的に作成、操作、格納、読み出し又は伝達可能なものを意味する。

(m)「ネットワークファシリティ」とは、ネットワークサービスを実施する際に使用される物理的基礎インフラの要素又はかかる要素の組み合わせを意味する。

(n)「周波数帯」とは、3 ヘルツから 420 テラヘルツまでの、連続したスペクトルの周波数域を意味する。

(o)「通信番号割当指定」とは、通信サービスにおいて通信オペレーションを活用するための連邦の番号割当指定を意味する。

(p)「電子メールアドレス割当指定」とは、情報技術システム間の通信処理に使用される体系的な電子メールアドレス割当指定で、文字若しくは数字又は文字及び数字の組み合わせを意味する。

(q)「通信ライセンス」とは、個人、局又は組織に対して発行される、通信機器を使用及び所有するためのライセンスを意味する。

(r)「サービスライセンス」とは、本法に基づき個人、局又は組織に対して発行される、通信サービスの設立を許可するライセンスを意味する。

(s)「ライセンス」とは、本法に基づき個人、局又は組織に対して発行される、サービスライセンス及び通信ライセンスを意味する。

(t)「省」とは、連邦政府の通信情報技術省を意味する。

(u)「局」とは、省の下に置かれる郵便電気通信局を意味する。

(v)「控訴裁判所」とは、省が下した命令又は決定に不服がある場合に上訴するための、連邦政府により組織された通信に関する控訴裁判所を意味する。

第3節 ライセンス

第1 通信サービス業に関する設立ライセンス

①ネットワーク・ファシリティ・サービス、②ネットワークサービス、③応用サービスに関する通信サービスの設立を望む国内外の個人、局又は組織は、規定に従って許可及びライセンスの取得を本局に申請しなければならない(通信法 5 条)。局は、公表する手続き及び規制に関する方針に従って当該申請を精査し、省に対して意見書を提出する(通信法 6 条、7 条)。

当該意見書を受領後の省の対応は申請が国内からであるか外国からであるかにより異なる。申請が国内からの場合、規定に基づき連邦政府の承認を得ることが要求される事業については連邦政府の承認を取得し、連邦政府の承認を得ることを要しない事業については省の決定により、通信サービスの設立を許可することができる(通信法 8 条(a))。申請が外国からの場合、省は、連邦政府の承認を得た上で、通信サービスの設立を許可することができる(同条(b))。

通信サービス設立のライセンス保有者が、国際的な接続及びネットワークを目的とした国際メインゲートウェイ事業を申請した場合、省は、連邦政府の承認を得た上で、かかる事業に関して規定された規則及び規制に従って当該事業の実施を許可することができる(同条(d))。

なお、通信サービスの実施を許可するライセンス期間は最低 5 年間から最高 10 年間であり、省の承認を得ることができれば延長も可能である(同条(c)、12 条)

第2 サービスライセンス

サービスライセンスを取得した者は、法律に従い、国内外の個人、局及び組織と協力してサービスを実施することができる(通信法 10 条)。

サービスライセンスを取得した者は、(a)本法第 12 章記載の規定に基づく、通信サービス、接続使用及び相互通信、(b)ネットワークファシリティの共有及び使用、(c)ライセンスに別途定めるその他の事項の実施のいずれかの事項に関するサービスライセンスを取得している別の者と契約を締結することにより、サービスを実施することができる。

第3 通信機器に関する設立ライセンス

国内外の個人、局及び組織は、ライセンス取得後にのみ使用するよう省が定めた通信機器を所有し又は使用することを望む場合、規定に従い、局に対し、ライセンスの取得を申請しなければならない。但し、(a)サービスライセンス取得者により使用されるために投資された通信機器の所有及び使用、(b)サービスライセンス取得者から取得された通信機器の所有及び使用については通信機器に関するライセンスの申請を要しない(通信法 13 条)。局は、当該申請を精査した上で、ライセンス発行を行う。その際、条件を付すことができる(通信法 14 条)。

第4 ライセンス保有者の義務

ライセンス保有者は以下の規定を遵守しなければならない(通信法 15 条)。

- (a)本法に基づき発せられた規則、手続、告示、命令及び指示並びに本法を遵守すること
- (b)ライセンスに記載された規則及び規制を遵守すること
- (c)ライセンス料、ライセンス延長料金、使用料及びサービス手数料、要求される技術又は時間に応じて回収される金銭を支払うこと
- (d)事業に関する慣行、業務履行基準及び省並びに局の指令を遵守すること
- (e)ライセンスに記載された規則及び規制の違反又は遵守しないことに起因する結果に関し、連邦に影響を及ぼさないようサービスを実施すること

第5 サービスライセンス保有者の義務

サービスライセンス保有者は以下の規定を遵守しなければならない(通信法 16 条、17 条)。

- (a)本法に基づき規定されかつ許可されている無線周波数スペクトル指定割当を遵守してサービスを実施すること
- (b)ライセンス対象外の通信サービスまで拡大したサービスの実施を希望する場合、別のサービスライセンス保有者との合弁事業の実施を希望する場合又はサービスの共同実施を希望する場合、本法第 3 章記載の規定に従い、サービスライセンス及び許可を再取得すること
- (c)サービスが他の通信サービスを機械的に妨害することが判明した場合、報告又は調査に従って要求されるとおり、準備又はかかるサービスを一時中断するよう指示された場合、当該指示を実施しかつこれを遵守すること
- (d)通信サービスにより間接的に送信又は受信された情報及び目的物並びに秘密に維持されるべき各利用者の情報を確実に保持し、関係者以外の者に対し、法律が許した事項以外は開示しないこと

第 6 通信機器に関するライセンス保有者の義務

通信機器に関するライセンス保有者は以下の規定を遵守しなければならない(通信法 18 条)。

- (a)自らが所有する通信機械を、ライセンスに定める場所においてのみ保管しかつ使用すること
- (b)ライセンスに基づき使用が許可される通信機械により連邦の安全に影響が及ばないように調整すること
- (c)自らが使用する機械に関し、局の指令を実施しかつ遵守すること

第 4 節 省及び局の権限及び義務

第 1 省

省の主な権限及び義務として以下が挙げられる。

- (a)国際通信条約に従ってミャンマー連邦共和国に対して分配されかつ定められた国家の周波数帯及び人口衛星軌道位置の管理及び監督を行うこと(通信法 19 条)
- (b)ミャンマー連邦共和国内で幅広く通信サービスを使用する権利を取得するために、通信サービスをより広範かつ良質なものとし、かつ連邦内の基本通信開発のサービスが行き届いていない地域に基本通信の体制を拡大しかつ設立するためのプログラムを定めるよう本局に対して指示すること(通信法 53 条)
- (c)公衆のための場所を選ばない基本通信ニーズの充足プログラムを実施するため基本通信のニーズの充足に関する基金を設立の上、当該基金を監督すること(通信法 54 条)
- (d)技術基準、周波数帯の管理、利用者の保護及び連邦における通信部門の開発のための戦略策定に係る事項について助言するため、政府の承認を得て通知を発した上で、議長であ

る大臣又は大臣により議長に任命された者、情報通信サービスからの代表者、利用者、技術者、本局からの代表者を構成員として構成される、国家通信諮問委員会を組織し、当該委員会の義務を定めること(通信法 74 条)

(e)公衆の利益のために実施すべき状況が発生した場合、政府の承認を得て、サービスライセンス保有者に対して、通信サービスを一時中断し、いかなる通信も行わず、これを防止し、必要な情報及び通信を取得し、通信サービス及び通信機器の使用を一時的に制御するよう指示することができる(通信法 77 条)

(f)ライセンス料、ライセンス期間延長料金、周波数帯の使用料並びに通信番号割当指定及び電子メールアドレス割当指定に関する手数料及び罰金を定めること(通信法 81 条)

(g)連邦政府の承認を得た上で、公衆の利益のために、本法に基づき要求される許可、ライセンス及び承認の取得又は手数料の支払(要求される場合)について、政府、局、組織又は個人を、免除することができる。但し、省は、連邦の緊急事態、連邦の保護及び安全並びに自然災害に関連する事項については、連邦政府の事前認可を得ることなく免除することができる(通信法 82 条)

(h)本法に記載される通信に関して技術的表現の定義の解釈を要求された場合、通知を発することにより、その解釈を行うことができる(87 条)

(i)連邦政府の承認を得た上で、必要な規則及び規制を発することができる(通信法 88 条(a))

(j)必要な通知、命令、指令及び手続を発することができる(同条(b))

第2 局

局の主な権限及び義務として以下が挙げられる。

(a)規則及び規制を定めることにより、個人、局及び組織に国家周波数スペクトル指定割当の使用を許可することができる(通信法 20 条)

(b)サービスライセンス保有者に対し、省により承認された通信番号割当指定及び電子メールアドレス割当指定を使用しかつ遵守するよう指示すること(通信法 21 条)

(c) サービスライセンス保有者が当該通信サービスにおいて使用するための規則及び規制を定めた上で、サービスライセンス保有者に対し、通信番号割当指定及び電子メールアドレス割当指定の使用を許可することができる(通信法 22 条)

(d)ライセンス保有者が通信法 21 条に基づく指示に従って通信番号及び電子アドレスを使用しているか否かについて調査及び監督を行うこと(通信法 23 条)

(e)省の承認を得た上で、ライセンスに関する事業に応じた技術基準を定め、これを公表すること(通信法 24 条)

(f)ライセンス保有者による技術基準の実施及び遵守を監督すること(通信法 25 条)

(g)ネットワークファシリティに関する基準及び輸出入用の通信機器の種類を定めること(通信法 26 条)

(h)技術基準に係る申請を精査した上で、推薦又は拒否することができる(通信法 28 条)

- (i) 通信法 54 条に基づき設立された基金を費やし、基本通信ニーズの充足プログラムの実施を監督すること(通信法 55 条)
- (j)局は、省の承認を得た上で、当該プログラムを以下のとおり定める(通信法 56 条)。
 - (1)通信開発の行き届いていない地域を定めたプログラム
 - (2)公衆のための場所を選ばない基本通信のニーズの充足に係る普遍的目標を定めたプログラム
 - (3)公衆のための場所を選ばない基本通信のニーズの充足に関連してライセンス保有者が提供すべきサービスに関する普遍的義務を定めたプログラム
- (k)省の承認を得た上で、通信サービスに関する規制、サービス規範及び要求される基準を定めること(通信法 83 条)
- (l)通信サービスに関する省の指令に従い、国際的通信組織及び地域組織と調整の上、連邦により批准された国際電気通信条約の規定を実施することができる(通信法 84 条(a))
- (m)国際電気通信条約に従い、通信技術及び技能について試験を実施した上で、証明書を発行することができる(同条(b))
- (n)必要な命令及び指令を発することができる(通信法 88 条(b))

第 5 節 サービス料金及びユーザー保護基準

第 1 サービス料金

サービスライセンス保有者は、通信サービスに関して実施中のサービス又は実施予定の新サービスについて、局に対し、サービス料金の提案を提出する。局は、当該提案を精査後、省の承認を得た上で許可する(通信法 29 条)。

サービスライセンス保有者は、許可されたサービス料金の変更及び取消しを希望する場合、局の事前の許可を得た上で実行しなければならない(通信法 30 条(b))。

第 2 ユーザー保護基準

局は、サービスライセンスに関して、省の承認を得た上でユーザー保護基準を定める。サービスライセンス保有者は、当該ユーザー保護基準に従いサービスを実施しかつこれを遵守する(通信法 31 条)。

第 6 節 接続使用及び相互通信

サービスライセンス保有者が、通信サービスに関してネットワークサービスに関するネットワーク・ファシリティとの接続使用及び相互通信を行うよう、別のサービスライセンス保有者に要請する場合、サービスライセンス保有者は、相互の合意及び局の承認を得た上でこれを実施することができる(通信法 33 条)。

自らのネットワークにおいて接続使用を認める場合、サービスライセンス保有者は、(a)他のサービスライセンス保有者との間で公平を保ちかつ差別をしないものとし、かかる接続使用は当該ネットワーク内の本来のサービス品質及び基準を下回らないようにする義務、及び、(b)局が要求される品質基準を検査する場合、当該検査を受け入れる義務を負う(通信法 34 条)。

第 7 節 競争に反する行為の禁止

ミャンマーに独占禁止法は存在せず、これまでは他の法律においても競争に反する行為を禁止する規定は見られなかったが、本法には競争に反する行為を禁止する旨の規定が存在する。

すなわち、サービスライセンス保有者は、通信市場における自由競争の性質に影響を与える行為を行ってはならない(通信法 35 条)。また、サービスライセンス保有者は、以下の事項に関して、いかなる個人、局又は組織とも理解、合意及び取決めを交わしてはならない(通信法 36 条)。

- (a)自らの意思により、料金を修正及び規定しようとする事
- (b)競争を減少させる意図をもって、共有により市場を獲得しようとする事
- (c)任意の通信機器のプロバイダー又は業者からの購入を禁止すること
- (d)不正な手段により、競合相手と対立すること

サービスライセンス保有者は、利用者に対し、自ら又は他社の提供した通信機器又は通信サービスを使用するよう限定してはならない(通信法 37 条)。

また、通信市場において通信法 35 条乃至 37 条に基づき禁止される競争を制限する行為が生じた場合、局は、省の許可を得た上で、サービスライセンス保有者に対してかかる行為を止めるよう指示することができる(通信法 38 条)。

第 8 節 検査及び監督

局は、本法の規定を実施するため、以下の権限及び義務を有する(通信法 39 条、40 条(a))。調査委員会も同様の権利を行使することができる(通信法 40 条(b))。

- (a)本法に含まれる規定を実施する際に、省の指示に従い、これらを管理及び監督すること
- (b)既にライセンスを取得した通信サービス、ネットワークファシリティ事業及び通信機器の調査及び指揮管理を行うこと
- (c)前項に基づく調査のために必要な場合、調査委員会を組織の上、適切な人物を任命すること
- (d)必要な人物に問い合わせを行い、必要な情報、証拠及び文書を提出させること
- (e)通信サービスが実施され通信機械を備えた建物及び場所に立ち入り、検査を行うこと

- (f)通信サービスに関するリスト及び文書の調査、抜粋、コピーを行うこと
- (g)リスト及び文書の編集及び保管管理に関し、サービスライセンス保有者が実施すべき方法を定めること

第9節 ネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップ

第1 サービスライセンス保有者のネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップに関する権限及び義務

サービスライセンス保有者は、ネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップに関して以下の権限及び義務を有する(通信法 41 条乃至 47 条)。

(1)ネットワークファシリティの設置又は相互接続を行うために、関連する土地及び建物の所有者又は当該土地及び建物を管理する権利を有する者と調整の上、期間の定めのある相互の合意をもって、許可された場所において、以下の事項を行うことができる。

(a)土地が適しているか否かを選択及び決定するため、当該場所に立ち入り、調査、計測、地形の記録、土地の標本採取、採掘、土壌調査及びその他の必要な事項を行うこと

(b)ネットワークサービス及び関連サービスを実施するために、当該土地、水上及び水中に必要なネットワークファシリティを配置、設置、接続及び保護すること

(c)立ち入って、ネットワークファシリティの調査、メンテナンス及び修理・グレードアップを行うこと

(2) 通信法 41 条記載のサービスの実施に合意した土地及び建物の所有者に変更がある場合、当該土地及び建物において、ネットワークファシリティの設置又は接続及び使用を継続して実施する旨の合意を取り付けること

(3)ネットワークファシリティの設置、メンテナンス、修理・グレードアップ、変更及び除去を実施する際に、公衆が使用する道路、交通、水路又は航路を妨害せず、かつ妨げないこと

(4)ネットワークファシリティを設置又は除去する際に、事前に精査する目的で、いかなる土地にも当該土地所有者に事前に知らせることなく立ち入らないこと

(5)ネットワークファシリティの設置又はメンテナンスにおける損害を抑えるために要求される事前の防止策を講じること

(6)ネットワークファシリティの設置又はメンテナンスの際に、サービスライセンス保有者の過失又は故意の不履行により人の傷害若しくは死亡又は財産の損害が生じた場合、負傷又は死亡した者に対し、規定に従い、補償すること

第2 局のネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップに関する権限

局は、ネットワークファシリティの設置、メンテナンス及び修理・グレードアップに関

して以下の権限を有する(通信法 48 条)。

完成済又は未完成の建物及び土地において通信サービス又は通信ネットワークのために必要であると看做す場合、並びに当該建物及び土地におけるネットワークサービスの質の向上のために必要であると看做す場合、

(a)関係機関と調整しながら、所定時間内に、建物及び土地の投資家又は所有者に対し、当該建物又は土地にネットワークファシリティを設置するための場所を与えること

(b)サービスライセンス保有者に対し、規定時間内にネットワークファシリティを設置するよう指示すること

(c)サービスライセンス保有者に対し、ネットワークファシリティの充足にかかる経費の全部又は一部を負担するよう指示すること

第 10 節 紛争解決

第 1 局による紛争解決

サービスライセンス保有者は、通信サービスの実施又はネットワークファシリティの充足の際に紛争が生じ、友好的にこれを解決できない場合、局に当該紛争を付託することができる。また、ネットワークサービスに係るネットワークファシリティとの接続使用及び相互通信の実施の際に紛争が生じた場合においても、局に当該紛争を付託することができる(通信法 50 条)。

局は、通信法 50 条に基づく紛争の解決に関する付託について、サービスライセンス保有者と調整の上決定し、付託されない場合であっても、当該紛争について公衆の利益となるような決定を下す(通信法 51 条)。

第 2 省に対する上訴

局の決定に不服を有する者は、事案が通信技術に関係する場合、決定日から 30 日以内に省に対して上訴することができる。事案が通信技術と無関係の場合、既存の法律に従い、関係裁判所に対して救済及び苦情を申し入れる権利の取得を申請することができる(通信法 52 条(a))。

当該上訴に際し、省は、必要な調査を行い、局の決定を承認、修正又は破棄する(同条(b))。

省の決定に不服を有する者は、決定日から 45 日以内に、手続に従い、控訴裁判所に上訴することができる(同条(c))。

第 3 不服申立審判廷

1. 不服申立審判廷の組成

連邦政府は、本法に従い省により下された紛争に関する行政の決定に関し、異議のある当事者から付託された場合に再抗告する権利を有する不服申立審判廷を組織し、義務を付

与する(通信法 59 条(a))。不服申立審判廷は、議長を含め、9 名を超えない構成員で構成する(同条(b))。

2. 不服申立審判廷の議長及び構成員の資格

不服申立審判廷の議長は、当該地域又は州の高等裁判所の裁判官として、最低 5 年間務めたこと経験を有するか、当該管区又は州の司法官又は法務官レベル以上の司法官又は法務官として、最低 10 年間の経験を有する人物でなければならない(通信法 60 条(a))。不服申立審判廷の構成員は、通信技術、法律及び経済に関する優れた専門家でなければならない(同条(b))。

3. 不服申立審判廷の聴聞及び決定

不服申立審判廷は、事前に聴聞日を発表し、規定日に聴聞を行う(通信法 61 条(a))。不服申立審判廷は、付託に係る関係者の主張を聴取し、直ちに最終決定を下すよう調整する(同条(b)(c))。議長を含む過半数構成員の同意をもって、不服申立審判廷の最終決定を下し、当該決定は、最終的かつ確定的であるものとする(同条(d)、62 条)。

第 1 1 節 行政処分及び不服申立て

第 1 行政処分の種類

局は、ライセンスの規則及び規制又は本法第 5 章の義務、通信法 38 条の指令、通信法 51 条に基づく局の決定若しくは通信法 52 条(b)に基づく省の決定を遵守及び履行しないライセンス保有者に対して、以下の行政命令を課することができる(通信法 57 条)。

(a)警告

(b)期間を定めたライセンスの停止

(c)ライセンスの取消し

第 2 行政処分に対する不服申立て

通信法 57 条に基づき局により課された行政命令に不服を有する者は、決定日から 30 日以内に省に上訴することができる(通信法 58 条(a))。当該上訴に際し、省は、必要に応じて調査を行うことができ、局の決定を承認、修正又は破棄することができる(同条(b))。

第3部 資源関連法制

第1章 概要

第1節 法制度の概要

ミャンマーは、石油、天然ガス、銅、鉛、亜鉛、錫、タングステン、ルビー、翡翠、サファイア、真珠等の天然資源が豊富な国である。しかし、このような天然資源の採掘や輸出等の事業は原則として国営企業のみ認められ、民間企業は認められない(国営企業法(The State-owned Economic Enterprises Law, 1989)3条)。例外として、政府により認められた場合には、民間企業も事業を行い得る(国営企業法4条)。また、外資企業の参入に関しては、参入の可否、条件について外国投資法(The Foreign Investment Law, 2012)においても規定されている。

天然資源の種類に応じた特別法としては、油田法(The Oilfields Act, 1918)、石油法(The Petroleum Act, 1934)、石油資源(開発規制)法(The Petroleum Resources (Development, Regulation) Law, 1957)、鉱山法(Mines Law, 1994)、宝石法(The Myanmar Gemstone Law, 1995)、真珠法(The Myanmar Pearl Law, 1995)が存在する¹。本稿においては、各特別法の内容について解説する。

なお、2014年2月末時点において、自然環境保護に関する規定等を盛り込んだ新たな鉱山法のドラフトが国民代表院に送付されており、近い将来改正法が成立する予定である。また、石油法及び油田法についても、改正法のドラフトが既にミャンマー連邦法務長官府(Union Attorney General's Office)に提出されているとのことである。

第2節 管轄省庁

第1 鉱業関連の行政機関

鉱山省(Ministry of Mines)は、鉱業部門における政策、法律及び規制の立案と施行を管轄する政府機関である。鉱山省には6つの公社と2つの局が存在する。すなわち、第1 鉱業公社(No.1 Mining Enterprise)、第2 鉱業公社(No.2 Mining Enterprise)、第3 鉱業公社(No.3 Mining Enterprise)、ミャンマー宝石公社(Myanmar Gems Enterprise)、ミャンマー一塩・海水化学公社(Myanmar Salt and Marine Chemical Enterprise)、ミャンマー真珠公社(Myanmar Pearl Enterprise)、地質調査・鉱物探査局(Department of Geological Survey

¹ 天然資源に関連する法律として、油田(労働及び福利厚生)法(The Oilfields(Labour and Welfare)Act, 1951)も存在するが、同法は油田において働く労働者に関する労働条件等について規定しており、資源関連法と異なり、労働法の1つであることから、本稿においては解説しない。

and Mineral Exploration)及び鉱山局(Department of Mines)である。

第1 鉱業公社は、鉛、亜鉛、銅及び銀等の非鉄金属、並びにアンチモン、鉛、銅マット、ニッケルスパイス等の副産物の生産及び販売を管轄している。第2 鉱業公社は、錫地金、錫精鉱、錫・タングステン混合精鉱及び錫・タングステン(灰重石)混合精鉱の生産及び販売を管轄している。第3 鉱業公社は、鉄鋼石、石炭、工業鉱物、並びに御影石又は大理石鉱床から得られる切石の生産を管轄している。ミャンマー宝石公社はルビー、サファイア、翡翠、及びその他の宝石の生産を管轄している。ミャンマー塩・海水化学公社は、天日塩生産及び海水化学工業を管轄している。ミャンマー真珠公社は、真珠の養殖生産を管轄している。

地質調査鉱物探査局は、地質調査、探鉱、鉱床の評価、ラボ及びパイロットプラントにおける試験、採算性調査並びに技術支援を担当している。鉱山局は、ミャンマー鉱山法及び施行細則に従って、鉱物の探査、生産及び選鉱の申請を審査する責任を負うとともに、生産活動が法令に準拠して行われているかを監視し、鉱業部門の発展を促進し、鉱山省が発布した省令の行政管理を行い、環境問題に配慮して鉱業部門を継続的に発展させる責務を担っている²。

第2 エネルギー関連の行政機関

エネルギー省(Ministry of Energy)は、エネルギー政策の策定、資源開発、輸出入及び国内供給を管轄する政府機関である。電力セクターについては、1997年にエネルギー省から分離独立し創設された電力省(MOEP : Ministry of Electric Power)が、2002年と2006年の組織改革を経て再度分割され、第一電力省(MOEP1)と第二電力省(MOEP2)となった(後述)。

エネルギー政策では、(1)エネルギー自給体制の維持、(2)エネルギー自給のための資源として水力を活用、(3)経済発展に向け発電・送電を拡大、(4)枯渇性エネルギーの節約、(5)エネルギーの節約や効率的な利用の推進、(6)薪・木炭等の使用過多による森林破壊の防止を重点項目としている³。

MOE傘下のエネルギー計画局(Energy Planning Department)が開発方針・生産計画の策定・調整を行っている。事業体としては、国有企業のミャンマー石油ガス公社(Myanmar Oil and Gas Enterprise)が上流事業を担い、ミャンマー石油化学公社(Myanmar Petrochemical Enterprise)が精製及び石化事業を運営し、ミャンマー石油製品公社(Myanmar Petroleum Products Enterprise)が石油製品の販売・供給事業を管轄・運営している⁴。

² 独立行政法人石油ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)『ミャンマー連邦共和国の投資環境調査 2013年』31頁

³ 国際協力銀行株式会社『ミャンマーの投資環境』15頁、2013年

⁴ 前掲注3 国際協力銀行 17頁

第3 問題点

実務上は、外資企業による単独の事業が認められることはなく、各分野の国営企業との間で生産物分与契約(Production Sharing Contracts)を締結した上で当該契約に基づき事業を行うのが一般的である。その際、事業の実施要件は基本的には生産物分与契約により規定され、資源関連の法律は十分に機能していない。その理由としては、本節第1において述べた各特別法は古い法律が多く、法律に規定されている内容と国際的基準との乖離が大きいこと、いずれの法律も外国投資法以前に成立した法律であることから外国投資法との関連性が欠けていることが挙げられる。

したがって、法律により実効性を持たせ、外国投資を活発化させるためには、現在の外国投資に関する国内法及び国際的基準に沿った内容に改正する必要があると言える。また、外国投資促進の観点からは、将来的には天然資源分野の国営企業の民営化も視野に入れる必要があると思われる。

第2章 油田に関する法令

第1節 概要

油田法は、1918年6月15日に公布され、1918年12月6日に発出された歳入局通知1918年117号(Revenue Department Notification No.117)により、1919年1月1日に施行された。2010年12月31日に一部改正がなされているものの、大きな改正はなされていない。1936年10月30日に油田法施行細則(Revenue Department (Commerce and Minerals Branch) Notification No.28)が成立している。

また、1946年7月1日までの成立した油田に関する通知や法令が収録された油田マニュアル(The Burma Oil-Fields Manual, 1938)が存在する。同マニュアルには、油田法、油田法施行細則、1937年7月7日に発布された指定油田に関する通知(Department of Commerce and Industry (Minerals and Miscellaneous Branch) Notification No.105)、1937年3月23日及び1938年2月8日に発布されている油田に関する覚書、その他の指令が収録されている。このうちの多くは、事実上機能していない。

第2節 油田法の概要

油田法は全15条で構成されている。主な内容としては、大統領は通知により指定油田地域の認定(油田法3条)、ミャンマー石油ガス公社の業務執行取締役及び統括マネージャーの任命(油田法4条)、石油やガスの廃棄物等の事項についての規定(油田法13条)等を行うことができる旨規定されている。

第3節 油田法施行細則の概要

油田法施行細則は全 14 章、126 条で構成されている。すなわち、第 1 章は用語の定義、第 2 章はミャンマー石油ガス公社の業務執行取締役(Managing Director)の権限、第 3 章は地方の代表者及び職員の運営者の任命、第 4 章は採油井に関する記録、運営者が行うべき報告、第 5 章は石油及びガスサンドの保護並びに浪費の防止に関する規則、第 6 章は境界設定及び建設の管理、第 7 章乃至第 9 章は指定油田に関する規則、第 10 章は火事及び電気に関する事故以外の事故、第 11 章は火事及び電気に関する事故、第 12 章は石油又はガス又はその両方に関する事業遂行地域への立入り、第 13 章は罰則、第 14 章は不服申立てについて規定している。

第3章 石油法

第1節 概要

第1 成立日

石油法は、1934 年 9 月 6 日に成立した。その後、2010 年 12 月 31 日に一部改正されているものの、大きな改正はなされていない。石油法施行細則(The Petroleum Rules, 1937)は、インドの石油法施行細則をそのまま導入したものであり、1946 年 1 月 1 日までの改正が取り入れられている。

第2 目的

本法は、石油及びその他の引火性物質の輸入、運搬、貯蔵、生産、精製、混合に関する法の統一及び変更を目的としている(石油法前文)。

第2節 定義

本法において用いる用語の定義は以下のとおりである(石油法 2 条、施行細則 3 条)。

- (a)「石油」とは、炭化水素の液化炭化水素又は混合物、及び、圧縮天然ガス、液化天然ガス、液化石油ガス並びにその他の全ての液化炭化水素を含む引火性物質(液体、粘性、固体)を意味する。
- (b)「危険性石油」とは、華氏 76 度以下の引火点を有する石油及びその他のベンゼンのような危険性石油を意味する。
- (c)石油の「引火点」とは、点火時に瞬間的光を發し気化を生じさせる最低温度であり、本法の第 2 章及び施行規則により定められるものを意味する。

- (d)石油の「運搬」とは、石油の国内のある地点から他の地点への移動、陸路、水路、パイプライン又はその他の方法によりミャンマーの国境を超える移動を意味する。
- (e)石油の「輸入」とは、陸路、海路、空路又はその他の運搬手段によりパキスタン⁵に石油を持ち込むことを意味する。
- (f)石油の「貯蔵」とは、運搬中の一時的保管を含まず、石油を保管する場所を意味する。
- (g)「原動機輸送」とは、陸路、水路、空路により、石油を用いて発生させる原動力による車両、船舶又は航空機による人間、動物又は物品の輸送を意味する。
- (h)「所定の」とは、本法に基づく施行規則により定められた事項を意味する。

第3節 石油の管理

第1 原則

いかなる者も、石油法 4 条に基づく場合を除き、石油及び危険性石油の輸入、運搬又は貯蔵をしてはならない(石油法 3 条)。

また、石油法 5 条(2)に基づく場合を除き、いかなる者も石油の生産、精製又は混合を行ってはならない(石油法 5 条(1))。政府は、石油の生産、精製又は混合を行うことに関する条件を規定する。また、所定の試験を満たさない危険性石油を除き、石油を生産、精製又は混合した場所からの石油の除去、石油の貯蔵等に関し規制を行う(石油法 5 条(2))。

政府は、石油の輸入の規制、)所定の期間における危険性石油の輸入のためのライセンスの申請に関する規定等の事項に関し施行細則を規定する(石油法 4 条)。

第2 輸入及び運搬

石油の輸入を希望する者は、原則として関税徴収官に対して貯蔵証明書及び様式 C を提出しなければならない(施行細則 13 条)。関税徴収官は、申請書を審査後、要件を満たしていると判断した場合には、輸入許可証を発行する(施行細則 14 条)。

石油を運搬する際、火災及び流出を防ぐため、あらゆる予防措置を講じなければならない(施行細則 24 条、25 条)。また、石油を運搬するために船に積載又は荷卸時に講ずべき措置についても規定されている(施行細則 39 条乃至 45 条)。

第3 危険性石油の貯蔵所の警告表示

危険性石油を含んでいる全ての貯蔵所は、以下の場合を除き、目立つ文字により「石油」、「ガソリン」又はその他の石油の危険な性質を表す同様の警句を、貯蔵所自体、それが不可能な場合には貯蔵所の近辺に、印を付ける、浮き出させる、塗る、又は印刷する等しなければならない(石油法 6 条)。

(a)非販売用の危険性石油の許容量が 2 ガロン以内であり、ガラス製、陶製、金属製の止め

⁵ 石油法 2 条(d)と異なり、改正がなされていない。

具でしっかりと固定されている貯蔵所

(b)原動機輸送機関又はエンジンの動力の発生のために使用される石油が含まれている原動機輸送又は内部燃焼式エンジンが設置されているタンク

(c)石油の運搬のためのパイプライン

(d)完全に地下に所在するタンク

(e)政府が官報における通知により本条の適用対象外と規定する種類の貯蔵所

第4 ライセンスが不要な場合

本章の規定にかかわらず、一ヶ所の石油の保有量が 500 ガロンを超えず、かつ、1つの貯蔵所の保有可能量が 200 ガロンを超えない場合、非危険性石油の輸入、運搬又は貯蔵はライセンスの取得を要しない(石油法 7 条)。

また、危険性石油の総保有量が 6 ガロンを超えない場合、非販売目的の輸入、運搬又は貯蔵はライセンスの取得を要しない(石油法 8 条(1)、施行細則 6 条(1)(a))。ライセンス無く危険性石油を保有する場合、ガラス製又は陶製の貯蔵所の貯蔵可能量が 1 クォートを超えない場合又は金属製の貯蔵所の貯蔵量が 5 ガロンを超えない場合を除き、ガラス製、陶製又は金属製の止め具でしっかりと固定しなければならない(石油法 8 条(2))。

第5 原動機輸送機関又は固定エンジンの適用除外

輸送機関の登録及びライセンスに関する規定に従わなければならない原動機輸送機関の所有者、及び、固定された内部燃焼方式エンジンの運転手又は所有者は、以下の場合にはライセンスの取得を要しない(石油法 9 条)。

(a)輸送機関に設置されているタンク又は内部燃焼式エンジンに含まれている石油の輸入、運搬又は貯蔵

(b)危険性石油の運搬又は貯蔵のため、上記(a)に基づく保有を含めて 20 ガロンを超えない場合。但し、原動機輸送機関又はエンジンの動力を発生させるために用いる石油及び(b)に基づくライセンス無しの危険性石油の総貯蔵量が 20 ガロンを超えない場合を除く。

第6 その他の適用除外

石油法 9 条(1)(b)に基づくライセンス無しの危険性石油の運搬又は貯蔵の石油を石油法 8 条(2)に基づき保管する場合、居住又は業務部屋、又は人が集まる部屋と連絡できない孤立した場所に貯蔵しなければならない(石油法 9 条(2))。

鉄道法(The Railways Act, 1890)3 条で定義されている鉄道管理の場合、本章の規定にかかわらず、運送人として保管している石油の輸入又は運搬はライセンスを要しない(石油法 10 条)。

引火点が華氏 200 度を下回らない石油に対しては本章は適用されない(石油法 11 条)。

政府は通知により特定の石油に関して本章の全部又は一部の適用を除外することができ

る(石油法 12 条)。

第 7 立入り及び検査

政府は、職員に対して、本章及び施行規則の遵守の有無を確認するため、石油が輸入、貯蔵、生産、精製又は混合されている場所への立入り、石油に関する貯蔵所、建物又は付属設備の検査を授権できる(石油法 13 条)。

第 4 節 石油の試験

政府は、通知により、職員に対し、石油が輸入、貯蔵、生産、精製又は混合されている場所への立入り、及び、石油の試験のためのサンプルを取得する権限を授権している(石油法 14 条(1))。また、政府は、試験のための石油のサンプルの取得に関する規制、取得したサンプルの価値に対する支払いに関する事項、職員が本条の権限を行使する手続きに関する事項を規定する(同条(2))。

石油の引火点を測定するための標準的装置は、政府の通知により任命された職員に対して預託しなければならない。当該装置に「標準試験装置」と刻まなければならない。石油法 21 条に基づき適宜正確性を確認し、必要に応じて取り替えなければならない。検査の希望により、所定の費用が支払われた場合、合理的な回数の検査のために利用させなければならない(石油法 15 条)。石油法 15 条に基づき任命された職員は、所定の費用が支払われた場合、その他の提出された標準試験装置と比較しなければならない(石油法 16 条(1))。所定の量の標準試験装置の合意がなされた場合、職員は当該装置に番号及び比較した日付を刻まなければならない。比較した日付、合意した量、試験結果を証した所定の証明書を交付する(石油法 16 条(2))。当該証明書は所定の期間に限り有効であり、記載された事項に反する事項が証明された場合には無効となる(同条(3)(4))。職員は、証明書の所定の書式を登録しなければならない(同条(5))。

政府は、職員に対し、取得したサンプル又は提出されたサンプルの石油の試験を行う権限、及び、試験結果の証明書を付与する権限を授権できる(石油法 17 条)。本法に基づく石油の試験は、石油法 16 条に基づき有効と証明された試験装置を用い、証明書において特定された補正を行わなければならない。所定の方法により遂行される(石油法 18 条)。職員は、石油のサンプルの試験後、石油が危険性石油であるか否か、非危険性石油のある場合には引火点に言及した証明書を作成しなければならない(石油法 19 条(1))。また、関係者の要請に応じて証明書の謄写を交付しなければならない。当該謄写は、所定の料金が支払われた上、原証明書の内容が証明された裁判所において作成される(同条(2))。証明書は、いかなる手続きにおいても証拠として認められ、石油が危険性石油か否か及び石油の引火点については反対の事実が証明されない限り終局的証拠となる(同条(3))。

石油の所有者は、石油の試験の結果に不服を有する場合、試験の結果通知を受領した日

から7日以内に14条に基づき授権された職員に再試験を申立てなければならない。再試験の結果、当初の試験が誤りであることが判明した場合、原証明書を取り消し、新たな証明書を作成し、当該謄写と共に石油の所有者に無料で与える(石油法20条)。

第4章 石油資源(開発規制)法

第1節 石油資源(開発規制)法の概要

本法は、1957年10月21日に成立した。その後、1969年7月10日に一部改正されているものの、大きな改正はなされていない。また、本法はわずか12条で構成されており、石油に関する多くの事項について大統領が通知により定められる旨を規定している。

第2節 石油権施行細則の概要

石油資源(開発規制)法7条に基づき、石油権施行細則(The Petroleum Concession Rules, 1962)が1962年1月25日に成立し、石油の権利に関する規制を規定している(石油権施行規則4条)。全11章、134条で構成されている。すなわち、第1章は前文、第2章は雑則、第3章は石油権申請のための証明書、第4章は石油調査ライセンス、第5章は石油探査ライセンス、第6章は石油調査のための賃借権、第7章は石油権取得者の地表における行為の規制、第8章は税金、第9章は採油井における作業に関する規制、第10章は違反に対する処分、第11章は一般規定である。

第5章 鉱山法⁶

第1節 概要

第1 成立日

鉱山法は、1994年9月6日に成立した。鉱山法施行細則(Ministry of Mines Notification No.125/1996)は1996年12月30日に成立した。鉱山法の施行に伴い、上ビルマルビー規則(The Upper Myanmar Ruby Regulation, 1889)、鉱物法(The Mines Act, 1923)、ミャンマー連邦鉱山及び鉱物法(The Union of Myanmar Mines and Minerals Act, 1961)は廃止された。

⁶ 本章で引用する条文の日本語訳の一部は、JFEテクノリサーチ株式会社『平成24年度アジア産業基盤強化等事業(持続的資源開発のための鉱業関係法制度調査)報告書』2013年を参照している。

第2 目的

本法の目的は以下のとおりである(鉱山法3条)。

- (a) 政府の鉱物資源政策の遂行
- (b) 鉱業製品の増産による国内需要の充足及び輸出の増加
- (c) 鉱物資源に関する国内及び外国投資の発展の促進
- (d) 鉱業の調査、探索及び生産を希望する者及び組織からの申請の監督、精査及び承認
- (e) 鉱物資源の保全、利用及び研究の発展の遂行
- (f) 鉱業経営による悪影響からの環境保護

第2節 定義

本法及び本施行細則で使用される用語は以下のとおり定義される(鉱山法2条、施行細則2条)。

- (a) 「鉱山」とは、鉱山又は各種の業務を営む場所、掘削又は現場、又は鉱山、掘削場又は現場に隣接する場所にある鉱業又は鉱業生産に関連する建物、土地、機械及び設備を意味する。本表現には、産業用鉱物及び石の鉱業の石切場を含む。
- (b) 「鉱物」とは、鉱業又はその他の業務によって地球から得られた宝石、金属鉱物、産業用鉱物及び石を意味する。
- (c) 「宝石」とは、生産されたものではないルビー、サファイア、ひすい、ダイヤモンド、スピネル、ペリドット、クリソベリル、トルマリン、ダンプリ石、アクアマリン、ジルコン、トパーズ、フェナカイト、ガーネット、月長石、イオライト、燐灰石、緑れん石、青金石、透輝石、琥珀、螢石、軟玉又はその他の水晶宝石質を意味する。本表現には、政府の承認を得て、時宜に応じて、省が通知によって宝石として取り扱うと宣言した物質を含む。
- (d) 「金属鉱物」とは、金、銀、白金、イリジウム、オズミウム、パラジウム、ルテニウム、ロジウム、タンタル、コロンビウム、ニオブ、ウラン、トリウム、鉄、亜鉛、銅、鉛、鈴、タングステン、ニッケル、アンチモニー、アルミニウム、砒素、蒼鉛、カドミウム、クロム、コバルト又はマンガンを意味する。本表現には、政府の承認を得て、時宜に応じて、省が通知によって金属鉱物として取り扱うと宣言した物質を含む。
- (e) 「産業用鉱物」とは、石炭、石灰、石膏、亜灰長石、石墨、マンガン、二酸化物、白雲石、螢石、耐火粘土、ボール粘土、産業用粘土、長石、菱苦土石、赤土、黄土、石けん石、ベニト石、石綿、亜鉛炭、白雲母又は黒雲母を意味する。本表現には、政府の承認を得て、時宜に応じて、省が通知によって産業用鉱物として取り扱うと宣言した物質を含み、2001年2月27日に発布された鉱山省通知2001年20号によって指定された硫黄、ソーダ灰、リン酸塩、ボーキサイト及びガラス砂も含まれる。

- (f)「石材」とは、石灰、水晶、花崗岩、大理石又はペグマイトの装飾用石を生み出す品質を有する石を意味する。本表現には、政府の承認を得て、時宜に応じて省が通知によって装飾用石の品質を有する石材として取り扱うと宣言した物質を含み、2001年2月27日に発布された鉱山省通知2001年20号によって指定されたスレート、木化石、輝石、蛇紋岩、角閃石及び安山岩も含まれる。但し、装飾用石の品質を有しない石材及び道路用に用いられる石材を除く。
- (g)「許可」とは、鉱物調査、探索又は生産を目的として、本法に基づき個別に又は合わせて発行された許可を意味する。
- (h)「鉱物調査」とは、鉱床の調査を意味する。本表現には、土地の特質の試験生産手続も含まれる。
- (i)「鉱物探索」とは、鉱床の規模、形状、位置、質及び量の明確化及び知識の獲得を意味する。
- (j)「鉱業生産」とは、鉱物の獲得事業のすべての段階を意味する。本表現には、鉱業及び鉱物加工作業のすべての段階が含まれる。
- (k)「大規模生産」とは、相当な投資及び支出又は特殊な技術的知識並びに方法を要する鉱物の商業生産を意味する。
- (l)「小規模生産」とは、相当な投資及び支出又は特殊な技術的知識並びに方法を要しない鉱物の商業生産を意味する。
- (m)「零細生産」とは、一般的手作業器具を使用した鉱業生産を意味する。
- (n)「鉱物加工」とは、鉱石又は鉱物の等級又は価値の向上の選鉱を意味する。本表現には、仕上げ、凝縮、溶解、鉱物の集中を獲得するための精製及び鉄の精錬、裁断、完成品を獲得するための宝石の原石の研磨を含む。但し、政府の承認を得て、時宜に応じて、省が通知によって定めた小規模な宝石の原石の裁断及び研磨は含まない。
- (o)「省」とは、鉱山省を意味する。
- (p)「局」とは、鉱山省企画労働検査局を意味する⁷。
- (q)「局長」とは、鉱山省企画労働検査局の局長を意味する⁸。
- (r)「鉱山公社」とは、国の100%出資により設立された組織を意味する。
- (s)「鉱山物」とは、採鉱その他の方法により地殻中から採取し、鉱物加工した全ての鉱物資源を意味する。
- (t)「鉱石」とは、有益な金属類が含まれる1種類又はそれ以上の鉱物の自然集合体を意味する。本表現には、地殻中の自然集合体の鉱物のみならず、再加工することにより収益の

⁷ 現在、企画労働検査局は存在しない。相当する局として、鉱物の調査及び探査の申請書の審査、許可、全国の地質図作成等に関する担当局は地質調査・鉱物探査局(Department of Geological Survey & Mineral Exploration)であり、鉱物の生産の申請書の審査、許可、鉱山の保安及び環境保護の監督、鉱物資源の保護等に関する担当局は鉱山局(Department of Mines)である。

⁸ 局長についても局と同様である。

ある鉱山の廃石及び尾鉱も含まれる。

(u)「許可証取得者」とは、許可を得た個人又は組織を意味する。

(v)「許可鉱区」とは、許可証中に指定及び記載された地域を意味し、許可鉱区の一部に放棄があった場合には、その残りの鉱区が該当する。

(w)「様式」とは、本規則に定められた所定の様式を意味する。

(x)「付属書」とは、本規則に添付されている付属書を意味する。

第3節 許可

第1 許可申請

1. 省に対する申請

金属鉱物の調査又は探索の事業を希望する個人又は組織は、許可を取得するため、所定の様式(1)により、省に対して申請を行わなければならない(鉱山法4条、施行規則3条、12条)。

金属鉱物、産業用鉱物又は石材の大規模生産事業、若しくは、金属鉱物の小規模生産事業を希望する個人又は組織は、許可を取得するため、所定の様式(3)により、省に対して申請を行わなければならない(鉱山法4条、施行規則23条、35条)。

2. 局に対する申請

産業用鉱物又は石材の調査又は探索の事業を希望する個人又は組織は、許可を取得するため、様式1を用いて、局に対して申請を行わなければならない(鉱山法5条、施行規則3条、12条)。

産業用鉱物又は石材の小規模生産事業を希望する個人又は組織は、許可を取得するため、様式3を用いて、局に対して申請を行わなければならない(鉱山法5条、施行規則35条)。

3. その他の申請

省が通知によって定めた宝石、金属鉱物、産業用鉱物及び石材の零細生産を希望する個人又は組織は、許可を取得するため、様式5を用いて、関係する鉱業公社又は省が任命した事務員に対して申請を行わなければならない(鉱山法6条、施行規則43条)。

第2 許可の交付

1. 許可の交付主体

省は、政府の承認を得た上で、(a)外国投資が関わる宝石、金属鉱物、産業用鉱物又は石材の調査、探索、大規模生産又は小規模生産、(b)国内投資による宝石の調査、探索、大規模生産又は小規模生産、(c)国内投資による金属鉱物の調査、探索、大規模生産又は小規模生産の事業許可を与えることができる(鉱山法7条)。

また、省は、(a)国内投資による産業用鉱物又は石材の大規模生産、(b)国内投資による産業用鉱物又は石材の総合的な調査、探査、大規模生産又は小規模生産の業務について許可を与えることができる(鉱山法 8 条)。

局は、省の承認を得た上で、(a)国内投資による産業用鉱物の調査、探査又は小規模生産、(b)国内投資による石材の調査、探査又は小規模生産の業務について許可を与えることができる(鉱山法 9 条)。

関係する鉱業公社又は省が任命した職員は、省が通知によって特に定めた宝石、金属鉱物、産業用鉱物及び石材の零細生産に関して、許可を与えることができる(鉱山法 10 条)。

省は、鉱山法 2 条(k)、(l)及び(m)に定める大規模生産、小規模生産及び零細生産の類型を定める(鉱山法 11 条)。

2. 鉱物調査許可証の制限

鉱物調査許可証の期間は 1 年を超えない期間を対象とする。また、許可証には土地の形状、位置、規模について詳細に記載し、許可鉱区の面積は 4,200 平方キロメートルを超えてはならない(施行規則 5 条(a)(b))。

3. 鉱物探索許可証の制限

探索許可証の申請者は、有効な鉱物探索事業を実施するために十分な資力、技術的能力及び経験を有する必要がある(施行規則 13 条(a))。また、許可の期間は 3 年を超えない期間を対象とする。許可証には、土地の形状、位置、規模について詳細に記載し、許可鉱区的面積は 3,150 平方メートルを超えてはならない(施行規則 14 条(c))。

4. 大規模鉱物生産許可証の制限

大規模鉱物生産許可証の申請者は、有効な大規模鉱物生産事業を実施するために十分な資力、技術的能力及び経験を有する必要がある。また、物品の調達及びミャンマー国内におけるサービスの効用に関する提案が満足するものでなければならない(施行規則 24 条(a)(d))。許可証の期間は 25 年を超えない期間を対象とする(施行規則 25 条(f))。

5. 小規模鉱物生産許可証の制限

小規模鉱物生産許可証の期間は 5 年を超えない期間を対象とする。また、許可証の鉱区面積は 1 平方キロメートルを超えてはならない(施行規則 37 条)。

6. 零細鉱物生産許可証の制限

零細鉱物生産許可証の期間は 1 年を超えない期間を対象とする。

第 3 許可保有者の権限及び義務

1. 総則

許可保有者は、以下の義務を負う(鉱山法 12 条、13 条)。

- (a)本法、規則、命令及び指導の遵守
- (b)許可に含まれる条件の遵守
- (c)規則に定められた率に従って計算された確定採掘料の支払い
- (d)許可ごとの借地料の支払い
- (e)保証金又は前納金のいずれか又は両方の支払い
- (f)ミャンマー通貨又は外国通貨のいずれか又は両方による鉱山使用料及び本法に基づき支払わなければならない手数料の支払い
- (g)労働及び安全等に関する規則の遵守

2. 鉱物調査許可証保有者の権限及び義務

鉱物調査許可証保有者は、以下の権限及び義務を有する(施行規則 50 条、51 条、53 条)。

- (a)鉱物調査の鉱区内において、許可証に明記されている鉱物に限定した鉱物調査事業の実施
- (b)鉱物調査事業の開始前と終了前に、当該区域を管轄する行政当局及び鉱山省から指定された担当官に対して、事前に調査事業プログラムについて報告する義務
- (c)許可証で認められていない場合、ボーリング、掘削又はその他の地下作業を行わないこと
- (d)鉱山省又は鉱山局が定めた規定に従い、鉱物調査の鉱区内において同事業を実施する占有権
- (e)鉱物分析、鉱物品質の決定又はそれらの試験を行う場合を除き、省又は局の書面による許可なく鉱物調査の鉱区内から鉱物を移動させないこと
- (f)承認された鉱物調査事業プログラムに従って同事業を実施すること
- (g)鉱物調査の鉱区内では許可証等で認められた支出額を下回らない金額の支出を行うこと
- (h)省又は局に対して、許可証に明記されている報告書、情報及び関係書類を提出すること
- (i)ミャンマー国内に連絡先となる事務所を維持し、省又は局に登録すること
- (j)許可鉱区内において、本規則の規定及び許可条件に従い、地表下の土壌又は鉱物資源の特性について試験を行う権限

3. 鉱物探査許可証保有者の権限及び義務

鉱物探査許可証保有者は、以下の権限及び義務を有する(施行規則 54 条乃至 56 条、58 条)。

- (a)承認された鉱物探査事業プログラムに従って、当該事業を実施すること
- (b)鉱物探査事業の開始前と終了前に、当該区域を管轄する局及び省から指名された担当官に対して、事前に鉱物探査事業プログラムについて報告すること

- (c) 鉱物探査許可証の条件に従い、認められた金額を下回らない支出を行うこと
- (d) 指名された担当官に対して、指定された頻度と方法で報告書と情報を提出すること
- (e) 許可証の条件に従い、ミャンマー国民の雇用及び訓練を行うこと
- (f) ミャンマー国内に連絡先となる事務所を維持し、省又は局に登録すること
- (g) 許可証の対象となっている鉱物の鉱床又は経済的価値の可能性のある他の鉱物の鉱床が発見された場合、当該発見後 30 日以内に省又は局に対して連絡を行う。発見された鉱床が商業ベースの生産が可能か否かを判断するための可能性調査を 1 年以内若しくは省又は局が認めた期間内に実施すること
- (h) 省又は局から特別な許可を取得しない限り、各年末に鉱物探査鉱区の半分以上を放棄すること
- (i) 鉱物探査の実施過程における試掘ボーリング、トレンチ溝は埋め戻すか安全に処理すること
- (j) 省又は局に通知する鉱物探査事業プログラムの任意追加分について、省又は局に対して通知を行った日付から 2 か月の期間内に却下されなければ、その追加分については 2 か月の期間が経過した日に承認されたものと看做される
- (k) 省又は局が満足し、受諾可能な正確な探査事業記録を含むすべての記録を保存すること
- (l) 省又は局に対して、少なくとも 3 か月に 1 回の頻度で上記(k)に規定された記録の写し及びその記録に基づいて作成された報告書を提出すること
- (m) 許可鉱区内において、許可条件の下で地表下における鉱床の規模、形状、位置、品質及び鉱量を確認し決定するため鉱物探査事業を実施する占有的権利
- (n) 許可保有者本人、同代理人、契約者又は作業者は、必要な車両、プラント、機械類、設備及び建設資材と共に許可鉱区内に立入る権限を有する
- (o) 関係省、政府部門又は組織の許可を得て、事業を実施する上で必要となる道路、橋梁、飛行場、栈橋及びその他のインフラ設備を建設する権利
- (p) 鉱物探査の鉱区内において、鉱物探査事業のため試掘ボーリング、掘削を行う権利

4. 大規模鉱物生産許可証保有者の権限及び義務

大規模鉱物生産許可証保有者は、以下の権限及び義務を有する(施行規則 59 条乃至 62 条)。

- (a) 承認された鉱山開発及び鉱物生産事業プログラムに従って、許可された鉱物の採掘を実施すること
- (b) 省に対して、生産を開始する場合又は生産を終了する場合には、鉱山開発及び鉱物生産事業プログラムに記載されている日若しくはそれ以前に通知を行うこと
- (c) 省に承認された方法で許可鉱区の境界を定めること
- (d) 採掘が終了した土地の埋戻し、再緑化等の措置を行い、再利用可能にすること
- (e) ミャンマー国内に連絡先となる事務所を維持し、省又は局に登録すること
- (f) 省が承認した様式により、許可鉱区での鉱物生産事業に関する正確で完全な技術的記録

を保存すること

(g)航空写真から解析された地質報告書、地質図、コア・サンプル、分析、テスト結果及びその他取得した全てのデータ並びに許可鉱区に関する地図及びその一覧表に関するコピーを保存すること

(h)省から権限を与えられた職員が、保存している記録及びデータ資料について、時宜に応じて検査することを容認すること

(i)省からの要請があった場合、保存している記録及びデータ資料の写しを無償にて省に提出すること

(j)許可証の条件に従い、鉱区内における許可された鉱物に関する占有的権限

(k)許可保有者本人、同代理人、契約者又は雇用者は、必要な車両、プラント、機械類、設備及び建設資材と共に許可鉱区内に立入る権限を有する

(l)既存の道路、橋梁及び栈橋を利用する権利を有しており、かつ、関係者、政府部門又は組織の許可を得て、事業を実施する上で必要となる道路、橋梁、飛行場、栈橋及びその他のインフラ設備を建設する権限

(m)採掘鉱区内において鉱物生産に必要な建物を建設する権限

(n)鉱産物を指定された条件に従い、国内販売又は海外に輸出する権限

5. 小規模鉱物生産許可証保有者の権限及び義務

小規模鉱物生産許可証保有者は、以下の権限及び義務を有する(施行規則 63 条、64 条)。

(a)許可証の条件に従い、許可鉱区内において小規模鉱物生産事業を実施すること

(b)省又は局から時宜に応じて要求又は指示された小規模鉱物生産に関する情報を提出すること

(c)鉱物生産事業における安全の確保又は優良な採掘実務を行うため、省又は局の指示を遵守すること

(d)鉱物生産の開始前と終了前に、当該地域を管轄する局及び省から指名された担当官に対して連絡を行うこと

(e)省又は局に承認された方法で、許可鉱区の境界を定めること

(f)省又は局からの指示により、採掘が終了した土地の埋戻しを行い再利用可能にすること

(g)許可証の条件に従い、鉱区内における許可された鉱物に関する占有的権限

(h)許可保有者本人、同代理人、契約者又は雇用者は、必要な車両、プラント、機械類、設備及び建設資材と共に許可鉱区内に立入る権限を有する

(i)既存の道路、橋梁及び栈橋を利用する権限を有しており、かつ、関係者、政府部門又は政府組織の許可を得て、事業を実施する上で必要となる道路、橋梁、飛行場、栈橋及びその他のインフラ設備を建設する権限

6. 零細鉱物生産許可証保有者の権限及び義務

零細鉱物生産許可証保有者は、省又は局が時宜に応じて公示する指示に従い鉱物生産事業を実施し、指定された権限を有する(施行規則 65 条、66 条)。

第4 許可証の譲渡及び放棄

1. 許可証の譲渡

許可証保有者は、省又は局の許可を得て、許可証を譲渡する権利を有する。許可証保有者は、省又は局の許可を得るため、譲渡に関する申請書と共に譲渡合意書のドラフトを提出しなければならない(施行規則 74 条)。省又は局は、許可証の譲受人が譲渡人と共に共同作業又は合併事業を実施してきた者であり、本法及び規則に基づいて承認されている者である場合には、許可証の譲渡申請について承認する(施行規則 76 条)。

2. 許可証の放棄

許可証保有者は、許可証の条件に基づき許可鉱区の一部又は全部を放棄することができる。その場合、省又は局に対して、放棄を行う 1 か月以上前に放棄しようとする鉱区に関する必要証拠書類を提出しなければならない。当該放棄は、省又は局から発行された放棄証明書を受領することにより有効となる(施行規則 78 条(a)(b))。省又は局は、許可鉱区全ての放棄の場合には許可を取消、一部の放棄の場合には、許可証の変更を行う(施行規則 79 条)。

第5 所定の料金

1. 鉱山使用料

(1) 鉱山使用料の比率

鉱業生産許可保有者は、自ら鉱業生産物の販売を行う場合、鉱物の販売価格により、省により定められた以下の比率の鉱山使用料を支払わなければならない(鉱山法 18 条)。販売価格を計算するに当たって、省は、販売時点における鉱物の一般の国際価格を基礎として定められた方法により計算しなければならない(鉱山法 19 条)。

(a) 宝石である場合には 5% から 7% の比率

(b) 金、銀、白金、イリジウム、オズミウム、パラジウム、ルテニウム、ロジウム、タンタル、コロンビウム、ニオブ、ウラン、トリウム及びその他の希少金属の場合、省は、政府の承認を得た上で、時宜に応じて通知により 4% から 5% の比率を定めて公表できる

(c) 鉄、亜鉛、銅、鉛、鈴、タンゲステン、ニッケル、アンチモニー、アルミニウム、砒素、蒼鉛、カドミウム、クロム、コバルト、マンガン及びその他の金属鉱物の場合、省は、政府の承認を得た上で、時宜に応じて通知により 3% から 4% の比率を定めて公表できる

(d) 産業用鉱物又は石材の場合には 1% から 3% の比率

(2) 鉱山使用料に関する省の権限

省は、鉱山使用料に関して以下の事項を定める権限を有する(鉱山法 20 条)。

- (a) 鉱物調査又は鉱物探索により取得した鉱物について支払うべき鉱山使用料を、時宜に応じて通知により定めることができる
- (b) 鉱業生産の促進を目的として、期間を定め、鉱業生産許可保有者が支払うべき鉱山使用料の全部又は一部を免除することができる
- (c) 関係する政府部門又は政府機関によって得られた分析又はその他の試験を目的とした鉱物見本について鉱山使用料を免除することができる
- (d) 鉱山使用料の支払い延期期間を定めることができる
- (e) 鉱山使用料の正確な額の課税が不可能である場合には暫定的な鉱山使用料を課すことができる

2. 確定採掘料

許可保有者は、許可証に記載された土地に対して、鉱山規則の附則(a)に規定されている率で計算された確定採掘料を支払わなければならない(鉱山法 12 条(c)、施行規則 115(a)条)。

許可保有者は、許可証ごとに確定採掘料を支払わなければならない(鉱山法 12 条(d))。また、許可保有者は、毎年 4 月 1 日から 30 日以内と 10 月 1 日から 30 日以内の分割 2 回払いで、局に対して確定採掘料を支払わなければならない(施行規則 115(b)条)。確定採掘料は、許可証に記載された条件において定められた率で、ミャンマー通貨又は外貨で支払わなければならない(施行規則 119 条)。

第 4 節 鉱業生産のための土地及び水の利用権

第 1 鉱業生産のための土地の利用権

省の管理下にある地域、又は、鉱業保護地域若しくは宝石地区ではない地域における鉱業生産許可保有者は、当該土地の掘削権、所有権、使用权、利益享受権、相続又は譲渡権を有する個人又は組織との調整及び同意の取得後にのみ、生産を開始することができる(鉱山法 14 条)。但し、調整ができない場合、必要な対応として問題事項を取り纏めて省に対して提出する(施行規則 69 条(a))。

国家の利益のため、商業目的において鉱業生産ができる土地の取得が必要である場合、省は既存の法律に基づき当該土地の取得に関して関連する省と調整を行わなければならない(鉱山法 15 条)。

第 2 鉱業生産のための水の利用権

鉱業生産許可保有者は、鉱業生産に関して公共の水を使用する必要がある場合、所定の方法により、当該要求を最初に局に通知しなければならない(鉱山法 16 条)。局は、当該要求を精査後、鉱業生産許可の保有者による公共の水の使用が真に必要と確認した場合、既

存の法律に従って、水の使用許可の取得のために関係する政府部門及び政府機関との調整を行う(鉱山法 17 条)。この場合、許可保有者は第三者が日常使用している用水を奪うことがないように留意しなければならない(施行規則 72 条)。

第 5 節 鉱山保護区及び宝石保護区の指定

第 1 鉱山保護区の指定

省は、鉱山保護区の指定に関して以下の権限及び義務を有する(鉱山法 21 条)。

- (a) 政府の承認を得た上で、商業目的において生産できる鉱山を鉱山保護区として通知により指定することができる
- (b) 鉱山保護区の指定を行う前に、当該地区を鉱山保護区とする旨の宣言を所定の方法により行わなければならない
- (c) 鉱山保護区の指定に当たって、関連する地域の公共の権利に与える影響の調査、合理的な権利及び利益の享受及び鉱山保護区の境界設定のため、局長を長とした有識者による委員会を組織し、職務を設定しなければならない
- (d) 政府部門又は政府機関の管理下にある土地を上記(a)に基づき鉱山保護区とする場合、関係政府部門及び政府機関との調整後に指定しなければならない
- (e) 個人又は組織が、保護鉱物の掘削権、所有権、使用権、利益享受権、相続又は譲渡権を有する土地を上記(a)に基づき鉱山保護区とする場合、既存の法律により土地の取得に関して関連する省と調整後に指定しなければならない

第 2 宝石地区の指定

省は、宝石地区の指定に関して以下の権限及び義務を有する(鉱山法 22 条)。

- (a) 商業的規模で生産用の宝石が存在する又は宝石が発見された土地の情報を得た場合、政府の承認を得た上で、通知により当該地区を宝石地区に指定することができる
- (b) 宝石地区の指定に当たって、既に宝石地区と指定されている地域の公共の権利に与える影響の調査、合理的な権利及び利益の享受及び宝石地区の境界設定のため、局長を長とした有識者による委員会を組織し、職務を設定しなければならない

第 3 選定の取消及びその他の鉱物に関する取扱い

省は、政府の承認を得て、鉱山保護区又は宝石地区の全部又は一部の境界の変更又は停止を行うことができる(鉱山法 23 条)。

個人又は組織が、保護鉱物の掘削権、所有権、使用権、利益享受権、相続又は譲渡権を有する土地の地上又は地下に自然に存在する鉱物が発見された場合又は大陸棚に自然に存在する鉱物が発見された場合、既存の法律に基づき、国家に所有権があると看做される(鉱山法 24 条)。

第6節 協定の締結

省は、必要とされる場合、鉱物調査、探査及び大規模鉱物生産又は小規模鉱物生産に関して、局長又は鉱山公社の業務執行取締役に対して、個人又は組織との協定の締結について許可できる(施行規則 83 条)。個人又は組織は、本法に基づき、鉱山公社との間で鉱物調査、探査又は生産に関する合弁事業契約を締結できる(施行規則 84 条)。

施行規則 83 条及び 84 条に基づく協定書は、省の許可を得て、両者の出資に基づく生産分配方式、利益分配方式、鉱物調査、探査若しくは生産の各事業段階、若しくは包括事業における利益分配方式又は他の方式とすることができる(施行規則 85 条)。当該協定については、入札又は条件交渉を通じて締結される(施行規則 86 条)。

第7節 労務

第1 雇用

鉱山の統制と管理を行うため、指定された資格を有するマネージャーを全ての鉱山で選任しなければならない。マネージャーの行為は、許可保有者の行為であると看做される。鉱物生産許可保有者は、指定された資格を有していれば、自らマネージャーとなることができる(施行規則 87 条)。

鉱山では年少者を雇用してはならず、社会・保健サービス業務を除き、女性を坑内作業場で雇用してはならない。また、職務を遂行する能力があること及び年齢を証明した保健当局の証明書がない限り、18 歳未満の者を鉱山で雇用してはならない(施行規則 88 条乃至 90 条)。

鉱山に雇用された全ての人物に関して、様式 8 を用いて、記録簿を作成し、保管しておかなければならない。坑内作業員として雇用された全ての鉱山労働者に関して、様式 9 を用いて、労働者の氏名と作業時間に関する記録簿を作成し、保管しなければならない(施行規則 92 条)

鉱山労働者が所定労働時間を超えて勤務した場合、通常の率の 2 倍の時間外勤務手当を支払わなければならない。鉱山労働者が休日勤務を行った場合、勤務手当の賃金に加えて、労働者が指定するその他の手当を支給しなければならない(施行規則 93 条)。

第2 労働条件

鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、以下の義務を負う(施行規則 95 条)。

- (a) 鉱山において、いかなる鉱山労働者も週 5 日を超えて働かせてはならない。
- (b) 通常の場合、1 日 8 時間を超えて働かせてはならず、また、週 40 時間を超えて働かせてはならない。但し、作業の都合上、労働者が終日働く必要がある場合には週 48 時間まで働

くことは認められる。

- (c) 鉱山の坑外における労働時間は、休憩時間も含めて 1 日 10 時間を超えて働かせてはならない。但し、少なくとも 1 時間の休憩を取らなかった場合には、5 時間を超えて働かせてはならない。
- (d) 鉱山の坑内における労働時間は、1 日 8 時間を超えて働かせてはならない。作業の都合上シフト労働制を採用している場合、各シフトの労働時間は 8 時間を超えてはならない。
- (e) 坑内作業労働者として登録された労働者以外の者を坑内作業場に從事させてはならない。
- (f) シフト勤務を行う労働者が、深夜 0 時を挟んで働いた場合、当該労働者にとっての翌日は、当該シフト勤務の終了時から 24 時間後である。したがって、深夜 0 時を挟んで働いた時間数については前日分の時間数に加算してカウントするものとする。
- (g) 様式 10 及び様式 11 を用いて、鉱山の坑外及び坑内作業の開始時間と終了時間を明示した通知を事務所の外部に掲示しなければならない。この場合、それぞれの通知の写しを、統括監督官宛に提出しなければならない。
- (h) 前項の通知は作業開始の 7 日前までに掲示しなければならない。
- (i) 作業又はシフト勤務の開始時間と終了時間を変更する場合には、その変更する 7 日前までに様式 12 を用いて、当該変更通知を事務所の外部に掲示しなければならない。この場合、それぞれの通知の写しを、統括監督官宛に提出しなければならない。
- (j) 前項に規定された通知によることなく、いかなる労働者も鉱山で働かせてはならない。
- (k) 土曜又は日曜の直前又は直後の 3 日以内に 1 日の休暇を与えない限り、いかなる労働者も土曜又は日曜に働かせてはならない。
- (l) 前項による土曜又は日曜勤務の代替休暇を与えることができない場合には、その労働者が取得することができなかった休暇日数に相当する代替休暇について、取得する権利のある休暇日から起算して 1 か月以内に与えなければならない。
- (m) 土曜又は日曜の代替休暇に関する通知は、それに該当する日の作業が開始される時間の 24 時間前までに掲示しなければならない。いかなる労働者も 2 日間の休暇を与えることなく連続 10 日間働かせてはならない。
- (n) 土曜、日曜又は代替休暇の 1 日前であれば、鉱山に掲示した通知を取消することができる。
- (o) 労働者を土曜又は日曜に働かせる必要がある場合、当該労働者の週労働時間数を計算する目的に限り、当該土曜又は日曜における労働時間数はその代替休暇が属する週に含まれる。

第 3 安全及び事故防止対策

鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、安全及び事故防止対策のため、以下の義務を負う(施行規則 97 条乃至 101 条)。

- (a) 自らの統制下にある鉱山において安全を確保し、事故を防止するため、施行規則 97 条に規定されている必要な対策を講じなければならない。

- (b) 鉱山ごとに合理的に予見可能な作業関連事故及び自然災害に関する事故防止計画書を作成し、それを維持しなければならない。
- (c) 労働者が作業場において物理的、化学的又は生物学的な危険に晒される場合、施行規則 99 条所定の必要な対応を行わなければならない。
- (d) 適切な訓練の実施、健康診断制度の活用等の施行規則 100 条所定の対応を行う。
- (e) 火薬関連について、施行規則 101 条の規定を遵守する。

第 4 福利厚生等に関する計画書

鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、鉱物生産事業開始前に、鉱山の職員及び労働者の福利厚生、健康、衛生及び規律に関する計画書を作成し、局に対して提出しなければならない(施行規則 102 条)。局は、当該計画書を審査、承認する(施行規則 103 条)。鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、承認された計画書に従い、鉱山の職員及び労働者の福利厚生、健康、衛生及び規律について実施しなければならない(施行規則 104 条)。

第 5 事故発生の報告

鉱山内又はその周辺において死亡又は重傷を負う事故が発生した場合、または鉱山において爆発、火災若しくは出水の事故が発生した場合、鉱山の鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、事故発生から 24 時間以内に省又は局に通知し、1 週間以内に様式 13 を用いて、詳細な報告書を省又は局に送付しなければならない。また、当該報告書の写しを労働省⁹に対しても送付し、必要な指示を受けなければならない(施行規則 107 条(a))。

第 8 節 環境保護対策

鉱山探査許可保有者又は鉱山生産許可保有者は、省又は局が承認するまで、試掘ボーリング、トレンチ溝又は坑内採掘の影響により被害が生じた地表部について、埋戻しを行うか、他の方法によりその安全を図らなければならない。また、政府が所有する森林内において鉱物の探査又は生産を行うために樹木を伐採した場合、植林を行うか又は森林省に補償金を支払わなければならない(施行規則 105 条)。

鉱物生産許可保有者又は鉱山マネージャーは、鉱物生産の過程で発生する廃液、廃棄物、尾鉱及び鉱煙については、水質、大気、土壌の環境汚染防止を図るため、必要な分析検査を実施しなければならない。分析検査の結果、動植物に危害を及ぼす有害物質が発見された場合、化学的手法によりその品質の改善を図るものとし、危険性がないことが確かな場合に限り機能的に処理することができる(施行規則 106 条)。

⁹ 現在の労働・雇用・社会保障省 (Ministry of Labour, Employment and Social Security) を意味する。

第9節 検査長官

局長は、検査長官とされる(鉱山法 25 条)。

検査長官の職務及び権限は以下のとおりである(鉱山法 26 条、27 条)。

- (a)本法、規則、命令及び指令並びに許可に規定されている条件を許可保有者が遵守しているか否かの確認及び監督
- (b)鉱山で勤務する管理者及び労働者の健康、衛生、安全、事故防止、福祉、懲罰手段の検査
- (c)検査官の職務の決定及び監督
- (d)時宜に応じて省から任命された職務の遂行
- (e)本法の目的のため、局の職員から適当な者を検査官に任命する権限
- (f)検査官の権限を定める権限

第10節 行政処分

第1 総則

許可保有者又は許可保有者を代理するマネージャー若しくはその労働者が本法に基づく命令又は指令に違反した場合又は許可の条件に違反した場合、許可発行者は、以下の行政処分を行うことができる(鉱山法 28 条)。

- (a)許可に基づく事業の全部又は一部の停止
- (b)罰金を課した後の事業継続の許可
- (c)許可の取消
- (d)許可の取消及び保証金並びに前納金の没収、追加で必要な場合罰金

第2 停止又は取消

省又は局は、以下の状況が認められた場合、許可の停止又は取消を行う(施行規則 80 条)。

- (a)許可保有者が本法又は施行規則に基づく支払いの期限までに支払わない場合
- (b)許可条件に関する省又は局に対する虚偽の陳述
- (c)許可申請及びその取得が本法に違反していると判明した場合
- (d)許可保有者が死亡後、相続人が本法又は規則に規定されている資格を有していない場合
- (e)許可保有者が税金の支払いができず政府への納税不能となった場合又は会社が清算した場合

第3 手続

省又は局は、許可の停止又は取消の措置を行う前に、許可保有者に対して通知しなければならない。通知書には、許可保有者に対して許可条件の違反内容の是正が困難であるこ

とを記載するとともに、停止又は取消とならないための理由について釈明させることができる(施行規則 81 条(a))。

第 6 章 宝石法

第 1 節 概要

第 1 成立日

宝石法は、1995 年 9 月 29 日に成立した。その後、2003 年 6 月 16 日に一部改正されたものの、大きな改正はなされていない。本法 54 条(b)に基づき、1995 年 10 月 4 日に宝石法施行細則(The Ministry of Mines Notification No.70/1995)が成立した。

第 2 目的

本法の目的は以下のとおりである(宝石法 3 条)。

- (a) ミャンマーで生産された宝石に関する国内での完全な宝石及び宝飾品市場の創設及び発展
- (b) 市場経済指向の市場に従った宝石の自由な生産及び市場取引事業のための会社及び協同組合への許可証の発行
- (c) 常時宝石及び宝飾品を自由に販売するための宝石市場の開設及び維持
- (d) 国内での違法な宝石生産の根絶及び違法な宝石の海外への持出し及び販売の防止並びに抑止

第 3 他の法律との関係

ミャンマー鉱山法の規定にかかわらず、宝石に関する事項のうち、本法に規定されている事項については、本法にのみ従わなければならない(宝石法 46 条)。

第 2 節 定義

本法で使用される用語の定義は以下のとおりである(宝石法 2 条、施行細則 2 条)。

- (a) 「宝石」とは、ルビー、サファイア、翡翠、ダイヤモンド、スピネル、ペリドット、クリソベリル、トルマリン、ダンプライト、アクアマリン、ジルコン、トパーズ、フェナカイト、ガーネット、月長石、イオライト、燐灰石、エピドテ、青金石、透輝石、琥珀、蛍石又は軟玉を意味する。本表現には、時宜に応じて、政府の承認を得た上で、鉱山省の通知により石英類及び物質のうち、宝石の質を有すると定められた石を含む。
- (b) 「宝石の生産」とは、自然発生した宝石の原石を取得する事業の全段階を意味する。
- (c) 「宝飾品」とは、宝石の研磨により出来上がる宝飾品を意味する。

- (d)「宝飾品の製作」とは、宝石の研磨から宝飾品の制作に関する事業の全ての段階を意味する。
- (e)「許可」とは、宝石の生産に関し本法に基づき発行された許可を意味する。
- (f)「ライセンス」とは、店舗を開設し、宝石の原石、加工済宝石又は宝飾品を外国通貨による販売に関し本法に基づき発行されたライセンスを意味する。
- (g)「使用料」とは、宝石の生産、又は、宝石の原石、加工済宝石若しくは宝飾品の販売に関し本法に基づき課される税金を意味する。
- (h)「会社」とは、ミャンマー会社法に基づきミャンマー会社として組織された会社又は 1950 年特別会社法に基づきミャンマー国民によってのみ組織された会社を意味する。
- (i)「組合」とは、協同組合法に基づき登記された基礎協同組合、企業組合、企業組合連合又は中央協同組合を意味する。
- (j)「中央委員会」とは、本法に基づき組織された中央宝石監督委員会を意味する。
- (k)「評価機関」とは、本法に基づき組織された宝石評価機関を意味する。
- (l)「宝石の原石」とは、既に加工された宝石の一片も含む。
- (m)「市場価格」とは、事前売却又は差止制度による売却により受領した金銭、宝石の原石、加工済宝石又は宝飾品のクレジット又は現金換算値。本表現は、物々交換価値を含む。
- (n)「様式」とは、施行規則に添付された様式を意味する。
- (o)「許可取得者」とは、宝石生産事業の許可を取得した作業場において業務を遂行する会社、組織、個人を意味する。

第3節 宝石地域及び区画の指定

第1 宝石地域の指定

鉱山省は、商業規模で宝石生産が可能な地域を発見したとの情報を得た場合、政府の承認を得た上で、通知により宝石地域に指定することができる。また、宝石地域として既に指定された地域における公共の権利に及ぼす影響の調査、合理的な権利及び利益の享受並びに宝石地域境界設定のため、専門的な職員による委員会を組織し、職務を設定する(宝石法 4 条)。また、政府の承認を得た上で、宝石地域の全部又は一部の指定を見直し又は取消することができる(宝石法 6 条)。

なお、本法施行前に通知により指定された現在の宝石地域は、本法に基づき選定された宝石地域と看做される(宝石法 5 条)。

第2 宝石の所有権

既存の法律に基づき個人又は組織が耕作権、保有権、使用及び占有権、利益享受、相続若しくは譲渡権を有する土地の地上若しくは地下で発見された若しくは大陸棚で発見された全ての宝石は国家の財産と看做される(宝石法 7 条)。購入者は、ミャンマー宝石公社が発

行したバウチャーを使用して外貨により許可又はライセンス保有者から宝石の原石、加工済宝石及び宝飾品を適法に取得できる(施行細則 54 条)。

第 3 宝石区画の指定

鉱山省は宝石の生産許可のため、宝石が採掘できる宝石地域内に宝石区画を指定しなければならない。また、関係する省との調整により、宝石地域を除く、宝石が採掘できるその他の休閑地及び空地を宝石区画として指定することができる(宝石法 8 条)。

第 4 節 宝石の生産許可

第 1 宝石の生産許可

1. 競争入札

鉱山省は、宝石法 8 条に基づき指定された各宝石区画の許可の期間を定めなければならない。また、各宝石区画の最低競売価格を定めなければならない、当該宝石区画に関する入札条件に従って競争入札を開催しなければならない(宝石法 9 条)。

宝石の生産を希望する会社は、定款上、宝石の生産事業を行う権利を有していなければならない、組合の場合には、法令により認められていなければならない。加えて、鉱山省により定められた条件を満たしていなければならない(宝石法 10 条)。当該条件を満たす会社又は組合は、鉱山省により許可発行の競争入札が行われる場合、規定に従って 1 つ又は複数の宝石区画に入札を提出する権利を有する(宝石法 11 条)。

2. 提案書

鉱山省は、許可期間や採掘方法等の所定の事項につき提案書の提出を要求できる(施行細則 3 条)。宝石の生産を希望する会社又は組合は、ミャンマー宝石公社に 1,000 チャットを支払った後、様式 1 を用いて登録し、提案書(様式 2)を取得する(施行細則 4 条(b)(c))。その後、封をして提案書をミャンマー宝石公社に提出する(同条(d))。

ミャンマー宝石公社は、(a)提出された提案が当該会社又は組合の定款上、法令上実行可能か否か、(b)当該会社又は組織の本社がヤンゴンに所在するか否か、(c)鉱山省が規定した規律に従っているか否か、(d)提案書に添付された財務事項が良好か否か、(e)支払額の要素を基礎として精査後、所見を付して鉱山省に対して提案書を提出する(施行細則 5 条)。

3. 許可の発行

鉱山省は、上記(a)乃至(c)の整合性を確認し、最も高額の入札を提出した会社又は組合に対して、様式 3 を用いて宝石の生産許可を付与されることになった会社又は組合を公表する(宝石法 12 条、施行細則 6 条)。選ばれた会社又は組合は、選ばれた旨の通知受領後、1 ヶ月以内にミャンマー宝石公社に対して提案額を支払わなければならない(施行細則 7 条)。

当該額の支払い後、ミャンマー宝石公社は許可(様式 4)を発行する(施行細則 8 条(a))。

鉱山省は、許可の期間終了の場合、各宝石区画の許可の期間を再度定めなければならない。その際、各宝石区画の最低価格を再度定め、当該宝石区画につき規定に従って入札を行わなければならない(宝石法 13 条)。

4. 区画採掘地域

鉱山省は、時宜に応じて、通知により、宝石の生産事業が許可される区画採掘地域を指定しなければならない。当該指定された地域内に、既存の法律に基づく土地の耕作権、保有権、使用及び占有権、受益権、相続権又は譲渡権を有する者で、当該土地において宝石の生産を希望する場合、規定に従って、ミャンマー宝石公社に対して区画採掘許可取得のための申請書(様式 5)を提出することができる(宝石法 14 条、施行細則 11 条(a))。ミャンマー宝石公社は、申請者が申請権限を有するかにつき精査後、意見を付して申請書を鉱山省に提出する(施行細則 11 条(b))。

鉱山省は、規定に従って、当該区画採掘申請書を精査後、許可が相当であると判断した場合には、許可の期間及び料金を定める(宝石法 15 条)。料金について、鉱山省は、3 年間かつ 1 エーカー当たりの基本料金を 50 万チャット以上に定めなければならない(施行細則 13 条(a))。ミャンマー宝石公社は、当該規定された料金を様式 6 を用いて申請者に公表する(同条(b))。

申請者が定められた料金を支払った場合、ミャンマー宝石公社は許可(様式 7)を発行しなければならない(施行細則 14 条(a))。許可の期間が終了した場合、各区画採掘の許可の期間及び料金を再度定める(宝石法 15 条、施行細則 16 条)。

なお、会社又は組合に関する宝石法 9 条乃至 13 条の規定を除き、その他の会社又は組合に関する規定は、宝石法 15 条に基づく区画採掘許可保有者に対しても適用される(宝石法 49 条)。

5. 廃土の処理

鉱山省は、宝石の生産に関する許可保有会社、組合又は個人により宝石の生産が行われる宝石地域内に、公衆が利用するための廃土処理地を指定することができる(宝石法 15 条 A)。

宝石区画で事業を行う許可保有会社又は組合、若しくは、区画採掘事業の許可保有者が、宝石地域内の区画内外において仮設建物、倉庫、作業小屋及び休憩所の建設、又は、車両、機械、宝石の原石の保管並びに土と宝石の分離若しくは土の洗浄、砕石並びに廃土の処理を行うために使用する作業場所を希望する場合、鉱山省に対して許可を取得するために申請を行わなければならない(同条 B)。鉱山省は、当該申請を精査後、条件を定めて許可を与えることができる。当該許可の交付に当たって、許可された区画以外の事業場所の許可期間及び土地の割増使用料を定めなければならない。所定の許可期間終了後、期間を延長す

ることができる(同条 C)。

第2 許可保有会社又は組合の権利義務

1. 許可保有会社又は組合の義務

許可保有会社又は組合は、以下の義務を負う(宝石法 16 条、施行細則 18 条、20 条、21 条)。

- (a)規則、手続、命令及び指令の遵守
- (b)許可に規定された条件の遵守
- (c)関連する評価機関に対して生産した宝石の原石を提示し、規定に従って登録を行う
- (d)本法に従って使用料の支払い
- (e)取得した許可の貸出し又はその他の方法による譲渡の禁止
- (f)以下に関する規則、手続、命令及び指令の遵守
 - (1)宝石の生産に関する職員及び役員の雇用、業務の割当、年齢、賃金、給与、及びその他の報酬の支払い
 - (2)宝石の生産に関する地上又は地下勤務の労働日数、労働時間の決定
 - (3)宝石の生産に関する安全及び事故の予防規定の策定
 - (4)宝石の生産事業に従事する職員及び役員の福祉、健康、衛生及び規律に関する計画の策定及び履行
 - (5)環境保全のための宝石の生産による悪影響防止に関する規定の策定
 - (6)宝石の生産による事故に基づく死亡又は負傷の事故報告
 - (7)検査長官及び検査官に対する報告
- (g)関連する省により規定された外貨を用いて宝石の原石、加工済の宝石、宝飾品の輸出に関する契約書を様式 11 をベースとして締結しなければならない
- (h)加工済宝石又は宝飾品をミャンマー通貨で売却した場合、既存の法律に基づき税金を支払わなければならない
- (i)自らの手配により海外の宝石業者を招聘する場合、政府が出資及び管理する宝石取引所又はライセンスにより許可された場所及び店舗開設された宝石市場以外で宝石の原石、加工済の宝石又は宝飾品を販売してはならない。1 個又は 1 組の販売価格が US\$50,000 以上の場合、鉱山省が指定する場所においてのみ販売でき、かつ、ミャンマー宝石公社及び内国歳入局に対して販売前に通知しなければならない

2. 許可保有会社又は組合の権利

生産された宝石の原石の登録及び使用料を支払った場合、許可保有会社又は組合は、以下の権利を有する(宝石法 17 条乃至 19 条、施行細則 18 条、19 条、21 条)。

- (a)当該宝石の原石の切断及び研磨、加工済宝石の作成並びに宝飾品の製作を行う権利
- (b)当該宝石の原石、切断及び研磨した加工済宝石又は宝飾品に関して、

- (1)規定に従い、国内で自由に営業する権利
- (2)ミャンマー国民に対してミャンマー通貨で自由に販売する権利
- (3)外貨を所持する権利を有する者に対して外貨で販売する権利
- (4)海外に外貨で輸出及び販売する権利
- (5)政府が出資及び管理する宝石取引所又はライセンスにより許可された場所及び店舗開設された宝石市場における販売の権利
- (6)自らの手配により招聘した外国の宝石商人に対する所定の条件に従った販売を行う権利
- (c)評価機関が決定した宝石の価値について不服を有する場合、当該評価日から 30 日以内に中央委員会に対して様式 9 を用いて不服審査請求を行う権利
- (d)生産された宝石の原石からの販売用加工済宝石の作成又は宝飾品の製作を希望する場合、現に必要な原材料又は機械器具の輸入に関して、関税の免除を関連する省に対して申請する権利
- (e)既にミャンマー通貨にて使用料を支払った宝石の原石をミャンマー通貨で売却した場合、その他の既存の法律に基づく税金の免除を享受する権利
- (f)既にミャンマー通貨にて使用料を支払った宝石の原石、加工済宝石又は宝飾品を外貨にて売却後、外貨で使用料を支払った場合、その他の既存の法律に基づく税金の免除を享受する権利
- (g)鉱山省により開催された宝石展示会又は鉱山省により手配された場所において宝石の原石、加工済宝石又は宝飾品を外貨にて販売するために外貨で使用料を支払った場合、鉱山省に対するサービス料の支払いを要請されない権利

第3 会社又は組合に関するその他の許可

1. ライセンス

会社、組合又は個人がショールーム又は店舗を開設し、外貨により宝石の原石、加工済宝石又は宝飾品の販売を希望する場合、ミャンマー宝石公社に対して様式 12 を用いてライセンスの申請を行わなければならない。ライセンス期間は 1 暦年単位であり、申請者は自己の意思により 1 年、2 年、又は 3 年の期間の申請を行うことができる。ミャンマー宝石公社は申請を精査後、鉱山省に提出する(施行細則 22 条)。鉱山省は申請を精査後、申請者がライセンス発行にふさわしいと判断した場合、ミャンマー宝石公社に対してライセンスを発行するよう通知し、ミャンマー宝石公社がライセンスを発行する(施行細則 23 条)。

2. 外国資本に対する許可

鉱山省は、政府の承認を得て、加工済宝石の作成、宝飾品の製作、及び、宝石の原石、加工済宝石及び宝飾品の販売を希望する外国投資家に許可することができる(宝石法 51 条)。

3. 国家利益のための許可

本法の規定にかかわらず、政府は、国家利益のため、会社又は組合に対して所定の条件に基づき許可を発行することができる(宝石法 53 条)。

(a) 宝石が発見される可能性のある地域における適切な場所での宝石試掘及び採掘事業の着手

(b) 宝石地域に指定された地域における適切な区画での宝石の生産事業の着手

第 4 使用料

1. 使用料率

許可保有会社又は組合は、生産した宝石の原石の登録及び宝石法 26 条(b)に基づく評価機関による価値評価後 7 日以内に、以下の使用料率に従い、関連するミャンマー宝石公社の支店においてミャンマー通貨にて使用料を支払わなければならない(宝石法 27 条(a)、施行細則 39 条)。

(1) ルビー、サファイア、翡翠及びダイヤモンドの場合には 20%

(2) 上記(1)以外の宝石の場合には 10%

また、許可保有会社又は組合は、ミャンマー通貨による販売が有効であり、上記(a)に基づく使用料が支払われている場合には、宝石の販売に関する既存のその他の法律に基づく税金から免除される権利を有する(同条(b))。

2. 支払通貨

許可保有会社又は組合が、宝石法 27 条に基づく使用料の支払いを行った宝石の原石を自ら外貨で販売した場合、当該実販売価格の 10%の使用料を外貨で支払わなければならない(宝石法 28 条)。宝石法 27 条に基づく使用料の支払いを行った宝石の原石を切断及び研磨した加工済宝石又は宝飾品を外貨で販売した場合、当該実販売価格の 10%の使用料を外貨で支払わなければならない(宝石法 29 条)。宝石法 28 条又は 29 条に基づき外貨で使用料が支払われた場合、許可保有会社又は組合は、当該宝石の販売に関する既存のその他の法律に基づく税金の支払いを免除される権利を有する(宝石法 31 条(a))。

本法に基づく使用料の支払いを行った宝石の原石又は加工済宝石若しくは宝飾品を許可保有者が外貨で販売した場合、当該販売価格の 10%の使用料を外貨で支払わなければならない(宝石法 30 条)。宝石法 30 条に基づき外貨で使用料が支払われた場合、許可保有会社又は組合は、当該宝石の販売に関する既存のその他の法律に基づく税金の支払いを免除される権利を有する(宝石法 31 条(b))。

第 5 節 宝石の原石、加工済宝石及び宝飾品の取引ライセンス

第 1 ライセンスの申請及び発行

宝石の原石又は加工済宝石若しくは宝飾品を外貨で販売する宝飾品店の営業を希望する

者は、規定に従い、ライセンス取得のために鉱山省に申請しなければならない(宝石法 20 条)。鉱山省は、当該申請を精査後、ライセンスを発行又は拒否することができる。その際、必要なライセンス期間及びライセンス料を定める(宝石法 21 条)。

第2 ライセンス保有者の義務

ライセンス保持者は、以下の義務を有する(宝石法 22 条)。

- (a)規則、手続、命令及び指導を遵守しなければならない
- (b)ライセンスに規定された条件を遵守しなければならない
- (c)定められたライセンス料を支払わなければならない
- (d)政府が出資及び管理する宝石取引所又はライセンスにより許可された場所及び店舗開設された宝石市場においてのみ販売しなければならない
- (e)取得したライセンスを貸出し又はその他の方法による譲渡を行ってはならない

第3 ライセンス保有者の権利

ライセンス保有者は、以下の権利を有する(宝石法 23 条)。

- (a)許可保有会社又は組合が既に使用料を支払った宝石の原石に関する加工済宝石の購入、保有及び作成、並びに、宝飾品の制作の権利
- (b)上記(a)に基づき購入した宝石の原石、加工済宝石及び宝飾品に関して、
 - (1)規定に従って国内で自由に営業する権利
 - (2)ミャンマー国民に対してミャンマー通貨により自由に販売する権利
 - (3)外貨を保有する権利を有する者に対して外貨により販売する権利

第6節 機関

第1 評価機関

1. 設置

鉱山省は、各地域に、5人以上の専門家、技術及び適当な者により必要な評価機関を組織しなければならない。必要に応じて評価機関を再構成することができる(宝石法 24 条、施行細則 32 条(a))。

2. 権限及び義務

評価機関の権限及び義務は以下のとおりである(宝石法 26 条、施行細則 34 条)。

- (a)宝石法 16 条(c)に基づき許可保有会社又は組合が規定に従って提示した宝石の原石の品質、量、重量及び体積の登録
- (b)所定の規定に基づく登録された宝石の原石の価値の決定
- (c)上記(b)に基づく評価に基づく鉱山使用税の徴収に関する関連部門との調整

- (d) 許可保有会社又は組合が評価機関に提出及び登録していない宝石の原石を不当に処理を行った旨の情報を得た場合の本法に基づく処分
- (e) 時宜に応じて鉱山省から任じられた機能及び職務の遂行
- (f) 少なくとも週に 1 回宝石の評価を行う
- (g) 必要に応じて、宝石に関する専門家を招聘して意見を聴取する権利
- (h) 議事録の写しのミャンマー宝石公社への送付

第 2 中央委員会

1. 設置

鉱山省は、以下の者により中央委員会を組織する。必要に応じて、中央委員会の副議長及び合同書記を任命する(宝石法 32 条)。

- (1) 鉱山省副大臣 議長
- (2) 関連する政府部門及び組織の者 委員
- (3) 宝石専門家及び技術者 委員
- (4) 鉱山省から任命された者 書記

2. 権限及び義務

中央委員会の権限及び義務は以下のとおりである(宝石法 34 条)。

- (a) ミャンマーで生産された宝石に関する国内の完全な宝石及び宝飾品市場の確立及び発展の方策に関する鉱山省への助言の提出
- (b) 宝石地域の指定、宝石区画及び最低価格の決定、採掘区画の決定、宝石法 15 条 A に基づく廃土処理地の指定、宝石法 15 条 B に定める作業場許可の交付及び土地割増使用料の規定に関する鉱山省に対する助言の提出
- (c) 宝石の生産及び販売の円滑化並びに事業の成功に関する政府の支援についての鉱山省への助言の提出
- (d) 宝石の種類に従って課税される使用料の時宜に応じた比率の決定に関する提案の鉱山省への提出
- (e) 使用料の査定を目的とした評価機関による宝石価値に不服を有する者からの申立に対する最終決定
- (f) 宝石価値が市場価格と異なる場合の評価機関による宝石価値の再評価
- (g) 国内での宝石の違法な生産の根絶及び違法な持ち出し並びに海外での販売の予防並びに抑制に関する方法及び意図に関する鉱山省に対する助言の提出
- (h) 鉱山省から委託された案件の必要な精査及び助言の提出

第 3 検査長官

1. 構成

鉱山省企画調査局長を本法の目的に基づき検査長官とする(宝石法 35 条)。

2. 権限及び義務

検査長官の権限及び義務は以下のとおりである(宝石法 36 条、37 条、施行細則 50 条、52 条)。

- (a)許可又はライセンス保有者が本法の規定及びそれに基づく規則、手続、命令、指令及び許可又はライセンスの条件を遵守しているかについての確認のための検査
- (b)宝石生産事業に従事する職員及び役員の健康、衛生、安全、事故の予防、福祉、規律の検査
- (c)検査官の機能及び職務の決定並びにそれらの監督
- (d)鉱山省が時宜に応じて委託した職務の遂行
- (e)企画調査局の適切な職員を本法の目的に沿って検査官に任命する権限
- (f)検査官に対して権限を委託する権限
- (g)常時、宝石の作業場に検査目的で立入る権利

第7節 行政処分

許可保有会社又は組合の取締役又は支配人、若しくは会社又は組合若しくはライセンス保有者を代理する管理者が規則、手続、命令又は指導を遵守せず、又はライセンス若しくは許可の条件に違反した場合、鉱山省は、以下のうちの 1 つ又は複数の行政処分を科すことができる(宝石法 38 条)。

- (a)許可又はライセンスに基づく業務の停止
- (b)罰金支払後の事業継続の許可
- (c)許可又はライセンスの取消
- (d)会社又は組合、若しくは、会社若しくは組合の取締役をブラックリストに記載するための関連省への通知

第7章 真珠法

第1節 概要

第1 成立日

真珠法は、1995年7月10日に成立した。本法38条(a)に基づき、2000年6月15日に、真珠法施行細則(The Ministry of Mines Notification No.48/2000)は成立した。

第2 目的

本法の目的は以下のとおりである(真珠法 3 条)。

- (a) 真珠生産及び取引に関する政府の政策の遂行
- (b) 真珠生産の開発の促進及び監督
- (c) 真珠養殖場水域の破壊及び真珠貝絶滅からの保護並びに保全
- (d) 真珠生産に関する科学的研究事業の実施

第3 他の法律との関係及び適用範囲

既存のその他の法律にかかわらず、本法施行後は、真珠貝漁及び採集、真珠貝の人工繁殖、真珠貝の養殖、真珠貝の培養、真珠の収穫又は甲殻取引に関する業務は、本法に従って遂行される(真珠法 34 条)。

なお、省は、政府部門又は組織を本法の適用対象外とすることができる(真珠法 35 条)。

第2節 定義

本法で使用される用語は以下のとおり定義される(真珠法 2 条、施行細則 2 条)。

- (a) 「真珠」とは、各種の真珠貝から得られる自然に構成された真珠又は養殖された真珠を意味する。本表現には、養殖による瘤のある真珠及び半真珠を含む。
- (b) 「真珠の生産」には、真珠貝漁及び採集、真珠貝の養殖、真珠貝の培養、真珠の養殖及び真珠の収穫を含む。
- (c) 「真珠貝漁及び採集」とは、潜水夫及び特定の潜水器具を備え付けた船舶による自然の漁場からの各種の真珠貝の採集を意味する。
- (d) 「真珠貝の養殖」とは、研究所における真珠貝の雄及び雌の種の受精及び 4 インチの大きさまでの貝の卵の養殖を意味する。
- (e) 「真珠貝の育成」とは、真珠貝の卵の飼育及び養殖又は漁獲並びに収集された真珠貝の維持を意味する。
- (f) 「真珠の培養」とは、水中での真珠貝の養殖業務及び核の挿入を意味する。
- (g) 「真珠の収穫」とは、真珠の収穫技術を用いて真珠貝に挿入された真珠の収穫を意味する。本表現には、真珠貝に自然に組織された真珠の収穫を含む。
- (h) 「真珠貝」とは、海水及び淡水で真珠を構成させる本体に 2 枚の唇形の触手を有し、内側表面に滑らかな光沢のある貝類を意味する。
- (i) 「貝殻」とは、殺された又は水中の死んでいる貝の処理から得られる真珠貝を内蔵する硬い外殻を意味する。
- (j) 「貝殻取引」とは、真珠の母体である真珠貝の原材料としての取引を意味する。本表現には、その他の貝類、二枚貝又は淡水二枚貝の貝殻取引を含まない。
- (k) 「真珠養殖場」とは、真珠貝が繁殖、産卵、生息及び現存する水域並びに水面を意味す

る。

(l)「真珠漁船」とは、真珠貝の漁を目的として特定の潜水器具を備え付け又は運ぶ船舶を意味する。

(m)「許可」とは、真珠貝の漁及び採集、真珠貝の養殖、真珠貝の育成、真珠の培養、真珠の収穫及び貝殻取引の 1 つ又は複数の事業遂行のために本法に基づき発行された許可を意味する。

(n)「登録証明書」とは、真珠法 9 条に規定された事業の遂行のため本法に基づき発行された登録証明書を意味する。

(o)「省」とは、鉱山省を意味する。

(p)「社長」とは、ミャンマー真珠公社社長を意味する。

(q)「様式」とは、施行規則に添付された様式を意味する。

第 3 節 許可

第 1 許可申請

①外国投資による真珠貝漁及び採集、真珠貝の養殖、真珠貝の育成、真珠の培養、真珠の収穫又は貝殻取引、②国内投資による真珠貝の養殖、真珠貝の育成、真珠の培養又は真珠の収穫のいずれか 1 つ又は両方の事業を希望する個人又は組織は、様式 1 又は様式 2 を用いて、許可取得のため規定に従って省に申請しなければならない(真珠法 4 条、施行細則 3 条)。

省は、当該申請を精査後、規定を満たしている場合には、政府の承認を得た上で、申請者に対してミャンマー真珠公社と契約を締結させ、許可を発行することができる(真珠法 5 条、施行細則 4 条)。

国内投資による真珠貝漁及び採集、又は、貝殻取引の事業を希望する個人若しくは組織は、様式 5 又は 6 を用いて、許可取得のために社長に対して申請しなければならない(真珠法 6 条、施行細則 5 条)。省は、当該申請を精査後、規定を満たしている場合には、許可を発行することができる(真珠法 7 条)。

第 2 許可保有者の権限及び義務

許可保有者は、以下の権限及び義務を負う(真珠法 8 条、施行細則 8 条、9 条)。

(a)本法、規則、手続、命令及び指令の遵守

(b)許可に含まれる条件の遵守

(c)許可に関して省によって定められた料金のミャンマー通貨又は外国通貨若しくはミャンマー通貨と外国通貨による支払

(d)許可された事業委関する事業計画を作成し、許可受領後 90 日以内に省に提出し、実行する

(e)真珠養殖に関してミャンマー真珠公社との間で締結した契約に基づき許可された 1 年間

の真珠生産量の範囲内の生産された真珠については真珠製品に使用する権利を有する。許可された生産量を超過した真珠については、ミャンマー真珠公社の指示に従い処分する。

第3 料金

許可保有者は、許可受領後 30 日以内に以下の料金をミャンマー真珠公社に対して支払わなければならない(施行細則 10 条)。なお、省は、政府の承認を得た上で、通知により以下の料金を変更できる(施行細則 11 条)。

(a) 外国投資による真珠貝漁及び採集、真珠貝の養殖、真珠貝の育成、真珠の培養、真珠の収穫事業を行う許可のため、US\$100,000 の支払い及び運営に関する US\$100,000 の銀行保証が必要となる

(b) 国内投資による真珠貝の養殖、真珠貝の育成、真珠貝の培養又は真珠貝の収穫事業を行う許可のため、1,000,000 チャットの支払い及び運営に関する 1,000,000 チャットの銀行保証が必要となる

(c) 国内投資による真珠貝漁事業を行う許可のため、20,000 チャットの支払いが必要となる

(d) 国内投資による貝殻取引事業を行う許可のため、100,000 チャットの支払いが必要となる

第4節 登録

第1 登録申請

①真珠漁船としての船舶の利用、②真珠の養殖技術者としての業務を希望する個人又は組織は、登録許可取得のため、所定の様式 9、10、又は 11 を用いて、社長に対して申請しなければならない(真珠法 9 条、施行細則 12 条)。

第2 登録手数料及び登録証明書の交付

社長は、当該申請を精査後、規定を満たしている場合には、申請者の登録を許可できる。以下の登録手数料及びその他の料金の支払後、申請された各事業によって定められた登録証明書を発行できる(真珠法 10 条、施行細則 13 条)。なお、省は、政府の承認を得た上で、通知により以下の登録手数料及びその他の料金を変更できる(施行細則 18 条)。

登録手数料は、(a)真珠漁船としての船舶の利用の場合、3,000 チャット、(b)真珠の養殖技術者としての業務の場合、500 チャット、(c)真珠の養殖潜水者としての業務の場合、500 チャットである(施行細則 14 条)。

年会費は、(a)真珠漁船としての船舶の利用の場合、2,000 チャット、(b)真珠の養殖技術者としての業務の場合、500 チャット、(c)真珠の養殖潜水者としての業務の場合、500 チャットである(施行細則 15 条)。

外国投資により業務を行う場合の登録手数料は、(a)真珠漁船としての船舶の利用の場合、

US\$1,000、(b)真珠の養殖技術者としての業務の場合、US\$200、(c)真珠の養殖潜水者としての業務の場合、US\$200 である(施行細則 16 条)。

外国投資により業務を行う場合の年会費は、(a)真珠漁船としての船舶の利用の場合、US\$500、(b)真珠の養殖技術者としての業務の場合、US\$100、(c)真珠の養殖潜水者としての業務の場合、US\$100 である(施行細則 17 条)。

第 3 登録証明書の延長

登録証明書の期間終了時に、期間の延長を希望する者は、規定に従って社長に対して申請することができる。社長は、当該登録期間延長申請を精査後、規定を満たしている場合には期間を延長することができる(真珠法 11 条)。

第 4 登録証明書保有者の義務

登録証明書保有者は、以下の義務を負う(真珠法 12 条、施行細則 22 条)。

(a)本法、規則、手続、命令及び指令の遵守

(b)登録証明書に含まれる条件の遵守

(c)登録証明書のために省によって定められた料金のミャンマー通貨又は外国通貨若しくはミャンマー通貨と外国通貨による支払

第 5 節 漁場の選定

大臣は、畜産漁業省との調整後、政府の承認を得た上で、通知により真珠養殖場を指定することができる。指定を希望する真珠養殖場が、政府部門又は組織が管理する水域である場合、指定前に、関係政府部門又は組織と調整しなければならない。また、真珠養殖場の選定に関して境界の決定を行うため、社長を長とする専門家による委員会を組織する(真珠法 13 条、施行細則 23 条)。

省は、政府の承認を得た上で、真珠養殖場の全部又は一部の再指定又は取消を行うことができる(真珠法 14 条、施行細則 27 条)。省は、真珠養殖場の破壊及び真珠貝の絶滅からの保護並びに保全のため必要な禁止令を発することができる(真珠法 15 条、施行細則 28 条)。

ミャンマー領海内、隣接海域、大陸棚及び排他的経済水域において発見された自然に生息する真珠貝の真珠は、国家の所有と看做される(真珠法 16 条)。

第 6 節 機関

第 1 ミャンマー真珠公社

ミャンマー真珠公社の職務及び機能は以下のとおりである(真珠法 17 条)。

(a)真珠生産及び取引に関する政策の遂行

- (b)本法に従った真珠生産の監督
- (c)国内での訓練の付与及び海外からの高度な技術の取得による熟練技術の獲得のための真珠生産に従事する者に対する訓練
- (d)真珠生産の増加及び真珠の品質向上のための方法及び手段の調査並びに遂行
- (e)真珠養殖場水域の破壊の予防の方法及び手段の調査
- (f)必要な精査後の真珠養殖場の指定、再指定及び取消に関する省に対する報告
- (g)真珠貝絶滅の予防及び十分な量の獲得のための方法並びに手段の調査
- (h)真珠生産に関する事業の科学的研究の遂行
- (i)真珠生産及び取引の遂行に関する政府部門又は組織及び国際組織との調整並びに協力

第2 検察長官

社長は、本法の目的のため、検査長官とされる(真珠法 18 条)。

検査長官の権限及び義務は以下のとおりである(真珠法 19 条)。

- (a)本法、規則、手続、命令及び指令、許可並びに登録証明書保有者が遵守しなければならない関連する条件が守られているか否かの検査
- (b)許可に基づく事業所に雇用されている労働者の健康、衛生、安全、事故の予防、福祉及び規律に関する事項の検査
- (c)検査官の職務及び機能の監督

第3 検察官

検査長官は、ミャンマー真珠公社の適切な職員を本法の目的のために検査官に任命することができる(真珠法 20 条)。省は、政府部門又は組織の適切な職員を、本法の目的のために検査官に任命することができる。当該任命に当たって、関連する省の事前承認を得なければならない(真珠法 21 条)。

検査官の職務権限は以下のとおりである(真珠法 22 条)。

- (a)管轄する地域の真珠養殖場又は検査長官から特に任じられた真珠養殖場での真珠貝漁船、潜水器具、真珠貝、若しくは、真珠貝漁及び培養の検査
- (b)真珠養殖場で発見した船舶の捜査令状無しでの停船、乗船、随行、検査及び捜査
- (c)船上に保管する必要がある文書及び証明書の要求、検査並びにそれらの複写
- (d)真珠貝漁船の船長、乗船員及び潜水夫に関する必要な取調べ並びに指令の発出
- (e)船舶が本法に違反している場合、真珠漁船及びそれらの中で発見した原料の押収
- (f)禁止された爆薬、毒物、化学薬品及びその他同種の危険物の押収
- (g)本法の違反に関与している者の逮捕及び処分
- (h)検査長官から時宜に応じて委託された権限の行使及び職務の遂行

第7節 行政処分

第1 許可発行者による行政処分

許可保有者又はその代理で経営している者又は従業員が許可の条件に違反又は本法に基づく命令若しくは指令を遵守しない場合、許可発行者は、以下の行政処分を行うことができる(真珠法 23 条)。

- (a) 許可に基づき遂行される業務の全部又は一部の停止
- (b) 罰金の支払後の業務継続許可
- (c) 許可の取消
- (d) 必要な場合には許可取消及び保証金並びに前払金の没収並びに罰金の支払

第2 社長による行政処分

登録証明書保有者が、登録証明書の条件に違反又は本法に基づく命令若しくは指令を遵守しない場合、社長は、以下の行政処分を行うことができる(真珠法 24 条)。

- (a) 期間を定めた登録証明書の取消
- (b) 登録証明書の取消